

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>福井県地域防災計画（原子力防災編）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1 計画の目的 (略)</p> <p>第2 計画の性格</p> <p>この計画は、「福井県地域防災計画」の「原子力防災編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠するものとする。</p> <div data-bbox="237 1291 1291 1701" data-label="Diagram"> </div>	<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1 計画の目的 (略)</p> <p>第2 計画の性格</p> <p>(1) 福井県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p><u>この計画は、福井県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編および原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</u></p> <p><u>県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</u></p> <p>(2) 福井県地域防災計画における他の災害対策との関係</p> <p>この計画は、「福井県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠するものとする。</p> <div data-bbox="1543 1291 2597 1701" data-label="Diagram"> </div> <p>(3) 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針</p> <p><u>地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、指針を遵守するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第3 計画の構成</b></p> <p>この計画の構成は、次の4章からなる。</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p><b>第4 計画を定めるに当たっての基本方針</b></p> <p>本県において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備、通信連絡設備の整備、避難対策の確立等を図る必要のある地域の範囲（以下「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」という。）は、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成13年3月29日改訂、以下「防災指針」という。）に示される「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（以下「EPZ」という。）」を十分尊重して、原子力事業者が、原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う工場または事業所（以下「原子力事業所」という。）からそれぞれ、おおむね半径10kmの範囲とし、当該範囲を包括する市町（以下「関係市町」という。）は、下表のとおりとする。</p> <p>なお、原子力事業所の事故の態様により、万一原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の外側の市町に影響が及びまたは及ぶおそれのある場合において、県は、この計画を応用して該当する市町に的確に指示を行うものとする。</p>	<p><b>第3 計画の構成</b></p> <p>この計画の構成は、次の4章からなる。</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p><b>第4 計画を定めるに当たっての基本方針</b></p> <p><u>(1) 計画の基礎とするべき災害の想定</u></p> <p><u>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 放射性物質または放射線の放出</u></p> <p><u>原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（ブルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</u></p> <p><u>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</u></p> <p><u>イ 被ばくの経路</u></p> <p><u>被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある</u></p> <p><u>(ア) 外部被ばく</u></p> <p><u>外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。</u></p> <p><u>(イ) 内部被ばく</u></p> <p><u>内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。</u></p> <p><u>(2) 原子力災害対策重点区域の設定</u></p> <p>本県において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲につ</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																																
<table border="1" data-bbox="341 798 1380 1465"> <thead> <tr> <th>原子力事業所</th> <th>関係市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本原子力発電(株)敦賀発電所</td> <td>敦賀市、南越前町、美浜町</td> </tr> <tr> <td>(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター</td> <td>敦賀市、南越前町、美浜町</td> </tr> <tr> <td>(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター</td> <td>敦賀市、美浜町</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)美浜発電所</td> <td>美浜町、敦賀市</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)高浜発電所</td> <td>高浜町、おおい町</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)大飯発電所</td> <td>おおい町、小浜市、高浜町</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="231 1549 884 1623">本県の原子力事業所の概要は、別表1のとおりである。 (参考)「防災指針」に示されているEPZの考え方</p> <p data-bbox="207 1680 1492 1892">「EPZのめやすは、原子力施設において十分な安全対策がなされているにもか かわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたものである。具体的には、施設の安全審査において現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量を相当程度上回る放射性物質の量が放出されても、この範囲の外側では屋内退避や避難等の防護措置は必要がないこと等を確認し、また過去の重大な事故、例えば我が国の(株)ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）東海事業所臨</p>	原子力事業所	関係市町	日本原子力発電(株)敦賀発電所	敦賀市、南越前町、美浜町	(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	敦賀市、南越前町、美浜町	(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市、美浜町	関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市	関西電力(株)高浜発電所	高浜町、おおい町	関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市、高浜町	<p data-bbox="1558 289 2798 457"><u>いては、原子力事業者が、原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う工場または事業所（以下「原子力事業所」という。）を対象に、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1558 468 2680 504"><u>ア 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。）</u></p> <p data-bbox="1611 514 2145 550">原子力事業所からおおむね半径5kmの範囲</p> <p data-bbox="1558 560 2798 596"><u>イ 緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。）</u></p> <p data-bbox="1611 606 2175 642">原子力事業所からおおむね半径30kmの範囲</p> <p data-bbox="1558 653 2798 726"><u>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）は表1のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1596 772 1656 804">表1</p> <table border="1" data-bbox="1602 814 2706 1507"> <thead> <tr> <th>原子力事業所</th> <th>PAZ関係市町 (おおむね5km圏)</th> <th>UPZ関係市町 (おおむね30km圏)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター</td> <td>敦賀市</td> <td>敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市</td> </tr> <tr> <td>(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター</td> <td>敦賀市、美浜町</td> <td>敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)美浜発電所</td> <td>美浜町、敦賀市</td> <td>美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)大飯発電所</td> <td>おおい町、小浜市</td> <td>おおい町、小浜市、高浜町、 若狭町、美浜町</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)高浜発電所</td> <td>高浜町</td> <td>高浜町、おおい町、小浜市、 若狭町</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1581 1560 2234 1591">本県の原子力事業所の概要は、別表1のとおりである。</p> <p data-bbox="1537 1602 2407 1633"><u>(3) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施</u></p> <p data-bbox="1558 1644 2249 1675"><u>ア 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施</u></p> <p data-bbox="1581 1686 2798 1902"><u>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</u></p>	原子力事業所	PAZ関係市町 (おおむね5km圏)	UPZ関係市町 (おおむね30km圏)	日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市	(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市	関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町	関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、 若狭町、美浜町	関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、 若狭町
原子力事業所	関係市町																																
日本原子力発電(株)敦賀発電所	敦賀市、南越前町、美浜町																																
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	敦賀市、南越前町、美浜町																																
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市、美浜町																																
関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市																																
関西電力(株)高浜発電所	高浜町、おおい町																																
関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市、高浜町																																
原子力事業所	PAZ関係市町 (おおむね5km圏)	UPZ関係市町 (おおむね30km圏)																															
日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市																															
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市																															
関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町																															
関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、 若狭町、美浜町																															
関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、 若狭町																															

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
<p>界事故や米国のTMI原子力発電所事故との関係も検討を行った。この結果、EPZのめやすとして、表1に示す各原子力事業所の種類に応じた距離を用いる。」</p> <p style="text-align: center;">表1 各原子力施設の種類ごとのEPZのめやす（抜すい）</p> <table border="1" data-bbox="305 468 1338 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="305 468 928 556">施設の種類</th> <th data-bbox="928 468 1338 556">EPZのめやすの距離（半径）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="305 556 928 730">原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設</td> <td data-bbox="928 556 1338 730">約8～10km</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（出典：「防災指針」第3章3-2）</p>	施設の種類	EPZのめやすの距離（半径）	原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設	約8～10km	<p>また、UPZにおいては、原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。）となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施することとする。</p> <p><u>イ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</u> 放射性物質が環境へ放出された場合、UPZおよびUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</p> <p><u>(4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</u></p> <p><u>ア 緊急事態の段階</u> 緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階または復旧段階に区分する。</p> <p><u>(7) 準備段階</u> 原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。</p> <p><u>(i) 初期対応段階</u> 情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。</p> <p><u>(ii) 中期対応段階</u> 放射性物質または放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。</p> <p><u>(エ) 復旧段階</u> 被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。</p> <p><u>イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</u> 緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。</p> <p><u>(7) 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）</u></p> <p><u>① 基本的な考え方</u> 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。</p> <p><u>【警戒事態（第1段階）】</u></p>
施設の種類	EPZのめやすの距離（半径）				
原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設	約8～10km				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
	<p><u>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）等の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</u></p> <p><u>この段階では、県、PAZ関係市町および関係防災機関は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。</u></p> <p><b>【施設敷地緊急事態（第2段階）】</b></p> <p><u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</u></p> <p><u>この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、PAZ内において、災害時要援護者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。</u></p> <p><b>【全面緊急事態（第3段階）】</b></p> <p><u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</u></p> <p><u>この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。</u></p> <p>② 具体的な基準</p> <p><u>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</u></p> <p><u>EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があるが、緊急事態区分と当面のEALの内容は、指針によるものとし、その区分は表2のとおりとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案								
	<p><b>表2 緊急事態の区分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1558 346 1754 388">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1754 346 2763 388">事象の内容（現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1558 388 1754 835"> <p><u>警戒事態 （第1段階）</u></p> </td> <td data-bbox="1754 388 2763 835"> <p>① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合                      ② 福井県において、大津波警報が発令された場合                      ③ 国が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合                      （想定される具体例）                      ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合                      ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合                      ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合                      ・原子炉水位有効燃料長上端未満となった場合                      ・自然災害により以下の状況となった場合                      -プラントの設計基準を超える事象の発生                      -長時間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象の発生                      ④ その他国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 835 1754 1245"> <p><u>施設敷地 緊急事態 （第2段階）</u></p> </td> <td data-bbox="1754 835 2763 1245"> <p>① 原子炉冷却材の漏えい                      ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動                      ③ 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失                      ④ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失                      ⑤ 全交流電源喪失（5分以上継続）                      ⑥ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続                      ⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下                      ⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失                      ⑨ 原子炉制御室の使用不能</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1245 1754 1843"> <p><u>全面緊急事態 （第3段階）</u></p> </td> <td data-bbox="1754 1245 2763 1843"> <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。                      ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失                      ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能                      ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達                      ⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失                      ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失                      ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続                      ⑧ 炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知                      ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知                      ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続                      ⑪ 原子炉制御室等の使用不能                      ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下                      ⑬ 敷地境界の空間放射線量率<math>5\mu\text{Sv/h}</math>が10分以上継続（落雷および明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	事象の内容（現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL）	<p><u>警戒事態 （第1段階）</u></p>	<p>① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合                      ② 福井県において、大津波警報が発令された場合                      ③ 国が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合                      （想定される具体例）                      ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合                      ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合                      ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合                      ・原子炉水位有効燃料長上端未満となった場合                      ・自然災害により以下の状況となった場合                      -プラントの設計基準を超える事象の発生                      -長時間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象の発生                      ④ その他国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p><u>施設敷地 緊急事態 （第2段階）</u></p>	<p>① 原子炉冷却材の漏えい                      ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動                      ③ 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失                      ④ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失                      ⑤ 全交流電源喪失（5分以上継続）                      ⑥ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続                      ⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下                      ⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失                      ⑨ 原子炉制御室の使用不能</p>	<p><u>全面緊急事態 （第3段階）</u></p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。                      ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失                      ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能                      ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達                      ⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失                      ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失                      ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続                      ⑧ 炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知                      ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知                      ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続                      ⑪ 原子炉制御室等の使用不能                      ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下                      ⑬ 敷地境界の空間放射線量率<math>5\mu\text{Sv/h}</math>が10分以上継続（落雷および明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。）</p>
緊急事態区分	事象の内容（現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL）								
<p><u>警戒事態 （第1段階）</u></p>	<p>① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合                      ② 福井県において、大津波警報が発令された場合                      ③ 国が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合                      （想定される具体例）                      ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合                      ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合                      ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合                      ・原子炉水位有効燃料長上端未満となった場合                      ・自然災害により以下の状況となった場合                      -プラントの設計基準を超える事象の発生                      -長時間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象の発生                      ④ その他国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>								
<p><u>施設敷地 緊急事態 （第2段階）</u></p>	<p>① 原子炉冷却材の漏えい                      ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動                      ③ 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失                      ④ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失                      ⑤ 全交流電源喪失（5分以上継続）                      ⑥ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続                      ⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下                      ⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失                      ⑨ 原子炉制御室の使用不能</p>								
<p><u>全面緊急事態 （第3段階）</u></p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。                      ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失                      ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能                      ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達                      ⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失                      ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失                      ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続                      ⑧ 炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知                      ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知                      ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続                      ⑪ 原子炉制御室等の使用不能                      ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下                      ⑬ 敷地境界の空間放射線量率<math>5\mu\text{Sv/h}</math>が10分以上継続（落雷および明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。）</p>								

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
	<p>(イ) <u>運用上の介入レベル（O I L）</u></p> <p>① <u>基本的な考え方</u></p> <p><u>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県および関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</u></p> <p><u>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</u></p> <p><u>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</u></p> <p>② <u>具体的な基準および防護措置の内容</u></p> <p><u>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。</u></p> <p><u>防護措置を実施する国および地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。</u></p> <p><u>各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値は、指針によるものとし、その内容は表3のとおりとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案									
	表3 O I Lと防護措置									
		基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>		防護措置の概要				
	緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）				
		O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染				
	早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施				
		飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定			
	O I L 6 (Bq/Kg)		経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施			
								放射性ヨウ素	300	2,000 <sup>※8</sup>
								放射性セシウム	200	500
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種 ウラン					1 20	10 100	



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第5 計画の周知徹底</b></p> <p>この計画は、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。</p> <p>また、各機関においてはこの計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p><b>第6 市町地域防災計画との関連</b></p> <p>本節第4に定める「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」を含む関係市町地域防災計画（原子力防災編）の作成または修正に当たっては、この計画を基準とするものとし、特に必要な事項については、関係市町で具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、関係市町地域防災計画（原子力防災編）の作成または修正に協力するものとする。</p>	<p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</p> <p>※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。</p> <p>※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象</p> <p>※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p><b>第5 計画の周知徹底</b></p> <p>この計画は、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。</p> <p>また、各機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p><b>第6 市町地域防災計画との関連</b></p> <p>市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成または修正するに当たっては、この計画を基本とし、抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に協力するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>また、本節第4に定める「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」を含まない市町については、原子力防災に係る計画を作成する必要がないが、万一原子力災害が発生し、その影響が当該市町に及びまたは及ぶおそれのある場合は、県と連携し、応急対策を講ずるものとする。</p> <p><b>第7 計画の修正</b></p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正や防災指針の改訂が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。</p> <p>防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。</p> <p>別表1（本節第4関係） 福井県の原子力事業所設置概要（略）</p>	<p><b>第7 計画の修正</b></p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正や<u>指針の改定</u>が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。</p> <p>防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。</p> <p>別表1（本節第4関係） 福井県の原子力事業所設置概要（略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																																																
<p><b>第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務</b></p> <p>原子力防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、福井県地域防災計画（本編）第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 562 1448 1486"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>連絡の窓口</th> <th>事務または業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>第1 福井県</b></td> <td>危機対策・防災課 [担当課は別に定める]</td> <td>(1)～(3) (略) (4) 原子力防災専門官との連携 (5)～(11) (略) (12) 福井県事故対策本部および災害対策本部に関する事務 (13)～(37) (略) (38) 隣接府県等への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教 育 庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第2 福井県警察本部</b></td> <td>警 備 課</td> <td>(1) 住民の避難誘導および救助 (2) 警戒区域等における立入制限措置 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制</td> </tr> <tr> <td><b>第3 関係市町</b></td> <td>防災担当課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第4 第3以外の市町</b></td> <td>防災担当課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第5 第3の市町を管轄する消防本部</b> [以下「関係消防本部」という。]</td> <td>警 防 課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第6 第5以外の消防本部</b></td> <td>警 防 課</td> <td>(1) 福井県市町消防相互応援協定に基づく業務</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡の窓口	事務または業務	<b>第1 福井県</b>	危機対策・防災課 [担当課は別に定める]	(1)～(3) (略) (4) 原子力防災専門官との連携 (5)～(11) (略) (12) 福井県事故対策本部および災害対策本部に関する事務 (13)～(37) (略) (38) 隣接府県等への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等		教 育 庁	(略)	<b>第2 福井県警察本部</b>	警 備 課	(1) 住民の避難誘導および救助 (2) 警戒区域等における立入制限措置 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制	<b>第3 関係市町</b>	防災担当課	(略)	<b>第4 第3以外の市町</b>	防災担当課	(略)	<b>第5 第3の市町を管轄する消防本部</b> [以下「関係消防本部」という。]	警 防 課	(略)	<b>第6 第5以外の消防本部</b>	警 防 課	(1) 福井県市町消防相互応援協定に基づく業務	<p><b>第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務</b></p> <p>原子力防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、福井県地域防災計画（本編）第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1578 562 2775 1507"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>連絡の窓口</th> <th>事務または業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>第1 福井県</b></td> <td>危機対策・防災課 [担当課は別に定める]</td> <td>(1)～(3) (略) (4) 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携 (5)～(11) (略) (12) 福井県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 (13)～(37) (略) (38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教 育 庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第2 県警察</b></td> <td>警 備 課</td> <td>(2) 周辺地域に関する情報収集 (2) 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (4) 交通の規制および緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</td> </tr> <tr> <td><b>第3 関係市町</b></td> <td>防災担当課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第4 県内全市町</b></td> <td>防災担当課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第5 第3の市町を管轄する消防局、消防本部</b> [以下「関係消防本部」という。]</td> <td>警防担当課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>第6 県内全消防局、消防本部</b></td> <td>警防担当課</td> <td>(1) 福井県広域消防相互応援協定に基づく業務</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡の窓口	事務または業務	<b>第1 福井県</b>	危機対策・防災課 [担当課は別に定める]	(1)～(3) (略) (4) 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携 (5)～(11) (略) (12) 福井県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 (13)～(37) (略) (38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等		教 育 庁	(略)	<b>第2 県警察</b>	警 備 課	(2) 周辺地域に関する情報収集 (2) 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (4) 交通の規制および緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持	<b>第3 関係市町</b>	防災担当課	(略)	<b>第4 県内全市町</b>	防災担当課	(略)	<b>第5 第3の市町を管轄する消防局、消防本部</b> [以下「関係消防本部」という。]	警防担当課	(略)	<b>第6 県内全消防局、消防本部</b>	警防担当課	(1) 福井県広域消防相互応援協定に基づく業務
機関名	連絡の窓口	事務または業務																																															
<b>第1 福井県</b>	危機対策・防災課 [担当課は別に定める]	(1)～(3) (略) (4) 原子力防災専門官との連携 (5)～(11) (略) (12) 福井県事故対策本部および災害対策本部に関する事務 (13)～(37) (略) (38) 隣接府県等への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等																																															
	教 育 庁	(略)																																															
<b>第2 福井県警察本部</b>	警 備 課	(1) 住民の避難誘導および救助 (2) 警戒区域等における立入制限措置 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制																																															
<b>第3 関係市町</b>	防災担当課	(略)																																															
<b>第4 第3以外の市町</b>	防災担当課	(略)																																															
<b>第5 第3の市町を管轄する消防本部</b> [以下「関係消防本部」という。]	警 防 課	(略)																																															
<b>第6 第5以外の消防本部</b>	警 防 課	(1) 福井県市町消防相互応援協定に基づく業務																																															
機関名	連絡の窓口	事務または業務																																															
<b>第1 福井県</b>	危機対策・防災課 [担当課は別に定める]	(1)～(3) (略) (4) 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携 (5)～(11) (略) (12) 福井県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 (13)～(37) (略) (38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等																																															
	教 育 庁	(略)																																															
<b>第2 県警察</b>	警 備 課	(2) 周辺地域に関する情報収集 (2) 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (4) 交通の規制および緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持																																															
<b>第3 関係市町</b>	防災担当課	(略)																																															
<b>第4 県内全市町</b>	防災担当課	(略)																																															
<b>第5 第3の市町を管轄する消防局、消防本部</b> [以下「関係消防本部」という。]	警防担当課	(略)																																															
<b>第6 県内全消防局、消防本部</b>	警防担当課	(1) 福井県広域消防相互応援協定に基づく業務																																															

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行			改定案		
<b>第7 指定地方行政機関</b>			<b>第7 指定地方行政機関</b>		
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	(1) 地方公共団体に対する災害短期資金（資金運用部資金）の融通 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査	3 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	(1) 地方公共団体に対する <u>災害復旧事業債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付</u> (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害 <u>応急措置の用に供する国有地の無償貸付</u> (4) <u>避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、 宿舎）の情報収集および情報提供</u>
6 北陸農政局 (福井地域センター)	生産技術環境課農政推進グループ	(1) 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導 (2) 原子力災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡	6 北陸農政局 (福井地域センター)	企画調整室 農政推進グループ	(1) 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導 (2) 原子力災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡
11 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	総務課	(1) 港湾区域内の直轄港湾施設および防災施設の整備	11 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	沿岸防災対策室	(1) 港湾区域内の直轄港湾施設および防災施設の整備
14 東京管区气象台 (福井地方气象台)	防災業務課	(1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供 (3) 緊急時モニタリング支援	14 東京管区气象台 (福井地方气象台)	防災業務課	(1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供 (3) 緊急時モニタリング体制への協力
15 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	警備救難課	(1) 海上交通規制および警備措置 (2) 船舶に対する広報 (3) 海上モニタリング支援 (4) 海上における救助および船舶による避難の誘導	15 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	警備救難課	(1) <u>海難救助、海上における安全および治安の確保、 船舶交通の規制</u> (2) <u>海上におけるモニタリング支援</u> (3) <u>海上における緊急輸送</u>
<b>第8 自衛隊</b>			<b>第8 自衛隊</b>		
1 陸上自衛隊	中部方面 総監部 防衛部 防衛課 運用室	(1) 災害派遣要請に対する調整	1 陸上自衛隊	中部方面 総監部 防衛部 防衛課 運用室	(1) <u>モニタリング支援</u> (2) <u>被害状況の把握</u> (3) <u>避難の援助</u> (4) <u>避難者等の搜索救助</u> (5) <u>消防活動</u> (6) <u>救護</u> (7) <u>人員および物資の緊急輸送</u> (8) <u>スクリーニングおよび除去</u> (9) <u>その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの</u>
	第14 普通科連隊 第3科	(1) 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 (2) 原子力災害時における空からのモニタリング支援 (3) 原子力災害時における航空輸送		第14 普通科連隊 第3科	
2 海上自衛隊	舞鶴地方 総監部 防衛部	(1) 原子力災害時における海上輸送その他応急対策の支援 (2) 原子力災害時における海上におけるモニタリング支援	2 海上自衛隊	舞鶴地方 総監部 防衛部	
3 航空自衛隊	第6航空団 防衛部	(1) 原子力災害時における航空輸送その他応急対策の支援 (2) 原子力災害時における空からのモニタリング支援	3 航空自衛隊	第6航空団 防衛部	

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行			改定案																							
<p><b>第9 指定公共機関および指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <tr> <td>2 日本赤十字社</td> <td>福井県支部</td> <td>(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>3 郵便事業(株)</td> <td>北陸支社</td> <td>(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策</td> </tr> <tr> <td>4 郵便局(株)</td> <td>北陸支社 (各郵便局)</td> <td>(1) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持</td> </tr> <tr> <td>14 研究研修機関 ・(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター</td> <td>福井支所</td> <td>(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画</td> </tr> </table>			2 日本赤十字社	福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付、配分	3 郵便事業(株)	北陸支社	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策	4 郵便局(株)	北陸支社 (各郵便局)	(1) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持	14 研究研修機関 ・(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	福井支所	(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画	<p><b>第9 指定公共機関および指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <tr> <td>2 日本赤十字社</td> <td>福井県支部</td> <td>(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付</td> </tr> <tr> <td>3 日本郵便(株)</td> <td>北陸支社</td> <td>(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持</td> </tr> <tr> <td>13 研究機関 ・(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・(独)原子力安全基盤機構 ・(独)放射線医学総合研究所</td> <td></td> <td>(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画</td> </tr> </table>			2 日本赤十字社	福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付	3 日本郵便(株)	北陸支社	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持	13 研究機関 ・(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・(独)原子力安全基盤機構 ・(独)放射線医学総合研究所		(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
2 日本赤十字社	福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付、配分																								
3 郵便事業(株)	北陸支社	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策																								
4 郵便局(株)	北陸支社 (各郵便局)	(1) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持																								
14 研究研修機関 ・(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	福井支所	(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画																								
2 日本赤十字社	福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付																								
3 日本郵便(株)	北陸支社	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持																								
13 研究機関 ・(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・(独)原子力安全基盤機構 ・(独)放射線医学総合研究所		(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画																								
<p><b>第10 その他公共的団体</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			(略)	(略)	(略)	<p><b>第10 その他公共的団体</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			(略)	(略)	(略)															
(略)	(略)	(略)																								
(略)	(略)	(略)																								
<p><b>第3節 広域的な活動協力体制</b></p> <p>原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。</p> <p>その体制の概念は、別図1に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。</p> <p>別図1（第3節関係） 防災対策図（概念図） （略）</p>			<p><b>第3節 広域的な活動協力体制</b></p> <p>原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、<u>地方放射線モニタリング対策官</u>、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。</p> <p>その体制の概念は、別図1に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。</p> <p>別図1（第3節関係） 防災対策図（概念図） （略）</p>																							
<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 原子力防災体制整備計画</b></p>			<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p><b>第1節 原子力防災体制の整備</b></p>																							

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第1 計画の方針</b>                      災害対策活動を円滑に実施するため、原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲に及びまたは及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えが重要であるため、機能的な活動体制の整備を図る。</p> <p><b>第2 原子力防災対策部会</b>                      （略）</p> <p><b>第3 平常時の安全対策</b>                      （略）</p> <p><b>第4 緊急事態応急対策拠点施設の整備</b>                      (1) 県は、原災法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策拠点施設（以下「原子力防災センター」という。）の指定または指定の変更について、主務大臣から意見を求められた場合は、意見を主務大臣に提出するものとする。                      (2) 県は、国の協力を得て、所在市町に原子力防災センターを整備するとともに、国と共同して通信、環境モニタリング情報等の所要の機器を整備するものとする。                      (3) 県は、平常時から国、所在市町、原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、当該施設、設備、資機材、資料等について適切に維持・管理に努めるものとする。                      (4) （略）</p> <p><b>第5 災害応急体制の整備</b>                      (1) 応急活動のためのマニュアル作成                      （略）</p>	<p><b>第1 基本方針</b>                      災害対策活動を円滑に実施するため、原子力事業所に事故が発生し、その影響が<u>原子力災害対策重点区域</u>の範囲に及びまたは及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えが重要であるため、機能的な活動体制の整備を図る。</p> <p><b>第2 原子力防災対策部会</b>                      （略）</p> <p><b>第3 平常時の安全対策</b>                      （略）</p> <p><b>第4 緊急事態応急対策等拠点施設の整備</b>                      (1) 県は、原災法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策等拠点施設（以下「原子力防災センター」という。）の指定または指定の変更について、<u>内閣総理大臣</u>から意見を求められた場合は、意見を<u>内閣総理大臣</u>に提出するものとする。                      (2) 県は、国の協力を得て、所在市町に原子力防災センターを整備するとともに、国と共同して<u>非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器、環境モニタリング情報等の</u>所要の機器を整備するものとする。                      (3) 県は、平常時から国、所在市町、原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、<u>過酷事故においても継続的に活動することのできる原子力防災センターの施設、設備、資機材、資料等</u>について適切に維持・管理に努めるものとする。                      (4) （略）                      (5) 県は、国の協力を得て、<u>放射線の防護対策や水道、電源等の自立供給対策を行い、原子力防災対策の拠点施設として原子力防災センターの強化を図るものとする。</u>                      (6) 県は、国の協力を得て、<u>原子力防災センターが自然災害等で機能不全になったときに備え、代替施設を整備するものとする。</u>  <u>また、県は、原子力防災センターから代替施設への移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p><b>第5 緊急事態応急体制の整備</b>  <u>県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</u>  <u>また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</u></p> <p>(1) 応急活動のためのマニュアル作成                      （略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2) 職員の参集体制</p> <p>県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 職員の配備体制等</p> <p>県は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第2節第2(1)の別表1に示す配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、事故対策本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(4) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>県は、事故対策本部を設置した場合、直ちに国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制および必要な資機材の整備を図るものとする。</p> <p>(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>(略)</p> <p>(6) 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>ア 県は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町等とともに、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を組織し、原子力防災センターに設置するものとする。</p> <p>このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法、また、現地における対応方針を定め、最重要事項の調整を行う緊急事態対応方針決定会議（以下「緊急事態対応方針決定会議」という。）の構成員について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>また、県は、緊急事態対応方針決定会議の構成員となる、責任ある判断の行える者をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>イ 原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会のもとに、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避の状況の把握等の機能別に分けた作業グループ（以下「作業グループ」という。）を設け、国、県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、県は、それぞれの作業グループに配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p>	<p>(2) 職員の参集体制</p> <p>県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、<u>速やかに職員が参集し、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(3) 職員の配備体制等</p> <p>県は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第2節第2(1)の表1に示す配備基準に基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、<u>原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p><u>また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</u></p> <p>(4) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>県は、<u>原子力災害警戒本部</u>を設置した場合、直ちに国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、<u>国の原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等</u>あらかじめ職員の派遣体制および必要な資機材の整備を図るものとする。</p> <p>(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>(略)</p> <p>(6) 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>ア 県は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町、<u>原災法第7条第2項に定める関係周辺都道府県（以下「関係府県」という。）</u>等とともに、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を組織し、原子力防災センターに設置するものとする。</p> <p>このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>イ 原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会のもとに、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・<u>屋内退避</u>の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町、<u>関係府県</u>、原子力事業者その他防災関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、県は、それぞれの機能班に配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(7) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、国の担当省庁、原子力防災専門官、関係道府県、関係市町、県警察、関係消防本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、また、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、原子力防災体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>(8) 国の専門家の派遣要請手続および受入体制</p> <p>県は、原子力事業者から原災法第10条第1項の規定に基づく通報を受けた場合、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続きおよび受入体制の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 広域緊急援助隊の受入体制の整備</p> <p>県警察は、警察庁および他の都道府県警察と協力し、被害拡大防止活動を行うための広域緊急援助隊の受入体制の整備を図るものとする。</p> <p>(10) 緊急消防援助隊の受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(11) 自衛隊への派遣要請手続きおよび受入体制</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行うことができるようあらかじめ手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、受入体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言発出後に国が要請した自衛隊の受入体制についても、同様とする。</p>	<p>(7) <u>長期化に備えた動員体制</u></p> <p><u>県は、国、関係市町、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</u></p> <p>(8) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、国の担当省庁、原子力防災専門官、関係道府県、関係市町、<u>自衛隊</u>、県警察、関係消防本部、<u>海上保安庁</u>、<u>医療機関</u>、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、また、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、原子力防災体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>(9) 国の専門家の派遣要請手続および受入体制</p> <p>県は、原子力事業者から警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続きおよび受入体制の整備を図るものとする。</p> <p>(10) <u>放射性物質による環境汚染への対処</u></p> <p><u>県は、国、市町、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所および放射性物質に汚染された廃棄物等の保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。</u></p> <p>(11) <u>警察災害派遣隊の受入体制</u></p> <p>県警察は、<u>情報収集、救出救助、交通規制、行方不明者の捜索、検視・身元確認、治安の維持等を行う警察災害派遣隊</u>の受入体制の整備を図るものとする。</p> <p>(12) 緊急消防援助隊の受入体制</p> <p>(略)</p> <p>(13) 自衛隊への派遣要請手続きおよび受入体制</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行うことができるようあらかじめ<u>要請</u>の手順、連絡調整窓口、連絡方法、<u>自衛隊の参集拠点</u>等を明確にし、受入体制の整備を図るものとする。</p> <p>原子力緊急事態宣言発出後に国が要請した自衛隊の受入体制についても、同様とする。</p> <p><u>また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</u></p> <p>(14) <u>迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え</u></p> <p><u>ア 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者</u><u>に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関および民間事業者との連携に努めるも</u></p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第6 退避および避難体制の整備</b></p> <p>(1) 関係市町は、県、国、原子力防災専門官および原子力事業者の協力のもと、屋内退避、コンクリート屋内退避および避難（以下「退避等」という。）を行うための誘導に係る計画（以下「退避等措置計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>(2) 県は、関係市町と連携し、公民館、学校等公共のコンクリート施設を対象に放射線の遮へい効果の調査を実施し、その結果を関係市町に連絡するものとする。</p> <p>(3) 県は、関係市町が住民等の退避等のための勧告または指示等を行った場合において、退避等状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市町に対し助言するものとする。</p> <p>(4) 県および関係市町は連携し、放射線の遮へい効果を考慮した退避等場所をその管理者の同意を得た上で、公民館、学校等公共施設を退避等施設としてあらかじめ指定しておくものとする。また、指定した退避等施設については、必要に応じ、衛生管理、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 県は、市町、県警察、消防本部、自衛隊その他防災関係機関と連携し、広域避難に対する体制を整備するものとする。</p> <p>(6) 県は関係市町と協力し、災害情報インターネット通信システムを活用し、避難所間等の情報通信体制の整備を図るものとする。また、県および関係市町は、避難所へのパソコンの導入を促進するものとする。</p> <p>(7) 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）に対する退避等体制については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。</p>	<p><u>のとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、避難場所、避難施設、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</u></p> <p><b>第6 広域避難等</b></p> <p><u>県は、関係市町の住民が行う原子力事業所から30km圏外への避難（以下「広域避難」という。）について、住民の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、国が示す方針および関係市町との協議を基に、避難先、一時集合施設、避難車両中継所等を要綱で定めるものとする。</u></p> <p><u>避難先からの更なる避難を避けるため、広域避難先は原子力災害対策重点区域外とする。</u></p> <p><u>なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の広域避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</u></p> <p><b>第7 避難収容活動体制の整備</b></p> <p><b>(1) 避難計画の作成</b></p> <p><u>県は、関係市町に対し、国、関係機関および原子力事業者の協力のもと、屋内退避および避難誘導計画の作成について支援するものとする。</u></p> <p><b>(2) 避難所等の整備</b></p> <p><b>ア 避難所等の整備</b></p> <p><u>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等の公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定し、防災機関に対して周知するよう助言するものとする。</u></p> <p><u>また、県は避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮するものとする。</u></p> <p><u>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</u></p> <p><b>イ 避難誘導用・移送用資機材・車両等の整備</b></p> <p><u>県は、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係市町と協力し、広域避難を想定した資機材・車両等を確保するものとする。</u></p> <p><b>ウ コンクリート屋内退避体制の整備</b></p> <p><u>県は、関係市町に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。</u></p> <p><b>エ 応急仮設住宅等の整備</b></p> <p><u>県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備してお</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
	<p><u>くものとする。</u></p> <p>オ <u>救助に関する施設等の整備</u>  <u>県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立ならびに労務、施設、設備、物資および資金の整備に努めるものとする。</u></p> <p>カ <u>被災者支援の仕組みの整備</u>  <u>県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>キ <u>避難場所における設備等の整備</u>  <u>県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど、災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設および設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器の整備を図るものとする。</u></p> <p>ク <u>物資の備蓄に係る整備</u>  <u>県は、指定された避難場所またはその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>学校等施設における避難計画の整備</u>  <u>学校等施設の管理者は、県および関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</u>  <u>また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</u></p> <p>(4) <u>不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</u>  <u>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県および関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画および訓練とするよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>住民等の避難状況の確認体制の整備</u>  <u>県は、関係市町が避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市町に対し助言するものとする。</u></p> <p>(6) <u>居住地以外の市町に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備</u>  <u>県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</u></p> <p>(7) <u>警戒区域を設定する場合の計画の策定</u>  <u>県は、市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとし、警戒区域における立入規制に必要な資機材（パイプ柵等）の活用および周辺道路の状況について十分に配</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第7 緊急輸送活動体制および交通体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、国、関係市町その他防災関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(2) 県警察は、緊急時に現地への流入車両の制限、流出車両、物資輸送等、緊急通行車両の通行を確保するため、社団法人福井県警備業協会との協定の活用を図るとともに、道路交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において実施する交通規制等について周知を図るものとする。</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図るものとする。</p> <p>(6) 県は、県警察、関係市町その他防災関係機関と連携し、避難住民および物資のより迅速な輸送方法の確立を図るものとする。</p>	<p><u>慮するよう助言するものとする。</u></p> <p>(8) <u>避難場所、避難方法等の周知</u></p> <p><u>県は、関係市町に対し、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知するよう助言するものとする。また、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。）</u>、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p> <p><u>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係市町、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町および原子力事業者と連携の上、警戒事象および特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</u></p> <p>(9) <u>災害時要援護者に対する退避等体制については、本章第12節「災害時要援護者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。</u></p> <p><b>第8 緊急輸送活動体制および交通体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、国、関係市町、<u>県警察</u>その他防災関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(2) 県は、<u>多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）および集積拠点について把握し、点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、県警察その他関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県は、<u>県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、県警察は、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との間に締結した協定に基づき、交通誘導等応急対策業務の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>県および県警察は、国、関係市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>(5) 県は、<u>施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を県警察その他関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) 県は国と連携し、必要に応じ、<u>緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施および物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に関する体制整備を図るものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第8 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等</b></p> <p>(1) 救助・救急活動用資機材の整備 (略)</p> <p>(2) 消火活動用資機材等の整備 県は、原子力事業所およびその周辺における火災等に適切に対処するため、平常時から関係市町、関係消防本部、原子力事業者等に対し、消防水利の確保および消防体制の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等 応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、県は、国、関係市町、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる下記ア～カに掲げる防災活動資機材等の整備を図るものとする。 また、県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。 ア 個人の被ばく線量を測定する個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等） イ 放射性物質または放射線による汚染防止のための防護器具（防護服、防護マスク、手袋等） ウ 汚染等の測定を行うサーベイメータ等（GMサーベイメータ等） エ 住民に対する広報用機器（CATV、インターネット、拡声器、ハンドマイク 等） オ 防災業務関係者へ連絡を行うための通信機器（ポケットベル、携帯電話、携帯無線機等） カ 防災用車両（広報車両、搬送車両等）</p> <p>(4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(7) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(8) 県および県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、その普及を図るものとする。</p> <p><b>第9 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等</b></p> <p>(1) 救助・救急活動用資機材の整備 (略)</p> <p>(2) 救助・救急機能の強化 県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>(3) 消火活動用資機材等の整備 県は、原子力事業所およびその周辺における火災等に適切に対処するため、平常時から関係市町、関係消防本部、原子力事業者等に対し、消防水利の確保および消防体制の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等 応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、県は、国、関係市町、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
	<p>とされる防災活動資機材等の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p><u>(6) 物資の調達、供給活動</u></p> <p><u>ア 県は、国、関係市町および原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、国、関係市町と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>ウ 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</u></p> <p><u>県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(7) 大規模災害または特殊災害における救助隊の整備</u></p> <p><u>県は国と連携し、大規模災害または特殊災害に対応するため、高度な技術および資機材を有する救助隊の整備を推進する。</u></p> <p><b>第10 複合災害に備えた体制の整備</b></p> <p><u>(1) 県は国と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</u></p> <p><u>また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係市町および原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</u></p> <p><b>第11 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b></p> <p><u>(1) 飲食物の出荷制限および摂取制限に関する体制整備</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2節 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員等の届出の受理</p> <p><b>第1 方 針</b> (略)</p> <p><b>第2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等</b> (1) (略) (2) 原子力事業者は、国の主務省庁、県および所在市町に対し、原子力事業者防災業務計画の作成または修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存するものとする。</p> <p><b>第3 原子力防災要員の現況の届出</b> (略)</p> <p><b>第4 原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選解任に係る届出</b> (略)</p> <p><b>第5 放射線測定設備の設置および原子力防災資機材の現況の届出</b> (略)</p>	<p>県は、国および関係機関と協議し、飲食物の出荷制限および摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(2) 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、関係市町に対し、飲食物の出荷制限または摂取制限を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p><b>第12 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p> <p>第2節 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員等の届出の受理</p> <p><b>第1 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等</b> (1) (略) (2) 原子力事業者は、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会</u>、県および所在市町に対し、原子力事業者防災業務計画の作成または修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存するものとする。</p> <p><b>第3 原子力防災要員の現況の届出</b> (略)</p> <p><b>第4 原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選解任に係る届出</b> (略)</p> <p><b>第5 放射線測定設備の設置および原子力防災資機材の現況の届出</b> (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第3節 原子力防災専門官との連携</b></p> <p>県は、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、定期的に連絡会議を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福井県地域防災計画（原子力防災編）の修正</li> <li>(2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡</li> <li>(3) 原子力防災訓練の計画策定および実施</li> <li>(4) 原子力防災センターの防災拠点としての活用</li> <li>(5) 事故時の連絡体制および住民等に対する原子力防災に関する情報伝達</li> <li>(6) 防護対策などの緊急時対応</li> <li>(7) その他原子力防災に関し必要な事項</li> </ol> <p><b>第4節 防災業務関係者教育・研修計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b></p> <p>原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、防災業務関係者の原子力防災知識を深める。</p> <p><b>第2 県における研修</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、原子力緊急時支援・研修センター、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。</li> </ol> <p>また、国、関係市町その他防災関係機関と連携して、原子力防災業務に携わる者に対して、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる原子力防災に関する事項について研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</p>	<p><b>第3節 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携</b></p> <p><b>第1 原子力防災専門官との連携</b></p> <p>県は、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、定期的に連絡会議を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正</li> <li>(2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡</li> <li>(3) 原子力防災訓練の計画策定および実施</li> <li>(4) 原子力防災センターの防災拠点としての活用</li> <li>(5) 事故時の連絡体制および住民等に対する原子力防災に関する情報伝達</li> <li>(6) 防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応</li> <li>(7) その他原子力防災に関し必要な事項</li> </ol> <p><b>第2 地方放射線モニタリング対策官との連携</b></p> <p>県は、次の事項について地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急時モニタリング計画の作成</li> <li>(2) 事故時の連絡体制の準備</li> <li>(3) 緊急時モニタリング訓練の実施</li> <li>(4) 緊急時モニタリングセンターの準備の協力</li> <li>(5) 緊急時モニタリングの実施</li> <li>(6) 他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等</li> </ol> <p><b>第4節 防災業務関係者の人材育成</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、<u>応急対策全般への対応力を高め、防災業務関係者の人材育成に努めるものとする。</u></p> <p><b>第2 県における研修</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。</li> </ol> <p>また、国、関係市町その他防災関係機関と連携して、原子力防災業務に携わる者に対して、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる原子力防災に関する事項について研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、<u>緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ア 原子力防災体制および組織に関する知識                      イ 原子力発電所等の施設に関する知識                      ウ 原子力災害とその特性に関する知識                      エ 放射線による健康への影響および放射線防護に関する知識                      オ 放射性物質および放射線の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に に関する知識                      カ 緊急時に県、国、関係市町その他防災関係機関が講じる対策に関する知識                      キ 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識                      ク 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識                      ケ その他必要と認める事項</p> <p>(2) (略)                      (3) (略)</p>	<p><u>必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</u></p> <p>ア 原子力防災体制および組織に関する知識                      イ 原子力発電所等の施設に関する知識                      ウ 原子力災害とその特性に関する知識                      エ 放射線による健康への影響および放射線防護に関する知識                      オ <u>モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関する知識</u>                      カ 緊急時に県、国、関係市町その他防災関係機関が講じる対策に関する知識                      キ 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識                      ク 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識                      ケ その他必要と認める事項</p> <p>(2) (略)                      (3) (略)</p>
<p><b>第3 原子力事業者における教育・研修</b>                      (略)</p>	<p><b>第3 原子力事業者における教育・研修</b>                      (略)</p>
<p><b>第4 関係市町その他防災関係機関における研修</b>                      (略)</p>	<p><b>第4 関係市町その他防災関係機関における研修</b>                      (略)</p>
<p><b>第5節 情報収集・連絡体制等整備計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b>                      (略)</p> <p><b>第2 通信連絡設備等の整備</b></p> <p>(1) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備</p> <p>原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の整備やヘリコプター、車両など多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進するものとする。</p> <p>ア 県および市町の防災行政無線の整備</p> <p>県防災行政無線については、衛星系と地上系の2重ルート化による整備を行っており、今後も引き続き、原子力防災への活用を図るものとする。</p> <p>市町の防災行政無線については、移動系未設置町の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進するも</p>	<p><b>第5節 情報収集・連絡体制等<u>の整備</u></b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      (略)</p> <p><b>第2 通信連絡設備等の整備</b></p> <p>(1) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備</p> <p>原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、<u>原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、県および市町の防災行政無線の整備を行うとともに、ヘリコプター、車両など多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段を確保するなど緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</u></p> <p><u>ア 専用回線網の整備</u></p> <p><u>(ア) 県と国および関係市町との間の専用回線網の整備</u></p> <p><u>県および国は、緊急時における県と国および県と関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</u></p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>のとする。</p> <p>イ 多様な媒体の活用 防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。</p> <p>ウ 情報収集・伝達システムの整備 災害情報を迅速に収集するため、災害時画像伝送システムの構築や無線電話、携帯電話等を整備するとともに、県警察本部が整備したヘリコプターテレビ伝送システムの活用を図るものとする。</p> <p>エ 原子力防災センターにおける通信連絡設備の整備 県および国は、原子力防災センターと国、県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、公衆回線、専用回線および衛星回線を整備するものとする。 また、県、国、関係市町および原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システムを整備するものとする。 併せて、県および国は、これらの多様な手段で収集した情報を原子力防災センターにおいて活用できる体制を整備するものとする。</p> <p>オ 原子力事業者の通報設備の整備 (略)</p> <p>(2) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実 原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、コミュニティー放送局、FM文字多重放送、携帯端末による電子メール等新たな媒体の活用を図り、コミュニティー放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進めるものとする。 また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システムの活用を図るものとする。 さらに、県内で設置されているCATV局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進めるものとする。 なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）に対する情報連絡・伝達設備の充実については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。</p>	<p>(イ) 原子力防災センターとの間の専用回線網の整備 県は、国と連携し、原子力防災センターと県および関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>イ 県および市町の防災行政無線の整備 県防災行政無線については、<u>地上無線回線および衛星無線回線に加え、有線回線による多重化の整備を行い、引き続き、原子力防災への活用を図るものとする。</u> 市町の防災行政無線については、移動系未設置町の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進するものとする。</p> <p>ウ 防災関係機関の通信設備の整備 県は、災害時において、<u>自衛隊、海上保安庁、消防等が迅速に現地部隊との通信を確保できるよう、各防災関係機関と協議し、原子力防災センター等に必要な設備の整備を図るものとする。</u></p> <p>エ 災害に強い伝送路の構築 県は、<u>衛星電話を市町、消防等の各機関へ配備するとともに、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図るものとする。</u></p> <p>オ 多様な媒体の活用 県および市町は、<u>防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。</u></p> <p>カ 情報収集・伝達システムの整備 県は、<u>災害情報を迅速に収集するため、災害時画像伝送システムの構築やヘリコプターテレビ伝送システムの活用を図るものとする。</u></p> <p>キ 原子力事業者の通報設備の整備 (略)</p> <p>(2) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実 原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、<u>同報系の防災行政無線、広報車、CATV、有線放送、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、防災ラジオ等の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</u> なお、<u>観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。</u></p>
<p><b>第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備</b></p>	<p><b>第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備</b></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備</p> <p>ア 県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、それぞれの機関および機関相互間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、原子力防災専門官と常時連携を密にし、緊急時に備えた連絡体制の整備を推進するものとする。</p> <p>イ 県、関係市町および原子力事業者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力災害が発生した現地の状況について、必要に応じ情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p> <p>ウ 県は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>エ 県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、緊急時に有効な衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するものとする。</p> <p>オ 県および関係市町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>カ 県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、災害用に使用する通信機器について、その運用方法について習熟しておくものとする。</p> <p>キ 県および国は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下、「SPEEDIネットワークシステム」という。）の整備および維持に努め、緊急時における迅速な運用体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備</p> <p>ア 県は、現在、放送要請協定により放送機関と協力体制をとっているが、あらゆる伝達媒体との連携を図るため、災害時における相互の情報交換、協力および情報提供のあり方等の検討を進めるものとする。</p> <p>イ 県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理するものとする。</p> <p>また、原子力防災センターからも住民に向けて、情報発信を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 県は、国、関係市町および原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>エ 災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。</p>	<p>(1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備</p> <p>ア <u>県と関係機関相互の連携体制の確保</u>  <u>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</u>  <u>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するものとする。</u></p> <p><u>(7) 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</u></p> <p><u>(4) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先</u></p> <p><u>(7) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段および通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）</u></p> <p><u>(エ) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</u></p> <p>イ <u>機動的な情報収集体制</u>  <u>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国および関係市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>ウ <u>情報の収集・連絡に当たる要員の指定</u>  <u>県、関係市町および原子力事業者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力災害が発生した現地の状況について、必要に応じ情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</u></p> <p>エ <u>非常通信協議会との連携</u>  <u>県は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</u></p> <p>オ <u>移動通信系の活用体制</u>  <u>県は、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>カ <u>災害時有線電話等の活用</u>  <u>県および関係市町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>キ <u>通信機器の操作方法の習熟</u>  <u>県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、災害用に使用する通信機器について、その操作方法について習熟しておくものとする。</u></p> <p>ク <u>SPEEDIネットワークシステムの運用</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6節 緊急時モニタリング体制整備計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>第2 緊急時モニタリング体制の確立</p> <p>県は、緊急時における退避等や飲料水、飲食物等の摂取制限等の各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供するため、空間放射線量、大気中放射性物質濃度の周辺環境での測定および放射性物質放出情報や気象情報等に基づく住民の被ばく線量や汚染状況の予測・評価を一元的かつ総合的に実施する緊急時モニタリングセンターの設置、実施組織、役割等を、原子力防災センター放射線班、国からの派遣専門家、原子力緊急時支援・研修センターおよび派遣モニタリング要員との連携を含め、あらかじめ定めるものとする。</p>	<p>県および国は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）の整備および維持に努め、緊急時における迅速な運用体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>ケ 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</u></p> <p>県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備</p> <p>ア 県は、放送要請協定等の放送機関との協力体制により、報道機関を通じ、事故情報、避難の状況、応急対策活動の内容等について、周知するものとする。</p> <p>イ 県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について、<u>災害対応の状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</u></p> <p>さらに、原子力防災センターからも住民に向けて、情報発信を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、<u>的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両等の施設および装備の整備を図るものとする。</u></p> <p>エ 県は、国、関係市町および原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>オ 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国および関係市町と連携し、災害時要援護者および一時滞在者に対し、<u>災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>カ <u>災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。</u></p> <p>さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。</p> <p>第6節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>第2 緊急時モニタリング体制の確立</p> <p><u>「警戒事態」発生後、県は「福井県モニタリング本部」を設置し、「施設敷地緊急事態」発生までの間、県および原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施するものとする。</u></p> <p><u>「施設敷地緊急事態」発生後は、国（原子力規制委員会）の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第3 緊急時モニタリング計画の策定</b></p> <p>県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するとともに、緊急時モニタリング体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、緊急時モニタリング計画を実際の活動に移すために、緊急時環境放射線モニタリング実施要領を策定するとともに、環境放射線の測定に関して具体的なマニュアルを整備するものとする。</p> <p><b>第4 環境モニタリング設備・機器類の整備</b></p> <p>緊急時モニタリングセンターを構成する県、国および原子力事業者は、平常時または緊急時における周辺環境の放射線および放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境モニタリング設備および機器類を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p><b>第5 緊急時システム</b></p> <p>(1) 県は、国および原子力事業者と連携し、平常時からSPEEDIネットワークシステム、環境放射線監視テレメータシステムなどの測定情報システムを整備・維持するものとする。</p> <p>(2) 県および原子力事業者は、国と連携し、環境放射線監視テレメータシステム、放射性核種分析結果等の放射線、気象測定情報を原子力防災センターにデータ電送するシステムを整備・維持するものとする。</p> <p>(3) 県は、国と連携し、緊急時モニタリングセンターにおけるこれらシステムの迅速な運用体制の整備を図る</p>	<p>省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。</p> <p><u>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制および適切な精度の測定能力の維持に努めるものとする。そのために、県は、国、関係市町、関係府県および原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</u></p> <p><b>第3 緊急時モニタリング計画の策定</b></p> <p><u>県は、指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国および原子力事業者の協力を得て、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。</u></p> <p><u>なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、指針および原子力災害対策マニュアルを主たる根拠とするものとする。</u></p> <p><b>第4 環境モニタリング設備・機器類の整備</b></p> <p><u>県は、平常時または緊急時における周辺環境の放射線および放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境モニタリング設備および機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県は原子力防災センターに国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための体制の整備に協力するものとする。</u></p> <p><b>第5 緊急時モニタリング要員の確保</b></p> <p><u>国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員およびその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p><b>第6 緊急時モニタリングの体制および役割</b></p> <p><u>県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの設置・運営に協力するものとする。緊急時モニタリングセンターは国が指揮する。</u></p> <p><b>第7 緊急時システム</b></p> <p>(1) 県は、国、指定公共機関および原子力事業者と連携し、平常時から気象予測や放射性物質の大気中拡散予測（SPEEDIネットワークシステム等）に係る機器や、環境放射線監視テレメータシステムなどの測定情報システムを整備・維持するものとする。また、<u>県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ものとする。</p> <p><b>第6 関係機関との協力体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関する連絡会を開催する等、常に連携強化を図るものとする。</p> <p>(2) 県は、陸上自衛隊および航空自衛隊と連携し、ヘリコプターによる空からのモニタリング体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 県は、海上自衛隊および敦賀海上保安部と連携し、巡視船艇等による海でのモニタリング体制を整備するものとする。</p> <p>(4) 県は、緊急時において、放射能影響の早期把握に必要な気象予測情報を迅速に受けるため、福井地方気象台および舞鶴海洋気象台（または京都地方気象台）と適切な対応がとれるよう体制を整備するものとする。</p> <p>(5) 県は、国、地方公共団体および原子力事業者等から派遣される緊急時モニタリング要員の受入体制および役割分担を整備するものとする。</p> <p><b>第7節 緊急被ばく医療体制整備計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2 緊急被ばく医療体制の確立</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第3 緊急被ばく医療設備等の整備</b></p> <p>(1) 緊急被ばく医療設備の整備</p> <p>県は、災害拠点病院、社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関と連携し、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。</p> <p>また、県はこれらの設備、資機材等の操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。</p> <p>(2) 医薬品等の確保</p> <p>（略）</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の備蓄</p> <p>ア 県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するため、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の人口に必要な数量を別途定め、嶺南振興局二州健康福祉センターおよび同局若狭健康福祉センターに安定ヨウ素剤の備蓄を行い、迅速な配布体制を整備する。</p> <p>イ 県は、安定ヨウ素剤の備蓄に当たり、適正な管理を行うため安定ヨウ素剤の管理責任者を定めるものと</p>	<p>(2) 県および原子力事業者は、国と連携し、<u>環境放射線監視情報、放射性核種分析結果、気象測定情報等を原子力防災センターにデータ電送するシステムを整備・維持するものとする。</u></p> <p><b>第8 関係機関との協力体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、<u>緊急時モニタリング計画で整理された国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関する定期的な連絡会、訓練および研修を通じて、常に連携強化を図るものとする。</u></p> <p>(2) 県は、国、<u>指定公共機関および原子力事業者等から派遣される緊急時モニタリング要員の受入体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</u></p> <p><b>第7節 緊急被ばく医療体制の整備</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2 緊急被ばく医療体制の確立</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第3 緊急被ばく医療資機材等の整備</b></p> <p>(1) 緊急被ばく医療資機材の整備</p> <p>県は、災害拠点病院、<u>一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関と連携し、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。</u></p> <p>また、県はこれらの設備、資機材等の操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。</p> <p>(2) 医薬品等の確保</p> <p>（略）</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の<u>予防服用体制の整備</u></p> <p>県は、<u>指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内およびP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>する。</p> <p>ウ 県は、安定ヨウ素剤のよりの確な配布体制を確立するため、副作用も考慮に入れ、医師が指示できる体制を関係医療機関と検討するとともに、安定ヨウ素剤配布に係る責任者、調製方法等についての計画を別途定めることとする。</p> <p>(4) 救護所間等の情報通信体制の整備</p> <p>県は、災害情報インターネット通信システムを活用し、救護所間等の情報通信体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、県、関係市町等は、救護所の予定施設や病院、健康福祉センター等へのパソコンの導入を促進するとともに、原子力防災センターと救護所間において情報を共有化するシステムの整備を図るものとする。</p>	<p><u>ア 事前配布体制の整備</u></p> <p>(7) 県は、関係市町と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>(イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 県は、関係市町と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>(エ) 県は、関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p> <p><u>イ 緊急時における配布体制の整備</u></p> <p>(7) 県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</p> <p>(イ) 県は、関係市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p><u>ウ 共通事項</u></p> <p>県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>
<p><b>第4 人材育成等</b></p> <p>(1) 人材の確保 (略)</p> <p>(2) 人材育成 (略)</p> <p>(3) 指導者の育成 (略)</p> <p>(4) 被ばく医療措置訓練の実施 (略)</p>	<p><b>第4 人材育成等</b></p> <p>(1) 人材の確保 (略)</p> <p>(2) 人材育成 (略)</p> <p>(3) 指導者の育成 (略)</p> <p>(4) 被ばく医療措置訓練の実施 (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第5 原子力事業者等における体制整備</b></p> <p>(1) 原子力事業者</p> <p>ア 通報連絡体制等の整備</p> <p>原子力事業所内での指揮命令、通報連絡および情報伝達に係る体系的な整備を図るとともに、県、関係市町、医療機関、搬送機関（消防、海上保安庁、自衛隊等）等の関係機関との通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を保持するものとする。</p> <p>イ 協力会社との連携</p> <p>被ばく患者が発生した場合、協力会社との間で、役割分担、通信連絡体制、指揮命令系統について、あらかじめ決めておくものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 緊急被ばく医療機関 (略)</p> <p><b>第8節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> (略)</p> <p><b>第2 住民に対する防災知識の普及</b></p> <p>(1) 広報活動</p> <p>県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町が行う住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>ア 放射性物質および放射線の特性</p> <p>イ 原子力施設の概要</p> <p>ウ 退避等施設の位置</p> <p>エ 原子力災害と原子力防災対策</p> <p>(ア) 過去の原子力災害の事例</p> <p>(イ) 原子力災害に関する特性</p> <p>(ウ) 原子力災害対策特別措置法制定による新たな枠組み</p> <p>(エ) 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容</p> <p>オ 原子力災害時における留意事項</p> <p>(ア) 緊急時にとるべき行動</p> <p>(イ) 退避等施設での行動</p> <p>(ウ) 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>(2) 広報の方法 (略)</p>	<p><b>第5 原子力事業者等における体制整備</b></p> <p>(1) 原子力事業者</p> <p>ア 通報連絡体制等の整備</p> <p>原子力事業者は、被ばく患者が発生した場合の事業所内での指揮命令、通報連絡および情報伝達に係る体系的な整備を図るとともに、県、関係市町、医療機関、搬送機関（消防、海上保安庁等）等の関係機関との通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を保持するものとする。</p> <p>イ 協力会社との連携</p> <p>原子力事業者は、協力会社との間で、被ばく患者が発生した場合の役割分担、通信連絡体制、指揮命令系統について、あらかじめ決めておくものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 緊急被ばく医療機関 (略)</p> <p><b>第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2 住民に対する防災知識の普及</b></p> <p>(1) 広報活動</p> <p>県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町が行う住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>ア 放射性物質および放射線の特性</p> <p>イ 原子力施設の概要</p> <p>ウ <u>避難所等に関すること</u></p> <p>エ 原子力災害と原子力防災対策</p> <p>(ア) 過去の原子力災害の事例</p> <p>(イ) 原子力災害に関する特性</p> <p>(ウ) <u>原子力災害対策特別措置法の概要</u></p> <p>(エ) 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容</p> <p>オ 原子力災害時における留意事項</p> <p>(ア) 緊急時にとるべき行動</p> <p>(イ) <u>避難所等での行動</u></p> <p>(ウ) 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>(2) 広報の方法 (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(3) 防災訓練の活用 (略)</p> <p>(4) 災害時要援護者に対する防災知識の普及 災害時要援護者に対する防災知識の普及については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。</p>	<p>(3) 防災訓練の活用 (略)</p> <p><u>(4) 防災教育の充実</u> 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、<u>防災に関する教育の充実に努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 災害時要援護者への配慮</u> 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、<u>男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) 災害時要援護者に対する防災知識の普及 災害時要援護者に対する防災知識の普及については、本章第12節「災害時要援護者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。</p> <p><u>(7) 避難状況の把握</u> 県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町の指定をした避難所以外に避難した場合等に、<u>関係市町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを関係市町が周知することについて、協力するものとする。</u></p> <p><u>(8) 災害に関する資料の公開</u> 県は、国および関係市町と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、<u>大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 国際的な情報発信</u> 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、<u>県は国および市町と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</u></p>
<p><b>第9節 原子力防災訓練計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> (略)</p> <p><b>第2 防災訓練の計画策定</b></p> <p>(1) 県が主体となつて行う防災訓練の計画策定 県は、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の各要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行うものとする。 ア 緊急時通信連絡訓練</p>	<p><b>第9節 原子力防災訓練等の実施</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2 防災訓練の計画策定</b></p> <p>(1) 県が主体となつて行う防災訓練の計画策定 県は、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行うものとする。 ア 緊急時通信連絡訓練</p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>イ 災害対策本部等運営訓練                      ウ 原子力防災センター運営訓練                      エ 自衛隊災害派遣運用訓練                      オ 緊急時モニタリング訓練                      カ 緊急時医療措置訓練                      キ 住民避難・退避訓練                      ク 避難所等運営訓練                      ケ 広報訓練                      コ 交通対策等措置訓練</p>	<p>イ 災害対策本部等運営訓練                      ウ 原子力防災センター運営訓練                      エ 自衛隊災害派遣運用訓練                      オ 緊急時モニタリング訓練                      カ <u>気象予測および大気中拡散予測の活用訓練</u>                      キ <u>緊急被ばく医療措置訓練</u>                      ク 住民避難・退避訓練                      ケ 避難所等運営訓練                      コ 広報訓練                      サ 交通対策等措置訓練                      シ <u>人命救助活動訓練</u></p>
<p>(2) 国と共同して行う防災訓練の計画策定</p> <p>県は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング訓練、緊急時医療措置訓練、住民避難・退避訓練、広報訓練等について具体的な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p>	<p>(2) 国と共同して行う防災訓練の計画策定</p> <p>県は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング訓練、<u>緊急被ばく医療措置訓練</u>、住民避難・退避訓練、広報訓練等について具体的な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p>
<p><b>第3 防災訓練の実施</b></p> <p>(1) 県が主体となった要素別防災訓練等の実施</p> <p>県は、本節第2(1)に定める防災訓練計画に基づき、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援のもと、防災活動の各要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練を定期的実施するものとする。</p> <p>(2) 国と共同した防災訓練の実施</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3 防災訓練の実施</b></p> <p>(1) 県が主体となった要素別防災訓練等の実施</p> <p>県は、本節第2(1)に定める防災訓練計画に基づき、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、<u>防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練</u>を定期的実施するものとする。</p> <p>(2) 国と共同して行う防災訓練の実施</p> <p>(略)</p>
<p><b>第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価</b></p> <p>県は、防災訓練を実施するに当たり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の助言を受けて作成した想定を踏まえるとともに、様々な条件を設定して防災訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>県は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、福井県地域防災計画（原子力防災編）の修正等を行うものとする。</p>	<p><b>第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価</b></p> <p>県は、防災訓練を実施するに当たり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の<u>協力</u>を受けて作成した、<u>大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なもの</u>となるよう工夫するものとする。</p> <p>県は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、防災訓練終了後、<u>国、原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ防災訓練の評価</u>を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第5 自衛隊、海上保安部等との協議等</b> (略)</p> <p><b>第6 防災訓練に関する普及啓発</b> (略)</p> <p><b>第7 防災訓練のための通行規制</b> 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、道路における歩行者または車両の通行を規制するものとする。</p> <p><b>第8 災害時要援護者に対する配慮事項</b> 災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。</p> <p><b>第10節 広域的相互応援体制整備計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> 原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。</p> <p><b>第2 県内広域相互応援体制</b> (略)</p>	<p>に取り組むものとする。 県は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等を行うものとする。</p> <p><b>第5 自衛隊、海上保安部等との協議等</b> (略)</p> <p><b>第6 防災訓練に関する普及啓発</b> (略)</p> <p><b>第7 防災訓練のための通行規制</b> 県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、道路における歩行者または車両の通行を規制するものとする。</p> <p><b>第8 災害時要援護者に対する配慮事項</b> 災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第12節「<u>災害時要援護者に配慮した原子力災害事前対策</u>」によるものとする。</p> <p><b>10節 広域的相互応援体制の整備</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。 <u>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、他の都道府県および防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力の下、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</u> <u>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国または他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p><b>第2 県内広域相互応援体制</b> (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第3 県外広域相互応援体制</b></p> <p>県は、関係府県等間と締結している次の相互応援協定を、原子力災害時においても活用するものとする。</p> <p>(1) 隣接県との協定 （略）</p> <p>(2) ブロック単位の協定 ア 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」 イ 中部9県1市と締結している「災害応援に関する協定」 ウ 近畿2府7県と締結している「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」</p> <p>(3) 全国都道府県の協定 全国知事会と締結している「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」</p> <p>(4) 原子力発電関係団体協議会の会員道県等との協定 原子力発電関係団体協議会の会員道県等と締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定」</p> <p><b>第4 関係機関との協定</b></p> <p>県は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。</p> <p>(1) 放送要請 （略）</p> <p>(2) 医療救護、医療材料等の供給 ア 社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」 イ 社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定」 ウ 福井県医療器械商組合と締結している「災害時における医療材料等の供給等に関する協定」 エ 福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定」</p> <p>(3) 応急生活物資供給 ア （略） イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井県中央卸売市場協会、株式会社ユースおよび福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</p> <p>(4) 応急仮設住宅建設 （略）</p>	<p><b>第3 県外広域相互応援体制</b></p> <p>県は、関係府県等間と締結している次の相互応援協定を、原子力災害時においても活用するものとする。</p> <p>(1) 隣接県との協定 （略）</p> <p>(2) ブロック単位の協定 ア 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」 イ 中部9県1市と締結している「災害応援に関する協定」 ウ 近畿2府7県と締結している「<u>近畿圏</u>危機発生時の相互応援に関する基本協定」</p> <p>(3) 全国都道府県の協定 全国知事会と締結している「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」</p> <p>(4) 原子力発電関係団体協議会の会員道県等との協定 原子力発電関係団体協議会の会員道県等と締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定」</p> <p><b>第4 関係機関との協定</b></p> <p>県は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。</p> <p>(1) 放送要請 （略）</p> <p>(2) 医療救護、医療材料等の供給 ア <u>一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」</u> イ <u>一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定」</u> ウ <u>福井県医療機器協会と締結している「災害時における医療材料等の供給等に関する協定」</u> エ <u>福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定」</u> オ <u>一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時における歯科医療救護に関する協定」</u> カ <u>一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」</u></p> <p>(3) 応急生活物資供給 ア （略） イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、<u>一般財団法人福井市中央卸売市場協会</u>、株式会社ユースおよび福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</p> <p>(4) 応急仮設住宅建設 （略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(5) その他            社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における 災害廃棄物の処理等に関する協定書」、中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」、社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」</p> <p><b>第5 県警察本部が締結している協定</b>            県警察本部は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。</p> <p>(1) 警備員の確保            社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」</p> <p>(2) 災害情報提供</p>	<p>(5) 緊急輸送            ア <u>一般社団法人福井県トラック協会および公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」</u>            イ <u>福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」</u></p> <p>(6) その他  <u>一般社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」</u>  <u>中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」</u>  <u>西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」</u>  <u>一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」</u>  <u>一般社団法人建設業連合会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</u>  <u>一般社団法人建築工業会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」</u>  <u>セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」</u>  <u>一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPガス供給に関する協定書」</u>  <u>全国日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定書」</u>  <u>福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」</u>  <u>福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書」</u>  <u>公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定書」</u></p> <p><b>第5 県警察本部が締結している協定</b>            県警察本部は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。</p> <p>(1) 警備員の確保  <u>一般社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」</u></p> <p>(2) 災害情報提供</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>日本アマチュア無線連盟（J A R L）福井県支部と締結している「アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定」</p>	<p><u>一般社団法人日本アマチュア無線連盟（J A R L）福井県支部と締結している「アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定」</u></p>
	<p>(3) <u>物資の調達</u></p>
	<p><u>株式会社ホームセンター みつわ、株式会社ヤスサキグループおよび株式会社P L A N Tと締結している</u></p>
	<p><u>「災害時における物資の調達に関する協定」</u></p>
	<p>(4) <u>物資の貸渡し</u></p>
	<p><u>北陸建設機械リース業協会福井支部と締結している「災害時における物資の貸渡しに関する協定」</u></p>
	<p>(5) <u>自動車の貸渡し</u></p>
	<p><u>福井県レンタカー協会と締結している「災害時における自動車の貸渡しに関する協定」</u></p>
	<p>(6) <u>宿泊施設の提供</u></p>
	<p><u>福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」</u></p>
<p><b>第 6 原子力事業者が締結している協定等</b></p>	<p><b>第 6 原子力事業者が締結している協定等</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第 1 1 節 原子力発電所上空の飛行規制計画</b></p>	<p><b>第 1 1 節 原子力発電所上空の飛行規制</b></p>
<p><b>第 1 計画の方針</b></p>	<p><b>第 1 基本方針</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第 2 国の航空安全確保に関する規制措置</b></p>	<p><b>第 2 国の航空安全確保に関する規制措置</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第 3 県、関係市町および原子力事業者の対応</b></p>	<p><b>第 3 県、関係市町および原子力事業者の対応</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第 1 2 節 災害時要援護者災害予防計画</b></p>	<p><b>第 1 2 節 災害時要援護者に配慮した原子力災害事前対策</b></p>
<p><b>第 1 計画の方針</b></p>	<p><b>第 1 基本方針</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第 2 災害応急体制の整備</b></p>	<p><b>第 2 災害応急体制の整備</b></p>
<p>(1) 社会福祉施設の災害応急体制</p>	<p>(1) <u>災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備</u></p>
<p>社会福祉施設の管理責任者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p><u>県は、災害時要援護者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</u></p>
<p>(2) 退避等体制の整備</p>	<p><u>ア 災害時要援護者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>県および関係市町は連携し、国、原子力防災専門官および原子力事業者の協力のもと、災害時要援護者に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達され、また、災害時要援護者を適切に退避等誘導するため、地域住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に係る退避等誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、社会福祉施設等は、各施設から退避等施設に至るまでの経路を点検し、退避等を行う際に障害となる物を除去するなど、退避等道路の安全確保を図るものとする。</p> <p>(3) 介護体制の整備</p> <p>関係市町は、災害時における介護職員等の介護チームによる在宅介護体制や退避等施設での災害時要援護者の介護体制(二次退避等施設の設置を含む。)を整備するものとする。</p> <p><b>第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備</b></p> <p>(1) 情報連絡・伝達設備の充実</p> <p>災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備の充実については、本章第5節「情報収集・連絡体制等整備計画」第2(2)により整備を図るものとするものとする。</p> <p>また、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 情報連絡・伝達体制の整備</p> <p>災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第5節「情報収集・連絡体制等整備計画」第3(2)により整備を図るものとする。</p> <p>また、災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、退避等施設での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。</p> <p>さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。</p>	<p><u>織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 災害時要援護者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町および関係機関等の情報伝達体制の整備を支援するものとする。</u></p> <p><u>ウ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</u></p> <p><u>エ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。</u></p> <p><u>オ 関係市町に対し、災害時要援護者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</u></p> <p><u>(2) 病院等医療機関の災害応急体制</u></p> <p><u>病院等医療機関の管理者は、県、関係市町等と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>また、県は、国の協力の下、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p><u>(3) 社会福祉施設の災害応急体制</u></p> <p><u>介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、関係市町等と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>また、県は、社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p>
<p><b>第4 防災知識の普及</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3 防災知識の普及</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第5 防災訓練における配慮事項</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第4 防災訓練における配慮事項</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進</b></p>	<p><b>第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進</b></p>
<p><b>第1 方針</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第2 防災対策資料の整備</b></p>	<p><b>第2 防災対策資料の整備</b></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1) 収集・蓄積した原子力防災関連情報の利用と促進 (略)</p> <p>(2) 防災対策上必要な資料の整備 県、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設や原子力防災センターなどに適切に備え付けるものとする。</p> <p>ア 原子力防災体制に関する資料                      (ア) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する資料                      (イ) 協定書                      (ロ) 原子力防災センターに関する資料                      (ハ) 県の事故対策本部、災害対策本部等に関する資料                      (ニ) 国の専門家に関する資料                      (ホ) 防災関係機関に関する資料</p> <p>イ 原子力事業所の設置状況に関する資料</p> <p>ウ 情報収集・連絡体制に関する資料                      (ア) 専用電話に関する資料                      (イ) 県防災行政無線に関する資料                      (ロ) 有線電話に関する資料                      (ハ) 原子力発電所通信施設に関する資料                      (ニ) 船舶に対する周知系統に関する資料</p> <p>エ モニタリングに関する資料                      (ア) 平常時モニタリングに関する資料                      (イ) 緊急時モニタリングセンターの運営に関する資料                      (ロ) モニタリング資機材に関する資料                      (ハ) 気象に関する資料</p> <p>オ 緊急被ばく医療措置に関する資料                      (ア) 医療関係資機材に関する資料                      (イ) 病院（診療所）に関する資料                      (ロ) 緊急時医療本部の運営に関する資料                      (ハ) 放射線医学総合研究所に関する資料</p> <p>カ 防災活動資機材に関する資料</p> <p>キ 輸送交通機関、資機材輸送等に関する資料</p> <p>ク 広報活動に関する資料                      (ア) 報道機関およびCATVに関する資料                      (イ) 海上広報に関する資料</p> <p>ケ 農林畜水産物等に関する資料</p>	<p>(1) 収集・蓄積した原子力防災関連情報の利用と促進 (略)</p> <p>(2) 防災対策上必要な資料の整備 県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設や原子力防災センターなどに適切に備え付けるとともに、<u>これらを確実に管理するものとする。</u></p> <p>ア 原子力防災体制に関する資料                      (ア) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する資料                      (イ) 協定書                      (ロ) 原子力防災センターに関する資料                      (ハ) 県の事故対策本部、災害対策本部等に関する資料                      (ニ) 国の専門家に関する資料                      (ホ) 防災関係機関に関する資料</p> <p>イ 原子力事業所の設置状況に関する資料</p> <p>ウ 情報収集・連絡体制に関する資料                      (ア) 専用電話に関する資料                      (イ) 県防災行政無線に関する資料                      (ロ) 有線電話に関する資料                      (ハ) 原子力発電所通信施設に関する資料                      (ニ) 船舶に対する周知系統に関する資料</p> <p>エ モニタリングに関する資料                      (ア) 平常時モニタリングに関する資料                      (イ) 緊急時モニタリングセンターの運営に関する資料                      (ロ) モニタリング資機材に関する資料                      (ハ) 気象に関する資料</p> <p>オ 緊急被ばく医療措置に関する資料                      (ア) <u>安定ヨウ素剤等医療関係資機材の備蓄・配備状況</u>に関する資料                      (イ) 病院（診療所）に関する資料                      (ロ) 緊急時医療本部の運営に関する資料                      (ハ) 放射線医学総合研究所に関する資料</p> <p>カ 防災活動資機材に関する資料</p> <p>キ 輸送交通機関、資機材輸送等に関する資料</p> <p>ク 広報活動に関する資料                      (ア) 報道機関およびCATVに関する資料                      (イ) 海上広報に関する資料</p> <p>ケ 農林畜水産物等に関する資料</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(7) 生産および出荷状況に関する資料                      (イ) 流通経路に関する資料                      (ウ) 水源地および飲料水に関する資料                      コ 退避等に関する資料                      (7) 原子力事業所周辺の人口に関する資料                      (イ) 道路状況に関する資料                      (ウ) ヘリポートに関する資料                      (エ) 退避等施設に関する資料                      (オ) 特殊施設に関する資料                      サ その他原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料</p> <p>(3) 原子力事業者の措置                      原子力事業者は、原災法第12条第4項の規定に基づき国に対して提出することとなっている次の資料について、その写しを県および関係市町に対しても提出するものとする。提出した資料の内容に変更があったときも同様とする。                      (略)</p> <p>(4) 災害復旧への備え                      (略)</p> <p><b>第3 防災対策に関する研究等の推進</b>                      (略)</p>	<p>(7) 生産および出荷状況に関する資料                      (イ) 流通経路に関する資料                      (ウ) 水源地および飲料水に関する資料                      コ <u>避難等に関する資料</u>                      (7) 原子力事業所周辺の人口、<u>世帯数</u>に関する資料                      (イ) 道路状況に関する資料                      (ウ) ヘリポートに関する資料                      (エ) <u>避難所および屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料ならびにあらかじめ定める避難計画</u>                      (オ) <u>周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、児童福祉施設、刑務所等）に関する資料</u>                      サ その他原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料</p> <p>(3) 原子力事業者の措置                      原子力事業者は、原災法第12条第4項の規定に基づき国に対して提出することとなっている次の資料について、その写しを県および<u>所在市町</u>に対しても提出するものとする。提出した資料の内容に変更があったときも同様とする。                      (略)</p> <p>(4) 災害復旧への備え                      (略)</p> <p><b>第3 防災対策に関する研究等の推進</b>                      (略)</p> <p><b>第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関においては、こうした輸送の特殊性等を踏まえて対応するものとする。</u></p> <p><b>第2 防災機関の対応</b>  <u>(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機対策・防災課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</u>  <u>(2) 事故の通報を受けた警察署等は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員</u></p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第 3 章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第 1 節 通報連絡計画</b></p> <p><b>第 1 計画の方針</b> (略)</p> <p><b>第 2 緊急時の通報連絡</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者が行う通報連絡 原災法第 9 条第 1 項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災体制を発令したとき、原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）などの緊急時に該当する場合は、直ちに県（原子力安全対策課）、国（経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課（以下「安全規制担当省庁」という。）、原子力防災専門官、関係市町長、関係市町を管轄する警察署（以下「関係警察署」という。）の長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長および各関係機関に、次に掲げる事項を通報する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。</p> <p>なお、関係市町、関係警察署および関係消防本部については、別表 1 によるものとする。</p> <p>ア 事故発生の時刻 イ 事故発生の場所 ウ 事故の原因 エ 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性 オ 気象状況（風向・風速） カ その他必要と認める事項</p>	<p><u>の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制、周辺住民等への情報伝達等必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>(4) 県および事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><b>第 3 章 緊急事態応急対策</b></p> <p><b>第 1 節 緊急時の通報連絡</b></p> <p><b>第 1 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第 2 警戒事態（第 1 段階）発生時の通報連絡</b></p> <p>(1) 原子力事業者が行う通報連絡 原災法第 9 条第 1 項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、<u>警戒事態（第 1 段階）に該当する事象の発生を確認したときは、直ちに県、国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官、関係市町、関係市町を管轄する警察署（以下「関係警察署」という。）、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に、次に掲げる事項を通報する。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。</u></p> <p>なお、関係市町、関係警察署および関係消防本部については、別表 1 によるものとする。</p> <p>ア 事故発生の時刻 イ 事故発生の場所 ウ 事故の原因 エ 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性 オ 気象状況（風向・風速） カ その他必要と認める事項</p> <p><u>(2) 国が行う通報連絡</u> 国（原子力規制委員会）は、<u>警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、P A Z 関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、災害時要援護者等の避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡する。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2) 県が行う通報・確認</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた県（原子力安全対策課および危機対策・防災課）は、直ちに国（安全規制担当省庁および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、関係市町長、関係消防本部消防長、県警察本部長および敦賀海上保安部長に通報・確認するものとするとともに、その他防災関係機関にも通報を行うものとする。</p> <p>なお、県（原子力安全対策課）は、原子力防災管理者から緊急時の通報がない状態において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたこと（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）を発見したときは、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行うものとする。</p> <p>(3) 関係市町長および関係消防本部消防長が行う通報・確認</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた関係市町長および関係消防本部消防長は、その旨を直ちに県（原子力安全対策課および危機対策・防災課）に通報・確認するものとする。</p> <p>(4) 関係警察署長が行う通報・確認</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた関係警察署長は、その旨を県警察本部長を通じ直ちに県（危機対策・防災課）に通報・確認するものとする。</p> <p>(5) 敦賀海上保安部長が行う通報・確認</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた敦賀海上保安部長は、その旨を直ちに県（危機対策・防災課）に通報・確認するものとする。</p> <p>(6) 緊急時における通報連絡系統 （略）</p>	<p>(3) 県が行う通報連絡</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた県は、直ちに国（<u>原子力規制委員会</u>および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、<u>県内全市町、県内全消防本部（局）、</u>県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊（<u>陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部、航空自衛隊第6航空団防衛部</u>および自衛隊福井地方協力本部。<u>以下本節において同じ。</u>）に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも<u>連絡するものとする。</u></p> <p><u>また、本節第2(2)の連絡を受けた県は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。</u></p> <p><u>県は、防災行政無線、衛星回線等、非常時でも使用可能な通信手段により連絡するものとする。</u></p> <p>(4) 関係市町および関係消防本部が行う通報連絡</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた関係市町および関係消防本部は、その旨を直ちに県に<u>連絡するものとする。</u></p> <p>(5) 関係警察署が行う通報連絡</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた関係警察署は、その旨を県警察本部を通じ直ちに県に<u>連絡するものとする。</u></p> <p>(6) 敦賀海上保安部が行う連絡</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた敦賀海上保安部は、その旨を直ちに県に<u>連絡するものとする。</u></p> <p>(7) 緊急時における通報連絡系統 （略）</p>
<p><b>第3 災害状況の報告および連絡</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者が行う報告</p> <p>原子力防災管理者は、本節第2(1)による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第2(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。</p> <p>これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。</p> <p>なお、この連絡は、県の事故対策本部の設置後については、県（事故対策本部長）、本節第2(1)に定める国（安全規制担当省庁）、関係市町長および原子力防災専門官に対し行うこととする。</p> <p>(2) 県（事故対策本部長）が行う連絡</p> <p>ア 本節第3(1)の連絡を受けた県（事故対策本部長）は、直ちに原子力防災専門官、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長、自衛隊（陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部および航空自衛隊第6航空団防衛部。本節において以下同じ。）および必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>イ 県（事故対策本部長）は、本章第3節に定める「緊急時モニタリング計画」に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官、関係市町長、県警察本部</p>	<p><b>第3 災害状況の報告および連絡</b></p> <p>(1) 原子力事業者が行う報告</p> <p>原子力防災管理者は、本節第2(1)による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第2(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。</p> <p>これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。</p> <p>なお、この連絡は、県の<u>原子力災害警戒本部</u>の設置後については、<u>県原子力災害警戒本部</u>、本節第2(1)に定める国（<u>原子力規制委員会</u>）、関係市町および原子力防災専門官に対し行うこととする。</p> <p>(2) 県が行う連絡</p> <p>ア 本節第3(1)の連絡を受けた県は、直ちに<u>国（原子力規制委員会</u>および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、<u>県内全市町、県内全消防本部（局）、</u>県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>イ 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく<u>国（原子力規制委員会</u>および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、<u>県内全市町、県内全消防本部（局）、</u>県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>ウ 県（事故対策本部長）は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、下記(3)の防災関係機関の災害状況等を取りまとめ、遅滞なく上記(2)アに定める防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>(3) 関係市町長、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長、自衛隊その他防災関係機関が行う連絡 (略)</p> <p>(4) 災害情報等の報告等 (略)</p> <p>(5) 災害状況の報告および連絡系統 (略)</p>	<p>ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、下記(3)の防災関係機関の災害状況等を取りまとめ、遅滞なく上記(2)アに定める防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>(3) 関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関が行う連絡 (略)</p> <p>(4) 災害情報等の報告等 (略)</p> <p>(5) 災害状況の報告および連絡系統 (略)</p>
<p><b>第4 特定事象発生時の通報</b></p>	<p><b>第4 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡</b></p>
<p>(1) 原子力防災管理者が特定事象を発見し、または発見の通報を受けたとき</p> <p>ア 原子力防災管理者が行う通報等</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に定める通報すべき事象（以下「特定事象」という。）の発見後、または発見の通報を受けたときは、所定の様式に必要な事項を記入し、15分以内を目途として、県（事故対策本部長）、国（官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町長、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。</p> <p>なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（安全規制担当省庁）および所在市町に限るものとする。</p> <p>イ 国（安全規制担当省庁）が行う連絡</p> <p>原子力防災管理者から通報を受けた国（安全規制担当省庁）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等、事故情報について県（災害対策本部長）をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、所在市町および県警察本部に連絡するものとされている。</p> <p>ウ 県（災害対策本部長）が行う連絡</p> <p>国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県（災害対策本部長）は、通報・連絡を受けた事項について、関係市町を除く市町および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>エ 原子力防災専門官が行う連絡</p> <p>原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県（災害対策本部長）に通報・確認するとともに、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力防災管理者に施設の状況確認を行</p>	<p>(1) <u>原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合</u></p> <p>ア 原子力事業者が行う通報連絡</p> <p>原子力防災管理者は、<u>施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。</u></p> <p>なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（<u>原子力規制委員会</u>）および所在市町に限るものとする。</p> <p>イ 国（<u>原子力規制委員会</u>）が行う通報連絡</p> <p>原子力防災管理者から通報を受けた国（<u>原子力規制委員会</u>）は、通報を受けた事象について、<u>発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房）、所在市町、県警察本部および公衆に連絡する。また、PAZ関係市町に対し、住民の避難準備を行うよう連絡する。</u></p> <p>ウ 県が行う<u>通報連絡</u></p> <p>国（<u>原子力規制委員会</u>）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、<u>直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</u></p> <p>エ 原子力防災専門官が行う<u>通報連絡</u></p> <p><u>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。また、原子力防災専門官は、収集し</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>うよう指示し、県にその結果について速やかに連絡するものとされている。</p> <p>オ 特定事象発生時における通報連絡系統 特定事象発生時における通報連絡系統は、別図3のとおりとする。</p> <p>(2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で特定事象発生時の通報を行うべき数値の検出を発見したとき</p> <p>ア 県（原子力安全対策課）が行う連絡 県（原子力安全対策課）は、原子力防災管理者から特定事象発生に係る通報がない状態において、県が設置する空間線量率を観測する固定観測局で、5マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたこと（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）を発見したときは、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力防災管理者に確認を行うものとする。</p> <p>イ 原子力防災専門官が行う連絡 県（原子力安全対策課）から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、県（原子力安全対策課）にその結果について速やかに連絡するものとされている。</p>	<p><u>た情報を整理し、県をはじめ国、所在市町および関係府県に連絡する。</u></p> <p>オ <u>施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統</u> <u>施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、別図3のとおりとする。</u></p>
<p><b>第5 特定事象発生時の通報後の災害状況の報告および連絡</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者が行う報告 原子力防災管理者は、県（災害対策本部長）、国（官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町長、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長および各関係機関に本節第4(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。</p> <p>また、原子力防災管理者は、原災法第10条第1項前段の規定に基づく通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。</p> <p>なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（安全規制担当省庁）および所在市町に限るものとする。</p> <p>(2) 県（災害対策本部長）が行う連絡等</p> <p>ア 県（災害対策本部長）は、国（安全規制担当省庁）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>イ 県（災害対策本部長）および所在市町は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>ウ 県（災害対策本部長）は、所在市町を除く関係市町および指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>なお、県（災害対策本部長）は、国の現地事故対策連絡会議設置後、上記ア～ウに掲げる応急対策活動の</p>	<p><b>第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡</b></p> <p>(1) 原子力事業者が行う報告 原子力防災管理者は、県、国（官邸（内閣官房）<u>および原子力規制委員会</u>）、原子力防災専門官、関係市町、<u>関係府県</u>、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に本節第4(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。</p> <p>また、原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。</p> <p>なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（<u>原子力規制委員会</u>）および所在市町に限るものとする。</p> <p>(2) 県が行う連絡等</p> <p>ア 県は、国（<u>原子力規制委員会</u>）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>イ 県および所在市町は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>ウ 県は、<u>県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊</u>および必要に応じ<u>その他指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</u></p> <p>なお、県は、国の現地事故対策連絡会議設置後、上記ア～ウに掲げる応急対策活動の状況等について、</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>状況等について、現地事故対策連絡会議に報告するものとし、情報の共有を行うなど、連絡を密にするものとする。</p> <p><b>第6 国に対する専門家派遣の要請等</b></p> <p>(1) 知事または所在市町長は、原子力事業者から本節第4(1)アの通報を受けた場合は、次の専門家等の派遣を国（安全規制担当省庁）に対して要請するものとする。</p> <p>ア 原子炉、放射線防護等に関する専門家 イ 緊急時モニタリング要員および機器 ウ 緊急被ばく医療派遣チーム エ 原子力緊急時支援・研修センターの専門家</p> <p>(2) 知事または所在市町長は、本節第6(1)の要請を行ったときは、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）において専門家等の受入体制を整えるものとする。</p> <p>(3) その他国関係機関への派遣要請は、第15節「広域的応援対応計画」によるものとする。</p> <p>(4) 自衛隊の派遣要請は、本章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。</p> <p><b>第7 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等</b></p> <p>(1) 県（災害対策本部長）が行う対応 県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される作業グループに職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) 原子力防災専門官が行う連絡・調整 （略）</p> <p><b>第8 通信手段の確保</b></p> <p>(1) 本節第2(1)の通報があったとき、県（危機対策・防災課）、国、関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p>(2) 本節第2(1)の通報を受けた県（危機対策・防災課）は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を要請するものとする。</p>	<p>現地事故対策連絡会議に報告するものとし、情報の共有を行うなど、連絡を密にするものとする。</p> <p><b>第6 国に対する専門家派遣の要請等</b></p> <p>(1) <u>県</u>は、原子力事業者から本節第4(1)アの通報を受けた場合は、次の専門家等の派遣を国（<u>原子力規制委員会</u>）に対して要請するものとする。</p> <p>ア 原子炉、放射線防護等に関する専門家 <u>イ</u> 緊急被ばく医療派遣チーム</p> <p>(2) <u>県</u>は、本節第6(1)の要請を行ったときは、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）において専門家等の受入体制を整えるものとする。</p> <p>(3) その他国関係機関への派遣要請は、第15節「<u>広域的応援の対応</u>」によるものとする。</p> <p>(4) 自衛隊の派遣要請は、本章第16節「<u>自衛隊の災害派遣要請等</u>」によるものとする。</p> <p><b>第7 <u>全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等</u></b></p> <p>(1) <u>国（原子力規制委員会）が行う通報連絡</u> <u>国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。</u></p> <p>(2) 県が行う対応 ア <u>国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</u> <u>イ</u> 県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される<u>機能班</u>に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。</p> <p>(3) 原子力防災専門官が行う連絡・調整 （略）</p> <p><b>第8 通信手段の確保</b></p> <p>(1) 本節第2(1)の通報があったとき、県、国、関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p>(2) 本節第2(1)の通報を受けた県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を要請するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>要請を受けた電気通信事業者は、県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。</p> <p>(3) 県（危機対策・防災課）は、事故対策本部を設置した場合、原子力防災専門官、関係市町、原子力事業者等と協力して現地原子力防災センターにおける応急対策に必要な通信手段の確保を行うものとする。</p>	<p>要請を受けた電気通信事業者は、県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。</p> <p>(3) 県は、<u>原子力災害警戒本部</u>を設置した場合、原子力防災専門官、関係市町、原子力事業者等と協力して現地原子力防災センターにおける応急対策に必要な通信手段の確保を行うものとする。</p> <p>(4) <u>国（原子力規制委員会）は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係市町に連絡するものとする。</u></p> <p><u>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</u></p>

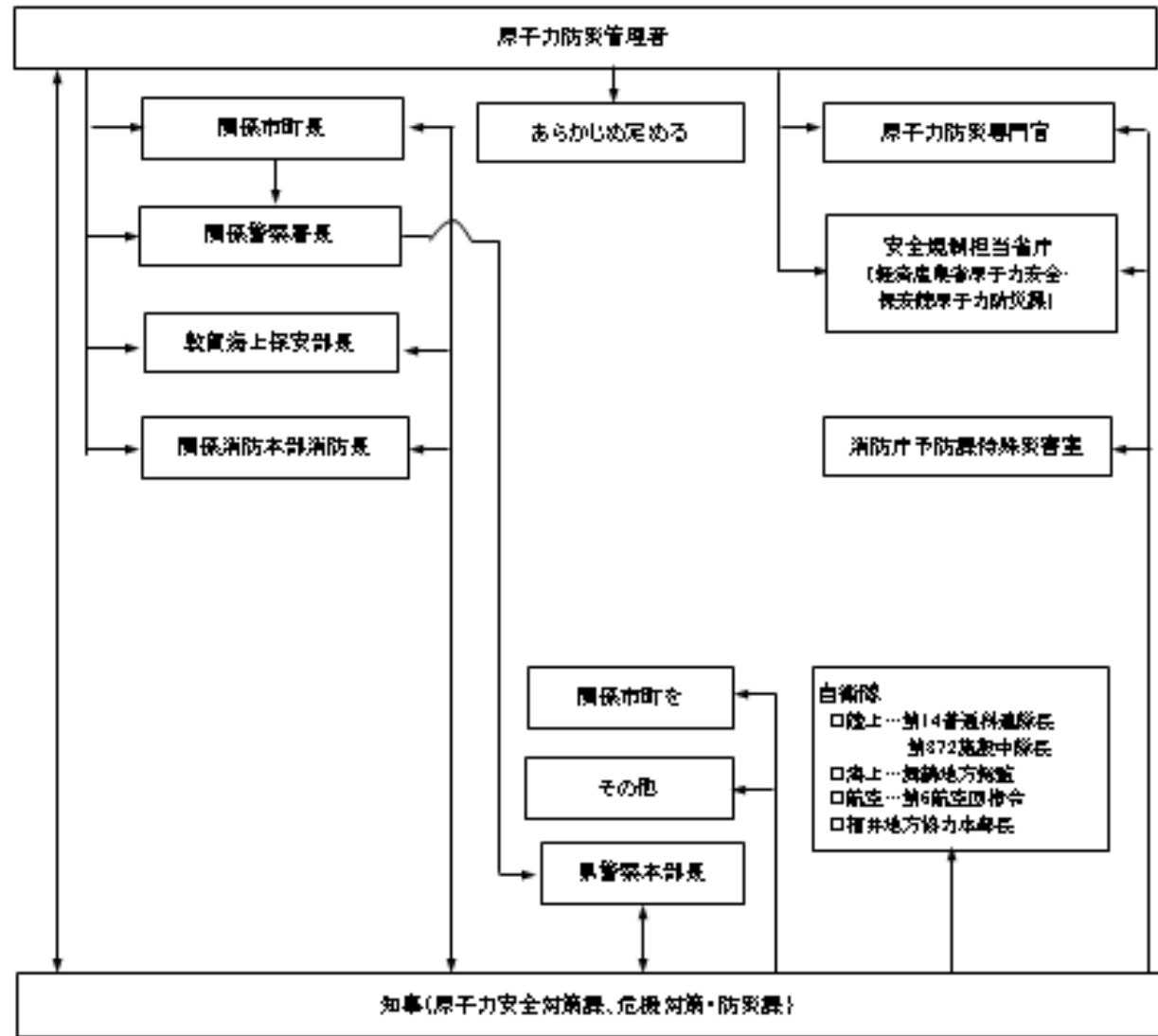
福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行				改定案			
別表 1（本節第 2 (1) 関係） 原子力事業所に係る関係市町村等一覧				別表 1（本節第 2 (1) 関係） 原子力事業所に係る関係市町村等一覧			
原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防本部	原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防本部
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	敦賀市 美浜町	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部	日本原子力発電(株) 敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発 センター	敦賀市、美浜町、 南越前町、 <u>越前市</u> 、 <u>越前町</u> 、 <u>若狭町</u> 、 <u>小浜市</u> 、 <u>池田町</u> 、 <u>鯖江市</u> 、 <u>福井市</u>	敦賀警察署 越前警察署 <u>鯖江警察署</u> <u>小浜警察署</u> <u>福井南警察署</u>	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 <u>鯖江・丹生消防組合消防本部</u> <u>若狭消防組合消防本部</u> 福井市消防局
	南越前町	越前警察署	南越消防組合消防本部		(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市、美浜町、 南越前町、 <u>越前市</u> 、 <u>越前町</u> 、 <u>若狭町</u> 、 <u>小浜市</u> 、 <u>池田町</u> 、 <u>鯖江市</u> 、 <u>福井市</u>	敦賀警察署 越前警察署 <u>鯖江警察署</u> <u>小浜警察署</u> <u>福井南警察署</u>
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発 センター	敦賀市 美浜町	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部	関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市、 <u>若狭町</u> 、 <u>南越前町</u> 、 <u>小浜市</u> 、 <u>越前市</u> <u>越前町</u>	敦賀警察署 越前警察署 <u>鯖江警察署</u> <u>小浜警察署</u>	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 <u>鯖江・丹生消防組合消防本部</u> <u>若狭消防組合消防本部</u>
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市 美浜町	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部	関西電力(株)大飯発電所	おおい町、高浜町 <u>小浜市</u> 、 <u>若狭町</u> 、 <u>美浜町</u>	<u>小浜警察署</u> <u>敦賀警察署</u>	<u>若狭消防組合消防本部</u> <u>敦賀美方消防組合消防本部</u>
関西電力(株)美浜発電所	美浜町 敦賀市	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部	関西電力(株)高浜発電所	高浜町、おおい町、 <u>小浜市</u> 、 <u>若狭町</u>	<u>小浜警察署</u> <u>敦賀警察署</u>	<u>若狭消防組合消防本部</u> <u>敦賀美方消防組合消防本部</u>
関西電力(株)高浜発電所	高浜町 おおい町	小浜警察署	若狭消防組合消防本部				
関西電力(株)大飯発電所	おおい町 高浜町 小浜市	小浜警察署	若狭消防組合消防本部				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

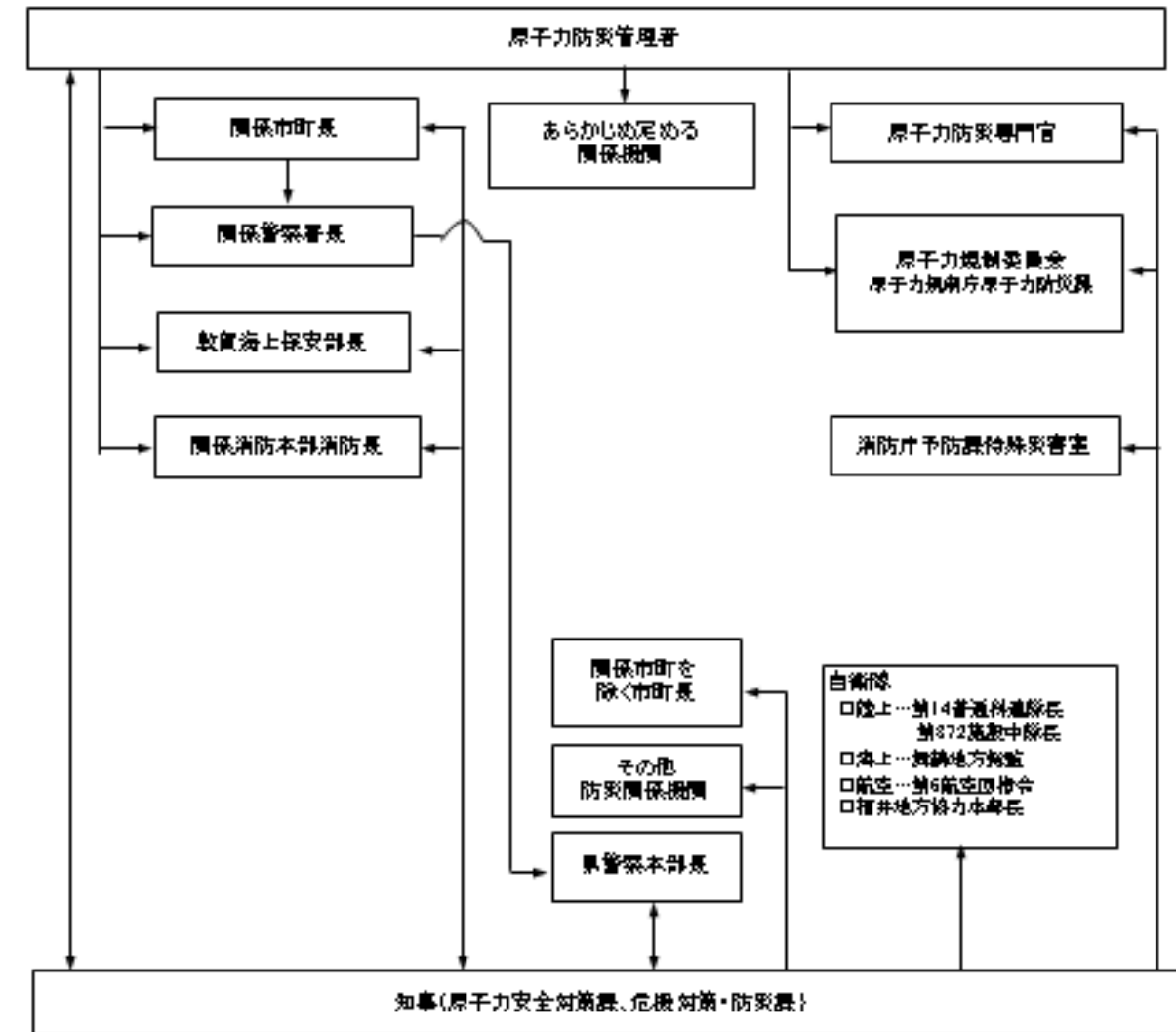
現 行

別図1（本節第2（6）関係）  
緊急時の通報連絡系統



改定案

別図1（本節第2（7）関係）  
緊急時の通報連絡系統



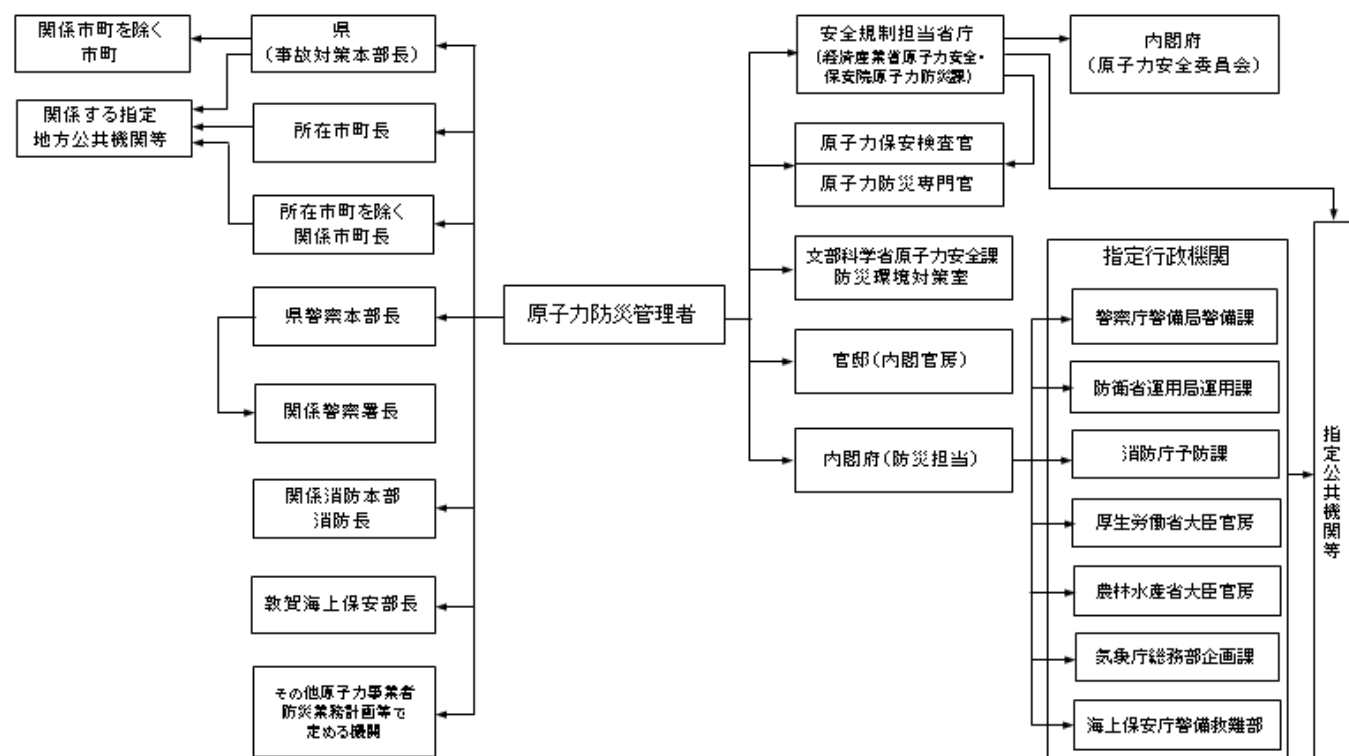


福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>別図2（本節第3（5）関係） 災害状況の報告および連絡系統図 （1）県の事故対策本部設置前</p> <p>（2）県の事故対策本部設置後</p> <p>※は、特定事象発生時の通報後から行う。</p>	<p>別図2（本節第3（5）関係） 災害状況の報告および連絡系統 （1）県の原子力災害警戒本部設置前</p> <p>（2）県の原子力災害警戒本部設置後</p>

現 行

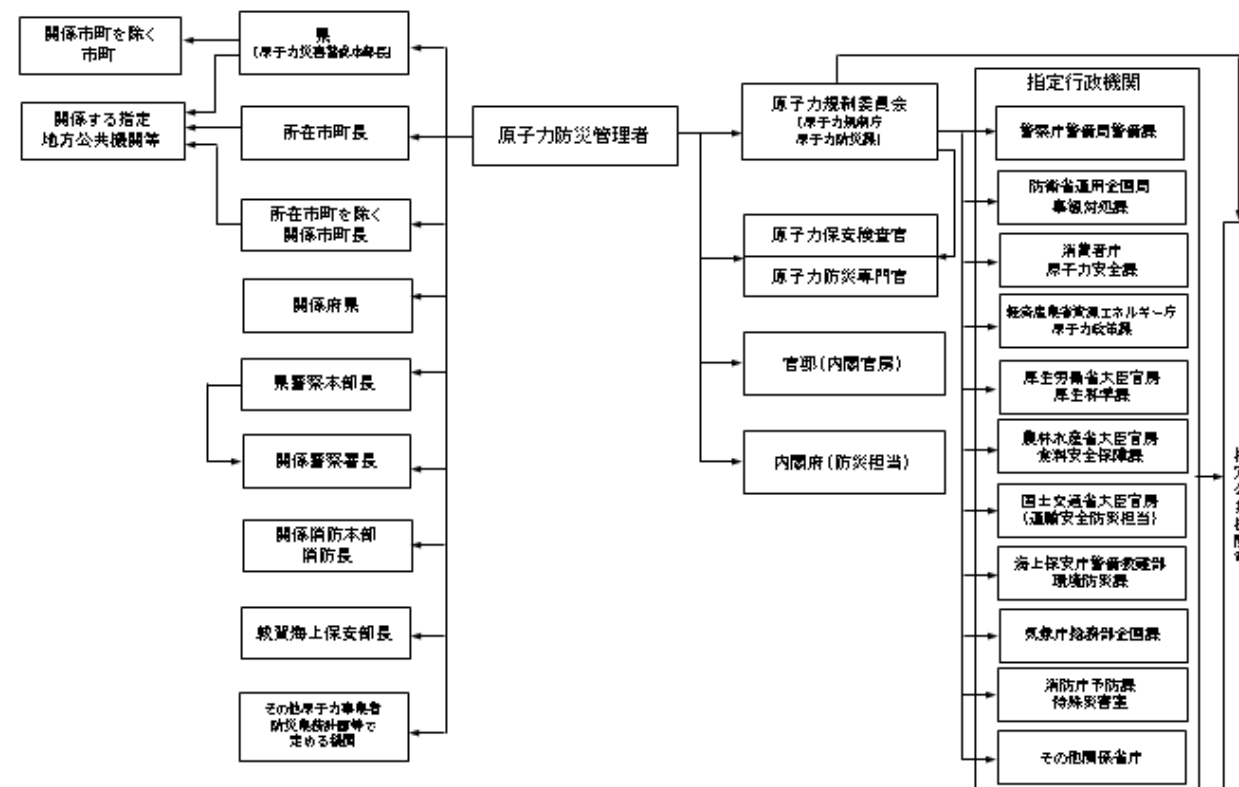
別図3（本節第4（1）才関係）  
特定事象発生時の通報連絡系統



（注） 原子力事業者により、通報連絡系統が異なることがある。

改定案

別図3（本節第4（1）才関係）  
施設敷地緊急事態（特定事象）発生時の通報連絡系統



（注） 原子力事業者により、通報連絡系統が異なることがある。

第2節 緊急時活動計画

第1 計画の方針

（略）

第2節 緊急時活動体制の確立

第1 基本方針

（略）

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																															
<p><b>第2 県の組織動員体制</b></p> <p>(1) 動員配備の基準</p> <p>職員の動員配備の基準は、別表1によるものとする。</p> <p><b>別表1（本節第2(1)関係） 動員配備基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配備レベル</th> <th style="text-align: center;">配備体制</th> <th style="text-align: center;">動員体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>【フェーズ0】</b></p> <p>(1) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(3) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>警戒配備</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>&lt;全員参集する所属&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対策・防災課</li> <li>・原子力安全対策課</li> <li>・原子力環境監視センター</li> </ul> <p>&lt;あらかじめ指定した職員が参集する所属等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報課</li> <li>・地域医療課</li> <li>・嶺南振興局</li> <li>・その他関係課</li> <li>・各部連絡責任者、連絡員</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>【フェーズ1】</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したこととの通報があったとき。</p> <p>(3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(5) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>事故対策本部 設置</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>職員全員</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>【フェーズ2】</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。</p> <p>(3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(5) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>災害対策本部 設置</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>職員全員</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>【フェーズ3】</b></p> <p>(1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備レベル	配備体制	動員体制	<p><b>【フェーズ0】</b></p> <p>(1) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(3) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。</p>	<p>警戒配備</p>	<p>&lt;全員参集する所属&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対策・防災課</li> <li>・原子力安全対策課</li> <li>・原子力環境監視センター</li> </ul> <p>&lt;あらかじめ指定した職員が参集する所属等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報課</li> <li>・地域医療課</li> <li>・嶺南振興局</li> <li>・その他関係課</li> <li>・各部連絡責任者、連絡員</li> </ul>	<p><b>【フェーズ1】</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したこととの通報があったとき。</p> <p>(3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(5) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。</p>	<p>事故対策本部 設置</p>	<p>職員全員</p>	<p><b>【フェーズ2】</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。</p> <p>(3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(5) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策本部 設置</p>	<p>職員全員</p>	<p><b>【フェーズ3】</b></p> <p>(1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。</p>			<p><b>第2 県の組織動員体制</b></p> <p>(1) 動員配備の基準</p> <p>職員の動員配備の基準は、表1によるものとする。</p> <p><b>表1 動員配備基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急事態区分</th> <th style="text-align: center;">配備基準</th> <th style="text-align: center;">配備体制</th> <th style="text-align: center;">動員体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>警戒事態 (第1段階)</b></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 福井県に大津波警報が発令されたとき</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>災害対策本部を設置</p> <p>(原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置)</p> <p>原子力災害現地警戒本部を設置</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>職員全員</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</b></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)</p> <p>(2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策本部を設置</p> <p>原子力災害現地対策本部を設置</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>職員全員</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>全面緊急事態 (第3段階)</b></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制	<p><b>警戒事態 (第1段階)</b></p>	<p>(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 福井県に大津波警報が発令されたとき</p>	<p>災害対策本部を設置</p> <p>(原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置)</p> <p>原子力災害現地警戒本部を設置</p>	<p>職員全員</p>	<p><b>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</b></p>	<p>(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)</p> <p>(2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき</p>	<p>原子力災害対策本部を設置</p> <p>原子力災害現地対策本部を設置</p>	<p>職員全員</p>	<p><b>全面緊急事態 (第3段階)</b></p>	<p>(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)</p>		
配備レベル	配備体制	動員体制																														
<p><b>【フェーズ0】</b></p> <p>(1) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(3) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。</p>	<p>警戒配備</p>	<p>&lt;全員参集する所属&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対策・防災課</li> <li>・原子力安全対策課</li> <li>・原子力環境監視センター</li> </ul> <p>&lt;あらかじめ指定した職員が参集する所属等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報課</li> <li>・地域医療課</li> <li>・嶺南振興局</li> <li>・その他関係課</li> <li>・各部連絡責任者、連絡員</li> </ul>																														
<p><b>【フェーズ1】</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したこととの通報があったとき。</p> <p>(3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(5) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。</p>	<p>事故対策本部 設置</p>	<p>職員全員</p>																														
<p><b>【フェーズ2】</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。</p> <p>(3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(5) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策本部 設置</p>	<p>職員全員</p>																														
<p><b>【フェーズ3】</b></p> <p>(1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。</p>																																
緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制																													
<p><b>警戒事態 (第1段階)</b></p>	<p>(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 福井県に大津波警報が発令されたとき</p>	<p>災害対策本部を設置</p> <p>(原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置)</p> <p>原子力災害現地警戒本部を設置</p>	<p>職員全員</p>																													
<p><b>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</b></p>	<p>(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)</p> <p>(2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき</p>	<p>原子力災害対策本部を設置</p> <p>原子力災害現地対策本部を設置</p>	<p>職員全員</p>																													
<p><b>全面緊急事態 (第3段階)</b></p>	<p>(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)</p>																															
<p>(2) 配備体制の決定 (略)</p>	<p>(2) 配備体制の決定 (略)</p>																															

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(3) 職員への伝達等 (略)</p> <p>別図1（本節第2(3)アおよびイ(ア)関係） 伝達系統の概略図（略）</p> <p><b>第3 警戒配備体制</b></p> <p>(1) 警戒配備体制の決定および解除基準 知事は、次の場合に警戒配備体制を決定し、または解除するものとする。</p> <p>ア 警戒配備の決定基準</p> <p>(ア) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(イ) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(ウ) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。</p> <p>イ 警戒配備の解除基準</p> <p>(ア) 原子力事業所の事故が終結したとき。</p> <p>(イ) 事故の進展により事故対策本部または災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>(2) 業務内容 職員は、各所属で情報の収集を行うものとする。</p> <p>(3) 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡 知事が警戒配備体制を決定した場合、危機対策・防災課長は、次の機関にその旨を連絡するものとする。</p> <p>ア 県内市町 イ 県防災会議構成団体 ウ 国（安全規制担当省庁および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官</p> <p><b>第4 福井県事故対策本部の設置</b></p> <p>(1) 事故対策本部の設置および廃止基準 知事は、次の場合に事故対策本部を設置し、または廃止するものとする。</p> <p>ア 事故対策本部の設置基準</p> <p>(ア) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(イ) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。</p> <p>(ウ) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p>	<p>(3) 職員への伝達等 (略)</p> <p>図1 伝達系統の概略図（略）</p> <p><b>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</b></p> <p>(1) <u>原子力災害警戒本部の設置および廃止基準</u> 知事は、次の場合に<u>原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）</u>を設置し、または廃止するものとする。 <u>なお、地震、津波を原因事象とする福井県災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力災害警戒班」を設置し、これをもって警戒本部の設置に代えるものとする。</u></p> <p>ア <u>警戒本部の設置基準</u> (ア) 原子力防災管理者から<u>警戒事態発生</u>の通報を受け、知事が<u>警戒本部</u>の設置を必要と認めたとき。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																								
<p>(エ) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(オ) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>イ 事故対策本部の廃止基準</p> <p>(ア) 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または事故対策本部の必要がなくなったとき。</p> <p>(イ) 県の災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>(2) 設置場所 事故対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。</p> <p>(3) 組織および事務分掌</p> <p>ア 事故対策本部の本部長は副知事をもって充て、事故対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。 なお、副知事が不在等の場合には、政策幹がその職務を代理するものとする。</p> <p>イ 事故対策本部員は、政策幹、総務部長、安全環境部長、健康福祉部長および農林水産部長および安全環境部危機対策監をもって充てるものとする。 また、事故対策本部には事故対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報課長をもって充てるものとする。</p> <p>ウ 事故対策本部に別表2の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県（原子力）事故対策本部運営要領で定めるものとする。</p> <p><b>別表2（本節第4(3)ウ関係）</b> <b>事故対策本部に設置する部</b></p> <table border="1" data-bbox="332 1381 1121 1596"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>部長名</th> <th>部 名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>総 務 部 長</td> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>安 全 環 境 部</td> <td>安全環境部長</td> <td>農 林 水 産 部</td> <td>農林水産部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 事故対策本部に、本部長、本部員および報道主管者で構成する事故対策本部会議を置くものとする。</p> <p>オ 県（事故対策本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ事故対策本部会議を招集するものとする。 事故対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 関係市町の初期活動実施状況</p> <p>(イ) 県の初期活動の実施に関する基本的小および重要事項</p>	部 名	部長名	部 名	部長名	総 務 部	総 務 部 長	健 康 福 祉 部	健康福祉部長	安 全 環 境 部	安全環境部長	農 林 水 産 部	農林水産部長	<p>(イ) その他、知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>イ 警戒本部の廃止基準</p> <p>(ア) 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または警戒本部の必要がなくなったとき。</p> <p>(イ) 県の災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>(2) 設置場所 警戒本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。</p> <p>(3) 組織および事務分掌</p> <p>ア 警戒本部の本部長は安全環境部長をもって充て、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。 なお、安全環境部長が不在等の場合には、安全環境部危機対策監がその職務を代理するものとする。</p> <p>イ 警戒本部員は、安全環境部危機対策監、総務部企画幹、健康福祉部企画幹、農林水産部企画幹をもって充てるものとする。 また、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報課長をもって充てるものとする。</p> <p>ウ 警戒本部に表2の部を置き、部の長は部企画幹とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県原子力災害警戒本部運営要領で定めるものとする。</p> <p><b>表2 原子力災害警戒本部に設置する部</b></p> <table border="1" data-bbox="1656 1381 2712 1596"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>部長名</th> <th>部 名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>総務部企画幹</td> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>健康福祉部企画幹</td> </tr> <tr> <td>安 全 環 境 部</td> <td>安全環境部企画幹</td> <td>農 林 水 産 部</td> <td>農林水産部企画幹</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 警戒本部に、本部長、本部員および報道主管者で構成する原子力災害警戒本部会議を置くものとする。</p> <p>オ 県（警戒本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ警戒本部会議を招集するものとする。 警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 関係市町の初期活動実施状況</p> <p>(イ) 県の初期活動の実施に関する基本的小および重要事項</p>	部 名	部長名	部 名	部長名	総 務 部	総務部企画幹	健 康 福 祉 部	健康福祉部企画幹	安 全 環 境 部	安全環境部企画幹	農 林 水 産 部	農林水産部企画幹
部 名	部長名	部 名	部長名																						
総 務 部	総 務 部 長	健 康 福 祉 部	健康福祉部長																						
安 全 環 境 部	安全環境部長	農 林 水 産 部	農林水産部長																						
部 名	部長名	部 名	部長名																						
総 務 部	総務部企画幹	健 康 福 祉 部	健康福祉部企画幹																						
安 全 環 境 部	安全環境部企画幹	農 林 水 産 部	農林水産部企画幹																						

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(ウ) 関係各課および現地事故対策本部の調整に関する事項</p> <p>(エ) 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項</p> <p>(オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項</p> <p>(カ) 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項</p> <p>(キ) その他重要な初期活動に関する事項</p> <p>事故対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、本節第4(6)に定める現地事故対策本部、本節第4(7)に定める緊急時モニタリングセンター、本節第4(8)に定める緊急時医療連絡室、関係市町、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。</p> <p>カ 事故対策本部に安全環境部危機対策監を長とし、また、安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課（下記キ(ウ)に定める指定職員を含む。）、原子力安全対策課、広報課および地域医療課をもって構成するものとする。</p> <p>なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。</p> <p>キ 緊急時に動員する職員</p> <p>緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。</p> <p>(7) 各部連絡責任者</p> <p>各部企画参事、会計局会計課参事および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。</p> <p>(イ) 各部連絡員</p> <p>各部毎に2名を指定し、危機対策・防災課長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。</p> <p>なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。</p> <p>(ウ) 指定職員</p> <p>あらかじめ指定した職員で、原子力安全対策課、広報課、地域医療課、嶺南振興局以外の関係課の職員は、事故対策本部事務局に属し、危機対策・防災課長の指示に従い、初期活動に当たるものとする。</p> <p>指定職員の編成および業務は別に定める。</p> <p>ク 各部連絡責任者会議</p> <p>各部連絡責任者会議は、事故対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長、事務局次長、危機対策・防災課長、原子力安全対策課長、地域医療課長および各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。</p> <p>また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。</p> <p>ケ 事故対策本部の組織図</p> <p>事故対策本部の組織図については、別図2のとおりとする。</p> <p>(4) 事故対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知</p> <p>事故対策本部を設置した場合、県（事故対策本部長）は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。</p> <p>ア 県内市町</p> <p>イ 県防災会議構成団体</p>	<p>(ウ) 関係各課および<u>原子力災害現地警戒本部</u>の調整に関する事項</p> <p>(エ) 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項</p> <p>(オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項</p> <p>(カ) 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項</p> <p>(キ) その他重要な初期活動に関する事項</p> <p><u>警戒本部</u>会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、本節第3(6)に定める<u>原子力災害現地警戒本部</u>、本節第3(7)に定めるモニタリング<u>本部</u>、本節第3(8)に定める緊急時医療連絡室、関係市町、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。</p> <p>カ <u>警戒本部</u>に安全環境部危機対策監を長とし、また、安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課（下記キ(ウ)に定める指定職員を含む。）、原子力安全対策課、広報課および地域医療課をもって構成するものとする。</p> <p>なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。</p> <p>キ 緊急時に動員する職員</p> <p>緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。</p> <p>(7) 各部連絡責任者</p> <p>各企画参事、<u>総務部政策推進グループ総括主任</u>、<u>総合政策部政策推進課総括主任</u>、会計局会計課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。</p> <p>(イ) 各部連絡員</p> <p>各部毎に2名を指定し、危機対策・防災課長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。</p> <p>なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。</p> <p>(ウ) 指定職員</p> <p>あらかじめ指定した職員で、原子力安全対策課、広報課、地域医療課、嶺南振興局以外の関係課の職員は、<u>警戒本部事務局</u>に属し、危機対策・防災課長の指示に従い、初期活動に当たるものとする。</p> <p>指定職員の編成および業務は別に定める。</p> <p>ク 各部連絡責任者会議</p> <p>各部連絡責任者会議は、<u>警戒本部</u>会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長、事務局次長、危機対策・防災課長、原子力安全対策課長、地域医療課長および各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。</p> <p>また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。</p> <p>ケ <u>警戒本部</u>の組織図</p> <p><u>警戒本部</u>の組織図については、別図<u>1、2</u>のとおりとする。</p> <p>(4)<u>警戒本部</u>を設置した場合の防災関係機関への通知</p> <p><u>警戒本部</u>を設置した場合、県は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。</p> <p>ア 県内市町</p> <p>イ 県防災会議構成団体</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ウ 国（安全規制担当省庁および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官 エ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）</p> <p>(5) 設置の公表 事故対策本部を設置した場合、県（事故対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、事故対策本部の標識を県庁正面玄関に掲示する。</p> <p>(6) 現地事故対策本部の設置 ア 県（事故対策本部長）は、事故対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに現地事故対策本部を設置し、初期活動を実施するものとする。 イ 現地事故対策本部長は、嶺南振興局長を充てるものとする。</p> <p>(7) 緊急時モニタリングセンターの設置 ア 県（事故対策本部または災害対策本部が設置された場合）は、直ちに現地原子力防災センターに緊急時モニタリングセンターを設置し、空間放射線量、大気中放射性物質濃度の周辺環境での測定および放射性物質放出情報や気象情報等に基づく住民の被ばく線量や汚染状況の予測・評価を一元的かつ総合的に実施するものとする。 イ 緊急時モニタリングセンター長には、原子力環境監視センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。 ウ その他緊急時モニタリングセンターの業務等については、本章第3節「緊急時モニタリング計画」によるものとする。</p> <p>(8) 緊急時医療連絡室の設置 ア 県（事故対策本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、現地原子力防災センターに緊急時医療連絡室を設置するものとする。 イ 緊急時医療連絡室長には、原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。 ウ 緊急時医療連絡室の業務等については、本章第8節「緊急被ばく医療計画」によるものとする。</p> <p>(9) 現地原子力防災センターの設営準備等 県（現地事故対策本部長）は、原子力防災専門官、関係市町等と連携して、現地原子力防災センター設営に係る準備を行うものとする。 また、防災関係機関に対して必要な資機材等の提供を要請するものとする。</p>	<p>ウ 国（<u>原子力規制委員会</u>および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官 エ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）</p> <p>(5) 設置の公表 <u>警戒本部</u>を設置した場合、県は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、<u>警戒本部</u>の標識を県庁正面玄関に掲示する。</p> <p>(6)<u>原子力災害現地警戒本部</u>の設置 ア 県は、<u>警戒本部</u>を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに<u>原子力災害現地警戒本部</u>（以下「<u>現地警戒本部</u>」という。）を設置し、初期活動を実施するものとする。 イ <u>現地警戒本部長</u>は、嶺南振興局長を充てるものとする。</p> <p>(7) <u>モニタリング本部</u>の設置 ア 県（<u>警戒本部</u>または災害対策本部が設置された場合）は、直ちに現地原子力防災センターに<u>モニタリング本部</u>を設置し、空間放射線量、大気中放射性物質濃度の周辺環境での測定および放射性物質放出情報や気象情報等に基づく住民の被ばく線量や汚染状況の予測・評価を一元的かつ総合的に実施するものとする。 イ <u>モニタリング本部長</u>には、原子力環境監視センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。 ウ その他<u>モニタリング本部</u>の業務等については、緊急時モニタリング計画によるものとする。</p> <p>(8) 緊急時医療連絡室の設置 ア 県（<u>警戒本部長</u>）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、現地原子力防災センターに緊急時医療連絡室を設置するものとする。 イ 緊急時医療連絡室長には、原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。 ウ 緊急時医療連絡室の業務等については、本章第8節「緊急被ばく医療活動」によるものとする。</p> <p>(9) 現地原子力防災センターの設営準備等 県は、原子力防災専門官、関係市町等と連携して、現地原子力防災センター設営に係る準備を行うものとする。 また、防災関係機関に対して必要な資機材等の提供を要請するものとする。</p> <p>(10)<u>連絡員の派遣要請</u> <u>県は、初期活動を円滑に実施するため、福井市消防局（福井県緊急消防援助隊応援等実施計画で定める代表消防機関）に対し、警戒本部への連絡員の派遣を要請し、併せて、PAZ関係消防本部に対し、現地警戒本部への連絡員の派遣を要請するものとする。</u> <u>また、県は、県警察、自衛隊および海上保安庁に対し、警戒本部および現地警戒本部への連絡員の派遣を要請するものとする。</u></p>
<p><b>第5 福井県災害対策本部の設置</b></p>	<p><b>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</b></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1) 災害対策本部の設置および廃止基準 知事は、次の場合に災害対策本部を設置し、または廃止するものとする。</p> <p>ア 災害対策本部の設置基準 (7) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (イ) 原子力防災管理者から原災法10条第1項に定める通報があったとき。 (ウ) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。 (エ) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。 (オ) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>イ 災害対策本部の廃止基準 原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。</p> <p>(2) 設置場所 災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。</p> <p>(3) 組織および事務分掌 ア 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。 イ 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。 ウ 災害対策本部員は、政策幹、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、安全環境部危機対策監、教育長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。 エ 災害対策本部に別表3の部を置き、部の長は部局長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県（原子力）災害対策本部運営要綱で定めるものとする。</p> <p>別表3（本節第5(3)エ関係） 災害対策本部に設置する部（略）</p> <p>オ（略）</p>	<p>(1) <u>原子力災害対策本部</u>の設置および廃止基準 知事は、次の場合に<u>原子力災害対策本部</u>（以下「<u>災害対策本部</u>」という。）を設置し、または廃止するものとする。 <u>なお、地震、津波を原因事象とする福井県災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力災害対策班」を設置するものとする。</u></p> <p>ア 災害対策本部の設置基準 (7) 原子力防災管理者から<u>施設敷地緊急事態発生</u>の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (イ) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>イ 災害対策本部の廃止基準 原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、<u>緊急事態</u>応急対策および<u>原子力災害事後対策</u>が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。</p> <p>(2) 設置場所 災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。</p> <p>(3) 組織および事務分掌 ア 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。 イ 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。 ウ 災害対策本部員は、政策幹、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、安全環境部危機対策監、<u>総合政策部新幹線・交通政策監</u>、教育長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。 エ 災害対策本部に表3の部を置き、部の長は部局長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県<u>原子力</u>災害対策本部運営要綱で定めるものとする。</p> <p>表3 <u>原子力災害対策本部</u>に設置する部（略）</p> <p>オ（略）</p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>カ 県（災害対策本部長）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。</p> <p>災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 県内市町の災害状況および災害応急対策実施状況</p> <p>(イ) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的および重要事項</p> <p>(ウ) 災害対策本部内各部および現地災害対策本部相互の調整に関する事項</p> <p>(エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項</p> <p>(オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項</p> <p>(カ) その他重要な災害対策に関する事項</p> <p>災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、本節第5(6)に定める現地災害対策本部、本節第4(7)に定める緊急時モニタリングセンター、本節第5(7)に定める緊急時医療本部、関係市町、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 緊急時に動員する職員</p> <p>緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。</p> <p>(7) 各部連絡責任者</p> <p>各企画参事、会計局会計課参事および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。</p> <p>(イ) 各部連絡員</p> <p>各部毎に2名を指定し、防災班長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。</p> <p>なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。</p> <p>(ウ) 指定職員</p> <p>あらかじめ指定した職員で、原子力安全対策課、広報班、医療対策班、現地災害対策本部以外の職員は、本部事務局に属し、防災班長の指示に従い、応急対策活動に当たるものとする。</p> <p>指定職員の編成および業務は別に定める。</p> <p>ケ 各部連絡責任者会議</p> <p>(略)</p> <p>コ 災害対策本部の組織図</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知</p> <p>災害対策本部を設置した場合、県（災害対策本部長）は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。</p> <p>ア 県内市町</p> <p>イ 県防災会議構成団体</p> <p>ウ 国（安全規制担当省庁、文部科学省原子力安全課防災環境対策室および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官</p>	<p>カ 県（災害対策本部長）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。</p> <p>災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 県内市町の災害状況および災害応急対策実施状況</p> <p>(イ) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的および重要事項</p> <p>(ウ) 災害対策本部内各部および<u>原子力災害現地対策本部</u>相互の調整に関する事項</p> <p>(エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項</p> <p>(オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項</p> <p>(カ) その他重要な災害対策に関する事項</p> <p>災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、本節第4(6)に定める現地対策本部、本節第3(7)に定めるモニタリング本部、本節第4(7)に定める緊急時医療本部、関係市町、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 緊急時に動員する職員</p> <p>緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。</p> <p>(7) 各部連絡責任者</p> <p>各企画参事、<u>総務部政策推進グループ総括主任</u>、<u>総合政策部政策推進課総括主任</u>、会計局会計課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。</p> <p>(イ) 各部連絡員</p> <p>各部毎に2名を指定し、防災班長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。</p> <p>なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。</p> <p>(ウ) 指定職員</p> <p>あらかじめ指定した職員で、原子力安全対策課、広報班、医療対策班、現地災害対策本部以外の職員は、本部事務局に属し、防災班長の指示に従い、応急対策活動に当たるものとする。</p> <p>指定職員の編成および業務は別に定める。</p> <p>ケ 各部連絡責任者会議</p> <p>(略)</p> <p>コ 災害対策本部の組織図</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知</p> <p>災害対策本部を設置した場合、県は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。</p> <p>ア 県内市町</p> <p>イ 県防災会議構成団体</p> <p>ウ 国（<u>原子力規制委員会</u>および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>エ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）</p> <p>(5) 設置の公表 （略）</p> <p>(6) 現地災害対策本部の設置</p> <p>ア 県（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに現地災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>イ 現地災害対策本部長には副知事を、また現地災害対策本部副本部長には安全環境部危機対策監および嶺南振興局長をもって充てるものとする。</p> <p>ただし、現地災害対策本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、現地副本部長がその職務を代理するものとする。</p> <p>ウ 現地災害対策本部には現地災害対策本部の広報を総括するため、現地報道主管者を置き、嶺南振興局次長または安全環境部危機対策幹をもって充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。</p> <p>エ 県（現地災害対策本部長）は、本章第1節第6(1)に定める国の専門家が的確に指導、助言を行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。</p> <p>オ 県（現地災害対策本部長）は、国の協力要請に基づき、原子力防災専門官および関係市町と連携して、直ちに現地原子力防災センターの設営を行うものとする。</p> <p>カ 県（現地災害対策本部長）は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、県の災害対策本部が行う応急対策の状況等について現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。</p> <p>キ 関係市町、関係消防本部、関係警察署、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、現地における災害対策実施上の連絡・調整を図るため、現地災害対策本部に連絡員を派遣するものとする。</p> <p>ク 現地災害対策本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県（原子力）災害対策本部運営要綱で定めるものとする。</p> <p>(7) 緊急時医療本部の設置</p> <p>ア 県（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置するものとする。</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 緊急時医療本部の業務等については、本章第8節「緊急被ばく医療計画」によるものとする。</p> <p>(8) 地方連絡部 （略）</p> <p>(9) 県（災害対策本部長）は、国が現地原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、別に定める職員を派遣するものとする。</p>	<p>エ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）</p> <p>(5) 設置の公表 （略）</p> <p>(6) <u>原子力災害現地対策本部</u>の設置</p> <p>ア 県災害対策本部長は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに<u>原子力災害現地対策本部</u>（以下「<u>現地本部</u>」という。）を設置するものとする。</p> <p>イ 現地本部長には副知事を、また現地本部副本部長には安全環境部危機対策監および嶺南振興局長をもって充てるものとする。</p> <p>ただし、現地本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、現地副本部長がその職務を代理するものとする。</p> <p>ウ 現地本部には現地本部の広報を総括するため、現地報道主管者を置き、嶺南振興局次長をもって充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。</p> <p>エ 県は、本章第1節第6(1)に定める国の専門家が的確に指導、助言を行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。</p> <p>オ 県は、国の協力要請に基づき、原子力防災専門官および関係市町と連携して、直ちに現地原子力防災センターの設営を行うものとする。</p> <p>カ 県は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、県の災害対策本部が行う応急対策の状況等について現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。</p> <p>キ 関係市町、関係消防本部、関係警察署、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、現地における災害対策実施上の連絡・調整を図るため、現地本部に連絡員を派遣するものとする。</p> <p>ク 現地本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県<u>原子力災害対策本部運営要綱</u>で定めるものとする。</p> <p>(7) 緊急時医療本部の設置</p> <p>ア 県は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置するものとする。</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ <u>県は、必要に応じ、災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーターを原子力災害対策本部および緊急時医療本部に配置するものとする。</u></p> <p>オ 緊急時医療本部の業務等については、本章第8節「<u>緊急被ばく医療活動</u>」によるものとする。</p> <p>(8) 地方連絡部 （略）</p> <p>(9) 県は、国が現地原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、別に定める職員を派遣するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(10) 県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される作業グループに、別に定める職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>(11) 原子力防災専門官および国の専門家との連携                  県（災害対策本部長）は、原子力防災専門官および本章第1節第6(1)に定める国の専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>(12) 関係市町への連絡、指示（指導・助言）および協力体制                  県（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係市町長へ連絡するとともに、必要な指示（指導・助言）を行うものとする。                  また、関係市町長が災害対策本部を設置したときは、直ちに協力体制を整えるものとする。</p> <p>(13) 文書および記録                  （略）</p> <p>(14) 職務の代理                  （略）</p>	<p>(10) 県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に、別に定める職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>(11) 原子力防災専門官および国の専門家との連携                  県は、原子力防災専門官および本章第1節第6(1)に定める国の専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>(12) 関係市町への連絡、指示（指導・助言）および協力体制                  県は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係市町へ連絡するとともに、必要な指示（指導・助言）を行うものとする。                  また、関係市町長が災害対策本部を設置したときは、直ちに県職員を連絡員として派遣し、協力体制を整えるものとする。</p> <p>(13) 文書および記録                  （略）</p> <p>(14) 職務の代理                  （略）</p>
<p><b>第6 原子力緊急事態宣言発出後の対応</b></p> <p>(1) 原子力緊急事態宣言の発出、公示および解除                  （略）</p> <p>(2) 国の原子力災害対策本部の設置および廃止                  （略）</p> <p>(3) 国の原子力災害現地対策本部の設置                  （略）</p> <p>(4) 原子力災害合同対策協議会の設置および運営                  ア 原子力災害合同対策協議会の目的                  原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部ならびに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県および市町の災害対策本部は、情報交換しそれぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。                  イ （略）                  ウ （略）                  エ 原子力災害合同対策協議会の構成                  (イ) 原子力災害現地対策本部長および原子力災害現地対策本部員その他の職員                  (イ)～(エ) （略）                  オ （略）</p>	<p><b>第5 原子力緊急事態宣言発出後の対応</b></p> <p>(1) 原子力緊急事態宣言の発出、公示および解除                  （略）</p> <p>(2) 国の原子力災害対策本部の設置および廃止                  （略）</p> <p>(3) 国の原子力災害現地対策本部の設置                  （略）</p> <p>(4) 原子力災害合同対策協議会の設置および運営                  ア 原子力災害合同対策協議会の目的                  原子力緊急事態宣言があったとき、<u>国</u>の原子力災害現地対策本部ならびに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県および市町の災害対策本部は、情報交換しそれぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。                  イ （略）                  ウ （略）                  エ 原子力災害合同対策協議会の構成                  (イ) <u>国</u>の原子力災害現地対策本部長および原子力災害現地対策本部員その他の職員                  (イ)～(エ) （略）                  オ （略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第7 関係市町の動員配備体制</b></p> <p>緊急時の場合に関係市町長は、関係市町地域防災計画（原子力防災編）の定めるところにより、災害対策本部等を設置するものとし、関係市町の災害対策本部等を設置したときは、県（災害対策本部長）をはじめ防災関係機関に通報するものとする。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される作業グループで、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事するものとする。</p> <p><b>第8 指定地方行政機関等の動員配備体制</b></p> <p>緊急時の場合に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、災害対策本部等を設置したときは、県（災害対策本部長）をはじめ防災関係機関に通報するものとする。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される作業グループで、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事するものとする。</p>	<p><b>第6 関係市町の動員配備体制</b></p> <p>緊急時の場合に関係市町長は、関係市町地域防災計画（原子力災害対策編）の定めるところにより、災害対策本部等を設置するものとし、関係市町の災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班で、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事するものとする。</p> <p><b>第7 指定地方行政機関等の動員配備体制</b></p> <p>緊急時の場合に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班で、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事するものとする。</p> <p><b>第8 行政機関の業務継続に係る措置</b></p> <p>(1) 県は、<u>庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 県は、<u>あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</u></p> <p>(3) 県は、<u>応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告または指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</u></p> <p><b>第9 原子力被災者生活支援チームとの連携</b></p> <p><u>国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</u></p> <p><u>県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等に対する健康管理調査等、総合的な環境モニタリング、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</u></p>

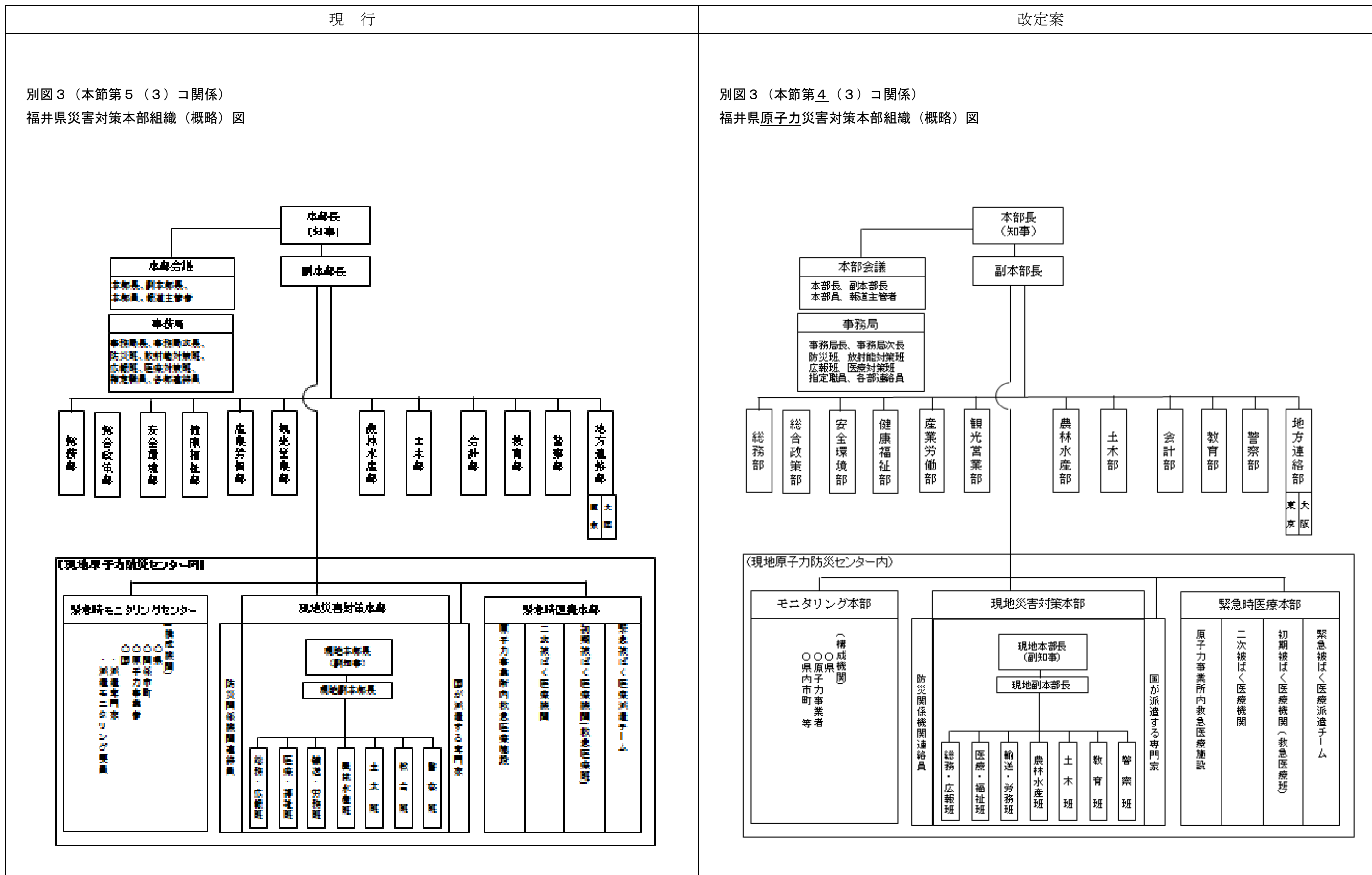
福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>別図2（本節第4（3）ケ関係） 福井県事故対策本部組織（概略）図</p>	<p>別図1（本節第3（3）ケ関係） 福井県原子力災害警戒本部の組織（概略）図（単独の原子力災害の場合）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
	<p>別図2（本節第3（3）ケ関係） 福井県原子力災害警戒本部の組織（概略）図（地震、津波との複合災害の場合）</p> <pre> graph TD     A[本部長 知事] --&gt; B[副本部長 副知事]     B --&gt; C[本部会議 本部長、副本部長 本部員、報道主管者]     C --&gt; D[各部連絡責任者会議 事務局長、事務局次長 防災班長、各部連絡責任者]     D --&gt; E[事務局 事務局長、事務局次長 防災班長、防災班員 指定班員、各部連絡員]          E --- F[総務部]     E --- G[総合政策部]     E --- H[安全環境部]     E --- I[健康福祉部]     E --- J[産業労働部]     E --- K[観光営業部]     E --- L[農林水産部]     E --- M[土木部]     E --- N[会計部]     E --- O[教育部]     E --- P[警察部]     E --- Q[地方連絡部]          F --- F1[連絡班、秘書班、広報班、財政班、救援受入班 人事厚生班、設備班、特命班、指導班、ボランティア班]     G --- G1[渉外連絡班、情報収集班、情報システム班、交通対策班]     H --- H1[連絡班、生活班、公害班、廃棄物対策班、防災班]     H --- H2[原子力災害警戒班]     I --- I1[連絡班、救助班、災害時要援護者支援班、医務班 公衆衛生班]     J --- J1[連絡班、産業関係班、商業・サービス業班、特命班、工業班 輸送・労務班、公営企業班]     K --- K1[連絡班、特命班、観光・国際班、文化施設班]     L --- L1[連絡班、調達班、農業技術班、農畜産班、水産班、林務班 耕地班]     M --- M1[連絡班、調達班、道路班、河川班、砂防班、港湾空港班 計画班、建築班]     N --- N1[会計班、特命班]     O --- O1[連絡班、学校教育班、高校教育班、義務教育班、社会教育班 文化財班、体育班]     P --- P1[広報班、装備班、受援班、給養班、医務班、訴訟留置班 情報管理班、生活安全班、地域安全班、安全特命班、捜査班 検視班、鑑識班、交通対策班、交通指導班、交通規制班 情報班、総括・実施班、警備警護班、特命班、通信班]     Q --- Q1[東京]     Q --- Q2[大阪]          H2 --- R[原子力災害現地警戒本部 [現地警戒本部長：福井県庁局長]]          O --- S[現地災害対策本部]     S --- S1[本部長]     S --- S2[副本部長]     S --- S3[総務情報班]     S --- S4[救助班]     S --- S5[農務班]     S --- S6[林務班]     S --- S7[耕地班]     S --- S8[防疫救護班]     S --- S9[土木建築班]     S --- S10[応援班]     </pre>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第3節 緊急時モニタリング計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b></p> <p>緊急時に、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度の測定結果、放射性物質または放射能の放出情報、気象情報等に基づき、住民が受ける可能性のある実効線量の予測を迅速に行い、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供し、住民の安全確保を図る。</p> <p><b>第2 動員配備の基準</b></p> <p>緊急時モニタリングの動員配備の基準および人員等は、緊急時モニタリングセンター設置の有無に関わらず、別表1のとおりとする。</p> <p>配備体制は、緊急時モニタリングセンター長（原子力環境監視センター所長、以下「センター長」という。）が、知事の命を受け決定するものとする。</p>	<p><b>第3節 緊急時モニタリングの実施</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>緊急時に、<u>原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握し、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供する。さらに、環境放射線量や環境試料中の放射性物質濃度等から、公衆の被ばく線量を推定・評価し、住民の健康調査や健康相談を適切に行うための評価材料を提供することにより、住民の安全確保を図る。</u></p> <p><b>第2 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</b></p> <p>県は、警戒事態発生の通報を受けたときは、「福井県モニタリング本部」を設置し、緊急時モニタリング（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始するものとする。</p> <p>県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けたときは、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するとともに、緊急時モニタリングセンターの指揮下で、緊急時モニタリングを実施するものとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡するとともに、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき、初期モニタリングを実施する。</p> <p>緊急時モニタリングの実施に当たっては、モニタリングポストの測定結果等に基づき、気象予測や大気中拡散予測を参考に、O I Lに基づく防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を定める。被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも検討する。</p> <p><b>第3 緊急時モニタリングの実実施計画の改定への参画</b></p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、指針および緊急時モニタリング計画に基づき、事故の状況および気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にし、速やかに策定するものとされている。</p> <p>原子力規制委員会（原子力緊急事態においては国の原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施および支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターはTV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、会議結果について、現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態においては原子力災害合同対策協議会）において共有するものとする。</p> <p><b>第4 動員配備の基準</b></p> <p>緊急時モニタリングの動員配備の基準および人員等は、表1のとおりとする。</p> <p>配備体制は、<u>県原子力安全対策課長</u>が、知事の命を受け決定するものとする。</p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																															
<p><b>別表 1（本節第 2 関係）</b> <b>緊急時モニタリング動員配備基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備レベル</th> <th>配備体制</th> <th>動員体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【フェーズ0】</b>                      (1) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）                      (2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）                      (3) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。                 </td> <td>警戒配備</td> <td>○県 ・原子力環境監視センター</td> </tr> <tr> <td> <b>【フェーズ1】</b>                      (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。                      (2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。                      (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）                      (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）                      (5) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。                 </td> <td>第1配備 緊急時モニタリングセンター設置</td> <td>○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・(独) 日本原子力研究開発機構</td> </tr> <tr> <td> <b>【フェーズ2】</b>                      (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。                      (2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。                      (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）                      (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）                      (5) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。                 </td> <td>第2配備 緊急時モニタリングセンター強化</td> <td>上記に加え ○国からの派遣専門家 ○国からの派遣モニタリング要員 ○県外原子力事業者からの支援モニタリング要員（詳細は別に定める）</td> </tr> <tr> <td> <b>【フェーズ3】</b>                      (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。                 </td> <td>第3配備 緊急時モニタリング</td> <td>上記のとおり（詳細は別に定める）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 3 動員等の協力要請</b></p> <p>(1) 県内関係機関等への動員等の協力要請 知事は、別表 1 の配備レベルに合わせ、県内原子力事業者に対し、モニタリング要員の派遣その他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(2) 国の専門家等の派遣要請 知事は、別表 1 の配備レベルに合わせ、本章第 1 節第 6 (1) に定める国の専門家等の派遣およびモニタリング機器を要請するとともに、受入体制を整えるものとする。</p> <p>(3) 原子力防災専門官に対する協力要請</p>	配備レベル	配備体制	動員体制	<b>【フェーズ0】</b> (1) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (3) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。	警戒配備	○県 ・原子力環境監視センター	<b>【フェーズ1】</b> (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。 (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (5) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。	第1配備 緊急時モニタリングセンター設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・(独) 日本原子力研究開発機構	<b>【フェーズ2】</b> (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (5) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	第2配備 緊急時モニタリングセンター強化	上記に加え ○国からの派遣専門家 ○国からの派遣モニタリング要員 ○県外原子力事業者からの支援モニタリング要員（詳細は別に定める）	<b>【フェーズ3】</b> (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。	第3配備 緊急時モニタリング	上記のとおり（詳細は別に定める）	<p><b>表 1 緊急時モニタリング動員配備基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> <th>動員体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (第 1 段階)</td> <td>                     (1) 福井県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき                      (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき                      (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照）                      (4) その他、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断したとき                      (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき                 </td> <td>福井県モニタリング本部設置</td> <td>○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・(独) 日本原子力研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>施設敷地 緊急事態 (第 2 段階)</td> <td>                     (1) 敷地施設緊急事態が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照）                      (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき                 </td> <td>緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続</td> <td>上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (第 3 段階)</td> <td>(1) 全面緊急事態が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制	警戒事態 (第 1 段階)	(1) 福井県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照） (4) その他、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	福井県モニタリング本部設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・(独) 日本原子力研究開発機構	施設敷地 緊急事態 (第 2 段階)	(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照） (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続	上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）	全面緊急事態 (第 3 段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照）		
配備レベル	配備体制	動員体制																														
<b>【フェーズ0】</b> (1) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (3) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。	警戒配備	○県 ・原子力環境監視センター																														
<b>【フェーズ1】</b> (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。 (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (5) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。	第1配備 緊急時モニタリングセンター設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・(独) 日本原子力研究開発機構																														
<b>【フェーズ2】</b> (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。） (5) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	第2配備 緊急時モニタリングセンター強化	上記に加え ○国からの派遣専門家 ○国からの派遣モニタリング要員 ○県外原子力事業者からの支援モニタリング要員（詳細は別に定める）																														
<b>【フェーズ3】</b> (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。	第3配備 緊急時モニタリング	上記のとおり（詳細は別に定める）																														
緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制																													
警戒事態 (第 1 段階)	(1) 福井県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照） (4) その他、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	福井県モニタリング本部設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・(独) 日本原子力研究開発機構																													
施設敷地 緊急事態 (第 2 段階)	(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照） (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続	上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）																													
全面緊急事態 (第 3 段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき（第 1 章第 4 表 2 参照）																															

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>知事は、原子力緊急事態宣言が発出されたときは、原子力防災専門官と綿密な協議、調整を図り必要な協力を要請するものとする。</p> <p><b>第4 緊急時モニタリングに対する協力要請等</b></p> <p>(1) 関係市町に対する協力要請 知事は、関係市町に対し、必要に応じて緊急時モニタリングセンターへの職員の派遣およびその他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(2) 自衛隊に対する協力要請 知事は、自衛隊に対して、緊急時モニタリングに関する次の事項について、船舶およびヘリコプターの出動等、必要な協力を要請するものとする。 ア 空からのモニタリング（要請先：陸上自衛隊および航空自衛隊） イ 海上モニタリング、海上サンプリング（要請先：海上自衛隊） 自衛隊の災害派遣要請の方法等については、本章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする</p> <p>(3) 敦賀海上保安部に対する協力要請 知事は、敦賀海上保安部に対して、海上モニタリング実施のため、船舶の出動等必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(4) 福井地方气象台等への協力要請 知事は、放射性物質の拡散予測を的確に実施するため、福井地方气象台および舞鶴海洋气象台（または京都地方气象台）に対し、気象情報の提供等、緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。</p> <p><b>第5 SPEEDIネットワークシステムおよびERSSの稼働</b> 国は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、放射能影響予測等を実施し、県、安全規制担当省庁等の端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を関係省庁に伝達することとされている。 さらに、直ちにERSSを起動し、原子炉施設の状況等を把握するとともに、原子力事業者からの放出見通し等の状況を踏まえ、その後の状態変化について予測することとされている。</p> <p><b>第6 緊急時モニタリングの実施</b></p> <p>(1) 緊急時モニタリングのフロー 緊急時モニタリングは、事故による放射性物質の放出の状況等により、第1段階モニタリングおよび第2段階モニタリングに区分し、別図1のとおりとする。</p>	<p><b>第5 緊急時モニタリングの実施</b></p> <p>(1) <u>緊急時モニタリングの実施</u> <u>緊急時モニタリングセンターは、周辺への放射性物質または放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、結果の妥当性を確認した後、原子力規制委員会（原子力緊急事態においては国の原子力災害対策本部）に送付するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>別図1（本節第6(1)関係） 緊急時モニタリング実施フロー（略）</p> <p>(2) 初期活動 空間線量率等連続観測局（モニタリングステーション、モニタリングポスト）等の監視強化、モニタリングカーによる測定を開始するとともに、第1段階モニタリング活動を準備するために関係機関と連絡体制の強化や資機材の準備等を行うものとする。</p> <p>(3) 第1段階モニタリング 放出が継続または増大傾向にあり、円滑な防護対策の決定に資するために迅速な予測線量の推定が求められる段階におけるモニタリングである。 したがって、災害対策本部等への迅速な情報の提供を前提とし、 ア 実効線量の予測 イ 放出された放射性物質の影響範囲の推定および確認を行うことを目的とし、 ウ 空間放射線量率、大気中および飲食物中の放射性ヨウ素濃度の測定 エ 最大値出現予想地点付近を中心とした事故発生発電所から比較的近い地域のモニタリング オ SPEEDIネットワークシステム予測計算結果の活用 等の活動を行うものとする。</p> <p>(4) 第2段階モニタリング 事故状態の予測が確実になり、かつ放出が減少または終息した段階になった場合に、住民が実際に被ばくしたと考えられる実効線量を評価し、併せて環境に放出された放射性物質の蓄積状況等を広範かつ全体的に把握する目的で実施するモニタリングである。 なお、第1段階から第2段階への移行の放射性物質の放出面の条件は、災害（緊急時）状況の予測が確実になり、かつ放射性物質の放出率が明らかに減少し続けるとき、または放射性物質等の放出が継続しないような状況とする。 したがって、事故影響について広範囲かつ正確な全体的状況の把握を前提とし、 ア 住民が受けた実効線量の正確な評価および確認 イ 放出された放射性物質の蓄積状況等全体的状況の把握 を行うことを目的とし、 ウ 積算線量および空間線量率の測定 エ 平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料中の放射性物質の濃度の測定 オ 外部被ばく実効線量、甲状腺の等価線量および内部被ばく線量の評価 等の活動を行う。</p> <p>(5) 特定事象発生 of 通報を受けた場合の対応 県（センター長）は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合、緊急時モニタリングセンターを強化し、その結果を取りまとめ、原子力発電所の安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議および現</p>	<p>(2)モニタリング結果の共有 <u>緊急時モニタリングセンター内で原子力規制委員会（原子力緊急事態においては国の原子力災害対策本部）が行ったモニタリング結果の評価を共有するとともに、緊急時モニタリングの結果等について、その内容を県内全市町に連絡するものとする。</u></p> <p>(3) 緊急時モニタリング要員の要請等 県は、<u>県内市町</u>に対し、必要に応じて、<u>福井県モニタリング本部</u>への職員の派遣およびその他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。 <u>緊急時モニタリングセンター長は、必要に応じて、県外地方公共団体および県外原子力事業者に対しモニタリング要員の動員を要請するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</p> <p>(6) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>県（センター長）は、既に強化している緊急時モニタリングセンターの実施を拡大し、関係機関からの情報を含めた緊急時モニタリング結果をとりまとめ、現地原子力防災センターの作業グループで業務を行う職員に対し連絡するものとする。</p> <p><b>第7 緊急時モニタリングの基本的事項</b></p> <p>(1) 全体的事項</p> <p>ア 通報連絡体制、要員の指名および交代、装備、運搬手段等について、実践的な体制を確保する。</p> <p>イ 第1段階モニタリングは、事故発生発電所から概ね10km以内を重点地域とする。</p> <p>また、第2段階モニタリングの範囲は、第1段階モニタリングの範囲より広い地域とする。</p> <p>ウ 実効線量の予測は、安全側に行う。</p> <p>エ 空間放射線量率の測定は、固定観測局、可搬型モニタリングポストおよびモニタリングカーを用いた連続測定を原則とする。</p> <p>オ 大気中放射性ヨウ素の測定は、固定ダストモニタ、モニタリングカーおよび可搬型ヨウ素サンプラを用いた連続測定を原則とする。</p> <p>カ 環境試料中の放射性物質濃度測定は、ゲルマニウム検出器による核種分析を原則とする。ただし、第1段階モニタリングでは、現地でサーベイメータによる簡易測定（スクリーニング）を原則として実施する。</p> <p>(2) 状況変化に伴う対応措置</p> <p>ア 大気中放射性ヨウ素測定で放射性ヨウ素が検出された以降、飲料水、野菜類、果実類、穀類、特用林産物、畜産物等の環境試料のモニタリングを本格的に実施する。</p> <p>イ コンクリート屋内退避等の防護措置が実施された場合は、当該退避施設におけるモニタリングを実施する。</p> <p>ウ 10km以遠の地域であっても、実効線量が1ミリシーベルトを超えるおそれがあると予測される場合には、モニタリング範囲を拡大する。</p> <p><b>第8 緊急時モニタリングセンターの組織・運営等</b></p> <p>その他の緊急時モニタリングセンターの組織・運営等については、「福井県（原子力）災害対策本部運営要領」、および「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。</p> <p><b>第4節 広報計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b></p> <p>原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くす</p>	<p><b>第6 福井県モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織・運営等</b></p> <p>福井県モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織・運営等については、「<u>福井県緊急時モニタリング計画</u>」によるものとする。</p> <p><b>第4節 住民等への情報伝達活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>るため、住民等に対する情報提供、広報などを迅速かつ的確に実施する。</p> <p><b>第2 広報の留意事項</b></p> <p>(1) 原子力災害は、地震等の自然災害と異なり、既存の情報伝達手段が破壊されることは考えにくいことから、同報系の防災行政無線、テレビ、ラジオ等を有効に活用するものとする。</p> <p>(2) 情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報するものとする。</p> <p>(3) 県、国、関係市町その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p><b>第3 県の広報体制</b></p> <p>(1) 県は、緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行うものとする。</p> <p>(2) 事故対策本部および災害対策本部設置時には県庁6階大会議室に、また、現地災害対策本部設置時には現地原子力防災センターに記者発表室を設置し、報道機関等に対応するものとする。</p>	<p>くするため、住民等に対する情報提供、広報などを迅速かつ<u>分かりやすく正確に行うものとする。</u></p> <p><b>第2 広報の留意事項</b></p> <p>(1) <u>県および市町は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、同報系の防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用するものとする。</u></p> <p>(2) <u>県、市町および関係防災機関は、情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報するものとする。</u></p> <p>(3) <u>県、国、市町その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、インターネット等によって不確かな情報が流布しがちであることに十分注意する。</u></p> <p>(4) <u>県および関係市町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測および放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、県、関係市町等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定および災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>県および関係市町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表および広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体および原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</u></p> <p>(6) <u>県および関係市町は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) <u>県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</u></p> <p><b>第3 県の広報体制</b></p> <p>(1) 県は、緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行うものとする。</p> <p>(2) <u>警戒本部および災害対策本部設置時には県庁6階大会議室に、また、現地本部設置時には現地原子力防災センターに記者発表室を設置し、報道機関等に対応するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、現地原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、県および関係市町は、現地災害対策本部の報道管理者が国の記者会見に同席し、県や関係市町の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、報道機関を通じ、県民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、県の対策等を周知徹底するものとする。</p> <p>(4) 報道管理者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。</p> <p>また、この場合において、報道管理者は、必要に応じて事故対策本部または災害対策本部の各部各班の担当者を同席させることができる。</p> <p>(5) 知事は、別表 1 に掲げる報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県民への広報について要請するものとする。</p> <p>別表 1（本節第 3 (5) 関係） 放送要請先（略）</p> <p>(6) 県は、放射性物質または放射線による人体への影響等を考慮し、報道機関に対して原子力災害が発生した原子力事業所での取材制限の措置をとることができるものとする。</p> <p>なお、この措置をとった場合には、現地原子力防災センターでの記者発表に原子力事業者の同席を得るなどの対応を図るものとする。</p> <p>(7) 県は、原則として、事故対策本部、災害対策本部および現地原子力防災センターへの報道機関の入室を制限するものとする。</p> <p>ただし、あらかじめ定めた場所についてはこの限りでない。</p> <p>(8) 県は、関係市町に対し、県防災行政無線等を活用し、広報の実施に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(9) 県は、関係市町を除く県内全市町に対し、県防災行政無線等を活用し、報道機関へ発表した内容、防災対策の必要性の有無等を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(10) 県は、地元漁業協同組合の協力を得て、漁業無線等を利用して海上の沿岸小型漁船に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(11) 県は、写真、V T R、携帯型映像伝送装置等を活用した情報収集を行うため、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。</p>	<p>ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、現地原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、県および関係市町は、現地本部の報道管理者が国の記者会見に同席し、県や関係市町の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、報道機関を通じ、県民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、県の対策等を周知徹底するものとする。</p> <p>(4) 報道管理者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。</p> <p>また、この場合において、報道管理者は、必要に応じて<u>警戒</u>本部または災害対策本部の各部各班の担当者を同席させることができる。</p> <p>(5) 県は、表 1 に掲げる報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県民への広報について要請するものとする。</p> <p>表 1 放送要請先（略）</p> <p>(6) 県は、放射性物質または放射線による人体への影響等を考慮し、報道機関に対して原子力災害が発生した原子力事業所での取材制限の措置をとることができるものとする。</p> <p>なお、この措置をとった場合には、現地原子力防災センターでの記者発表に原子力事業者の同席を得るなどの対応を図るものとする。</p> <p>(7) 県は、原則として、<u>警戒</u>本部、災害対策本部および現地原子力防災センターへの報道機関の入室を制限するものとする。</p> <p>ただし、あらかじめ定めた場所についてはこの限りでない。</p> <p>(8) 県は、関係市町に対し、県防災行政無線等を活用し、広報の実施に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(9) 県は、関係市町を除く県内全市町に対し、県防災行政無線等を活用し、報道機関へ発表した内容、防災対策の必要性の有無等を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(10) 県は、地元漁業協同組合の協力を得て、漁業無線等を利用して海上の沿岸小型漁船に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(11) 県は、写真、V T R、携帯型映像伝送装置等を活用した情報収集を行うため、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。</p>
<p><b>第 4 県が行う広報事項</b></p> <p>県は、以下に示す段階ごとに県民への広報を迅速かつ的確に実施する。ただし、全国への情報提供は、国と連携して行うものとする。</p> <p>(1) 警戒配備体制を決定したとき</p> <p>通常の原子力事業所事故時の広報と同様とするが、特に環境への影響がない事実を併せて広報するものと</p>	<p><b>第 4 県が行う広報事項</b></p> <p>県は、以下に示す段階ごとに県民への広報を迅速かつ的確に実施する。ただし、全国への情報提供は、国と連携して行うものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>する。</p> <p>(2) 事故対策本部を設置したとき                      &lt;広報事項&gt;                      ア 県からの緊急広報であること                      イ 県および関係市町に事故対策本部を設置したこと                      ウ～コ (略)</p> <p>(3) 災害対策本部を設置したとき                      &lt;広報事項&gt;                      上記(2)に掲げる広報事項に準じるものとする。</p> <p>(4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき                      原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分内容を確認した上で、広報活動を行うものとする。                      &lt;広報事項&gt;                      上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。                      ア～イ (略)</p> <p>(5) 住民等の退避等を要する区域（以下「防護対策区域」という）を決定したとき                      &lt;広報事項&gt;                      上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。                      ア～エ (略)</p>	<p>(1) <u>原子力災害警戒</u>本部を設置したとき                      &lt;広報事項&gt;                      ア 県からの緊急広報であること                      イ 県および関係市町に<u>警戒</u>本部を設置したこと                      ウ～コ (略)</p> <p>(2) <u>原子力</u>災害対策本部を設置したとき                      &lt;広報事項&gt;                      上記(1)に掲げる広報事項に準じるものとする。</p> <p>(3) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき                      原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分内容を確認した上で、広報活動を行うものとする。                      &lt;広報事項&gt;                      上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。                      ア～イ (略)</p> <p>(4) 住民等の退避等を要する区域（以下「防護対策区域」という）を決定したとき                      &lt;広報事項&gt;                      上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。                      ア～エ (略)</p>
<p><b>第5 関係市町が行う広報事項</b></p> <p>関係市町は、県等からの指示に従い、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。</p> <p>(1) 警戒配備体制を決定したとき                      関係市町の独自の手段・方法により広報を行うものとするが、特に環境への影響がない事実を併せて広報するものとする。</p> <p>(2) 事故対策本部を設置したとき                      &lt;広報事項&gt;                      ア 関係市町からの緊急広報であること                      イ 関係市町および県に事故対策本部を設置したこと                      ウ～コ (略)</p> <p>(3) 災害対策本部を設置したとき                      &lt;広報事項&gt;                      上記(2)に掲げる広報事項に準じるものとする。</p> <p>(4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき                      原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、広</p>	<p><b>第5 関係市町が行う広報事項</b></p> <p>関係市町は、県等からの指示に従い、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。</p> <p>(1) <u>原子力災害警戒</u>本部を設置したとき                      &lt;広報事項&gt;                      ア 関係市町からの緊急広報であること                      イ 関係市町および県に<u>警戒</u>本部を設置したこと                      ウ～コ (略)</p> <p>(2) <u>原子力</u>災害対策本部を設置したとき                      &lt;広報事項&gt;                      上記(1)に掲げる広報事項に準じるものとする。</p> <p>(3) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき                      原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>報活動を行うものとする。                      &lt;広報事項&gt;                      上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。                      ア～イ (略)</p> <p>(5) 防護対策区域を決定した指示があった場合                      &lt;広報事項&gt;                      上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。                      ア～エ (略)</p> <p><b>第6 敦賀海上保安部が行う広報</b>                      (略)</p> <p><b>第7 指定地方行政機関等が行う広報</b>                      (略)</p> <p><b>第8 資料の保存</b>                      (略)</p> <p><b>第9 相談窓口の開設</b>                      県は、事故対策本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を県民サービス室、嶺南振興局等に開設するものとする。                      また、問い合わせの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報を収集し整理を行うものとする。</p> <p><b>第10 災害情報インターネット通信システムの活用</b>                      (略)</p> <p><b>第11 災害時要援護者に対する配慮事項</b>                      (略)</p>	<p>広報活動を行うものとする。                      &lt;広報事項&gt;                      上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。                      ア～イ (略)</p> <p>(4) 防護対策区域を決定した指示があった場合                      &lt;広報事項&gt;                      上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。                      ア～エ (略)</p> <p><b>第6 県警察が行う広報</b>  <u>県警察は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、被災者の安否、医療機関、交通規制、避難方法等に関する情報を正確かつきめ細かに伝達するものとする。</u></p> <p><b>第7 指定地方行政機関等が行う広報</b>                      (略)</p> <p><b>第8 資料の保存</b>                      (略)</p> <p><b>第9 相談窓口の開設</b>                      県は、<u>警戒本部</u>を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を県民サービス室、嶺南振興局等に開設するものとする。                      また、問い合わせの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報を収集し整理を行うものとする。</p> <p><b>第10 災害情報インターネット通信システムの活用</b>                      (略)</p> <p><b>第11 災害時要援護者に対する配慮事項</b>                      (略)</p>
<p>第5節 退避および避難計画</p>	<p>第5節 <u>屋内退避、避難等の防護措置</u></p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第1 計画の方針</b> 住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。</p> <p><b>第2 退避等に関する指標</b> 「防災指針」は、屋内退避および避難等に関する指標を別表1のとおり定めている。 県では、これに基いて退避等を実施することとし、地域の特性を考慮した効果的な防護対策を実施するため、次に掲げる別表2「福井県における原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標」により退避等の準備を開始するものとする。</p>	<p><b>第1 基本方針</b> 住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、<u>屋内退避、避難等の防護措置</u>について定め、住民の安全確保を図る。</p> <p><b>第2 避難等の防護対策の実施</b></p> <p>(1) <u>避難および一時移転</u> <u>避難および一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測やSPEED Iネットワークシステムによる拡散予測の結果等を参考にしつつ、実施の判断を行った上で、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。</u></p> <p>(2) <u>屋内退避</u> <u>屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。</u> <u>特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</u></p> <p>(3) <u>県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護措置を実施するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案																																		
<p>別表 1（本節第 2 関係） 屋内退避及び避難等に関する指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測線量（単位：mSv）</th> <th rowspan="2">防護対策の内容</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる等価線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量</li> <li>ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>プルトニウムによる骨表面又は肺の等価</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>10～50</td> <td>100～500</td> <td>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。</td> </tr> <tr> <td>50 以上</td> <td>500 以上</td> <td>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 予測線量は、災害対策本部において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。 (出典：「防災指針」第 5 章 5-3 表 2)</p> <p>県（災害対策本部長）は、緊急時モニタリングの結果等を分析して得た予測線量が別表 2 に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、直ちに、国、原子力防災専門官、国の専門家等と協議して、退避等措置の実施について準備を開始することとし、退避等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民に対し、退避等の措置を行うよう関係市町長に指示するものとする。 また、退避等の防護対策は、指標を厳格に運用するのではなく、季節による人口分布の変動等も勘案して柔軟に対応するものとする。 なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、県（災害対策本部長）は、内閣総理大臣の指示に従い、関係市町（災害対策本部長）に対し、住民等に対する退避等のための立ち退きの勧告または指示の連絡、確認等、</p>		予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量		<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量</li> <li>ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>プルトニウムによる骨表面又は肺の等価</li> </ul>		10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。	50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。	<p>表 1 避難等の基準（「OILと防護措置」抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>※1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm<sup>※4</sup>【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</td> </tr> <tr> <td>早期防護措置</td> <td>OIL2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物<sup>※5</sup>の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。 ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。 ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。 ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。 ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p>			基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染	早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容																																		
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量																																			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量</li> <li>ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>プルトニウムによる骨表面又は肺の等価</li> </ul>																																			
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。																																		
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。																																		
	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																																
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）																																
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染																																
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施																																

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																				
<p>必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>ただし、この場合においても、別表2に基づき初期活動を開始するものとする。</p> <p><b>別表2（本節第2関係）</b> <b>福井県における原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標</b></p> <table border="1" data-bbox="246 552 1285 1123"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測線量（単位：mSv）</th> <th rowspan="2">防護対策の内容</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">《第1レベル》</td> <td rowspan="2">住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。</td> </tr> <tr> <td>5～10</td> <td>50～100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">《第2レベル》</td> <td rowspan="2">住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。</td> </tr> <tr> <td>10～50</td> <td>100～500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">《第3レベル》</td> <td rowspan="2">住民は、指示に従い、予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。</td> </tr> <tr> <td>50以上</td> <td>500以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外部被ばくによる実効線量および放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。</p> <p>2 初期活動開始に係る基本フローについては、別図1「退避等のための初期活動開始基本フロー図」による。</p> <p><b>第3 退避等の例外的措置</b></p> <p>退避等の例外的措置として、避難路が事故を発生した原子力事業所の前を通過している地区については、予測線量が第1レベル以上になると予測される場合は、事前に第1レベルの予測線量に達しない場所まで避難を行うものとする。</p>	予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容	外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	《第1レベル》		住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。	5～10	50～100	《第2レベル》		住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。	10～50	100～500	《第3レベル》		住民は、指示に従い、予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。	50以上	500以上	<p><b>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</b></p> <p>(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(ア) 災害時要援護者への避難準備の要請（PAZ関係市町）</p> <p>県は、PAZ関係市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の子ども、在宅の要介護高齢者・障害者等、病院の入院患者、社会福祉施設の入所者等の災害時要援護者等に対する避難準備指示を行うよう、要請するものとする。</p> <p>(イ) 災害時要援護者の搬送準備および広報の要請（消防）</p> <p>県は、PAZ関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車によるPAZ内の災害時要援護者の搬送準備を行うこと。</li> <li>・消防団によるPAZ内の災害時要援護者への避難準備広報を行うこと。</li> </ul> <p>(ウ) 避難誘導準備および交通規制の要請（警察）</p> <p>県は、県警察に対し、PAZ内の災害時要援護者の避難誘導準備およびPAZ内への車両流入規制等の交通規制を要請するものとする。</p> <p>(エ) バスの派遣準備の要請（PAZ関係市町および県バス協会）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の災害時要援護者の輸送のため、バスの派遣準備を要請するものとする。</p> <p>(オ) 出動準備の要請（自衛隊および海上保安庁）</p> <p>県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。</li> <li>・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。</li> </ul> <p>(カ) 一時滞在者の退避の広報の要請（PAZ関係市町、消防および警察）</p> <p>県は、PAZ関係市町、PAZ関係消防本部および県警察に対し、PAZ内に滞在する観光客等一時滞在者のPAZ外への退避について、広報を要請するものとする。</p> <p>イ PAZ関係市町の措置</p> <p>(ア) 災害時要援護者への避難準備の指示</p> <p>PAZ関係市町は、上記ア(ア)の県の要請を受け、PAZ内の災害時要援護者に対し、避難準備を指示するものとする。</p> <p>(イ) 一時集合施設の開設</p> <p>PAZ関係市町は、PAZ内の住民や災害時要援護者が避難のため集合する施設として、「一時集合施設」を開設するものとする。</p> <p>ウ 県警察の措置</p> <p>県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を行うものとする。</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p>
予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容																			
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量																				
《第1レベル》		住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。																			
5～10	50～100																				
《第2レベル》		住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。																			
10～50	100～500																				
《第3レベル》		住民は、指示に従い、予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。																			
50以上	500以上																				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第4 退避等の措置の実施主体</b></p> <p>住民の退避等の措置を講ずるに当たっては、関係市町（災害対策本部長）だけでなく県（災害対策本部長）、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）より退避等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示を行うものとする。</p> <p><b>第5 退避等の勧告・指示等の実効を上げるための措置</b></p> <p>県（災害対策本部長）は、関係市町長（災害対策本部長）が退避等を勧告または指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。</p> <p><b>第6 飲料水、飲食物および生活必需品の供給</b></p> <p>県（災害対策本部長）は、関係市町から、退避等施設において必要となる飲料水、飲食物および生活必需品の調達等への協力要請を受けた場合、または状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給および給与または貸与、また、あらかじめ協定を締結している業界団体等に対し物資の調達要請等を行うものとする。</p>	<p><b>ア 県の措置</b></p> <p><u>(ア) 住民への避難準備の要請および災害時要援護者への避難の要請（PAZ関係市町）</u>  <u>県は、PAZ関係市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、次のとおり要請するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ内の住民に対する避難準備指示を行うこと。</li> <li>・PAZ内の災害時要援護者に対する避難指示を行うこと。</li> </ul> <p><u>(イ) 災害時要援護者の搬送および避難誘導の要請（消防）</u>  <u>県は、PAZ関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車によるPAZ内の災害時要援護者の搬送を行うこと。</li> <li>・消防団によるPAZ内の災害時要援護者の避難誘導を行うこと。</li> </ul> <p><u>(ウ) 避難誘導および交通規制の要請（警察）</u>  <u>県は、県警察に対し、PAZ内の災害時要援護者の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。</u></p> <p><u>(エ) バスの派遣要請（PAZ関係市町、県バス協会）</u>  <u>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の災害時要援護者の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 災害時要援護者の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）</u>  <u>県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による対象地域の災害時要援護者の緊急輸送の支援を要請するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 災害時要援護者の受入要請（受入市町）</u>  <u>県は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町に対し、PAZ内の災害時要援護者の受入を要請するものとする。</u></p> <p><u>(キ) 予防的防護措置（屋内退避）準備の伝達（UPZ関係市町）</u>  <u>県は、UPZ関係市町に対し、国の指示により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うことを要請するものとする。</u></p> <p><b>イ PAZ関係市町の措置</b></p> <p><u>(ア) 住民への避難準備および災害時要援護者への避難の指示</u>  <u>PAZ関係市町は、上記ア(ア)の県の要請を受け、次のとおり指示するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ内の住民は、避難準備を行うこと。</li> <li>・PAZ内の災害時要援護者は、避難を行うこと。</li> </ul> <p><u>(イ) 避難車両中継所の開設</u>  <u>PAZ関係市町は、「避難車両中継所」を開設するものとする。</u>  <u>自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県またはPAZ関係市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した県内の避難先へ避難するものとする。</u></p> <p><b>ウ 県警察の措置</b></p> <p><u>県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、避難誘導、</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第7 屋内退避</b></p> <p>(1) 県（災害対策本部長）がとる措置</p> <p>ア 県（災害対策本部長）から関係市町（災害対策本部長）への指示</p> <p>県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により屋内退避を決定したときは、直ちに関係市町（災害対策本部長）、屋内退避区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、屋内退避措置に必要な次の事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 県災害対策本部からの緊急通報であること。</p> <p>(イ) 事故の概要</p> <p>(ウ) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響</p> <p>(エ) 応急対策の状況および今後とるべき措置</p> <p>(オ) 屋内退避措置をとることおよび対象地区</p> <p>(カ) 屋内退避に当たっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）</p> <p>(キ) 飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</p> <p>(ク) その他必要事項</p> <p>イ 防災関係機関への通報および要請</p> <p>県（災害対策本部長）は、上記アの指示をしたときは、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。</p> <p>(2) 関係市町（災害対策本部長）がとる措置</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、屋内退避区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。</p> <p>ア 関係市町災害対策本部からの緊急通報であること</p> <p>イ 事故の概要</p> <p>ウ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響</p> <p>エ 応急対策の状況および今後とるべき措置</p> <p>オ 屋内退避措置をとることおよび対象地区</p> <p>カ 屋内退避に当たっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）</p> <p>キ 飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</p> <p>ク その他必要事項</p> <p>(3) 学校、社会福祉施設等の長がとる措置</p> <p>学校、社会福祉施設等の長は、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部）と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。</p>	<p><u>災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置</u></p> <p><u>ア 県の措置</u></p> <p><u>(ア) 住民への避難の要請（PAZ関係市町）</u></p> <p><u>県は、PAZ関係市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の住民に対する避難指示を行うことを要請するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 住民の避難誘導要請（消防）</u></p> <p><u>県は、PAZ関係消防本部に対し、消防団によるPAZ内の住民の避難誘導を要請するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 避難誘導および交通規制の要請（警察）</u></p> <p><u>県は、県警察に対し、PAZ内の住民の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。</u></p> <p><u>(エ) バスの派遣要請（PAZ関係市町および県バス協会）</u></p> <p><u>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）</u></p> <p><u>県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等によるPAZ内の住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 住民の受入要請（受入市町）</u></p> <p><u>県は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町に対し、PAZ内の住民の受入を要請するものとする。</u></p> <p><u>(キ) 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察および自衛隊）</u></p> <p><u>県は、PAZ関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、PAZ内の避難遅延者の有無の確認を要請するものとする。</u></p> <p><u>(ク) 予防的防護措置（屋内退避）の伝達（UPZ関係市町）</u></p> <p><u>県は、UPZ関係市町に対し、国の指示により、UPZ内における屋内退避を行うことを要請するものとする。</u></p> <p><u>(ケ) 予防的防護措置（屋内退避）の注意喚起（UPZ外市町）</u></p> <p><u>県は、UPZ外の市町に対し、国の指示により、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</u></p> <p><u>イ PAZ関係市町の措置</u></p> <p><u>(ア) 住民への避難の指示</u></p> <p><u>PAZ関係市町は、国の指示および上記ア(ア)の県の要請を受け、PAZ内の住民に対し、避難を指示するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 住民の避難状況の確認</u></p> <p><u>PAZ関係市町は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設においてPAZ内の住民の避難状況の確認を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ UPZ関係市町の措置</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第8 コンクリート屋内退避</b></p> <p>(1) 県（災害対策本部長）がとる措置</p> <p>ア 県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断によりコンクリート屋内退避を決定したときは、直ちに関係市町（災害対策本部長）、コンクリート屋内退避区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、コンクリート屋内退避措置に必要な次の事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 県災害対策本部からの緊急通報であること</p> <p>(イ) 事故の概要</p> <p>(ウ) 放射性物質または放射線の放出状況および今後の予測および環境への影響</p> <p>(エ) 応急対策の状況および今後とるべき措置</p> <p>(オ) コンクリート屋内退避の措置をとることおよび対象地区</p> <p>(カ) 退避に当たっての注意事項（携行品、外へ出るときの注意など）</p> <p>(キ) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</p> <p>(ク) その他必要事項</p> <p>イ 防災関係機関への通報および要請</p> <p>県（災害対策本部長）は、上記アの指示をしたときは、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。</p> <p>また、公共輸送機関および自衛隊等に対して、バス等の確保を要請するものとする。</p> <p>(2) 関係市町（災害対策本部長）がとるべき措置</p> <p>ア 退避所の開設および退避路の決定</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき退避所を開設するとともに退避路を決定するものとする。</p> <p>イ 関係市町（災害対策本部長）から住民への指示・伝達</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、コンクリート屋内退避区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長にコンクリート屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。</p> <p>(ア) 関係市町災害対策本部からの緊急通報であること</p> <p>(イ) 事故の概要</p> <p>(ウ) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響</p> <p>(エ) 応急対策の状況および今後とるべき措置</p>	<p>(ア) 住民への屋内退避の指示</p> <p><u>UPZ関係市町は、国の指示および上記ア（ク）の県の伝達を受け、UPZ内の住民に対し、屋内退避を指示するものとする。</u></p> <p>エ 県警察の措置</p> <p><u>県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、避難誘導、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制、PAZ内の避難遅延者の有無の確認を行うものとする。</u></p> <p><b>第4 運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置</b></p> <p>(1) 県の措置</p> <p><u>県は、緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、OILの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、住民に対する屋内退避または避難の指示を行うことを要請するものとする。</u></p> <p>(2) OILの基準を超え、または超えるおそれがあると認められる地域を含む市町の措置</p> <p>ア 住民への屋内退避または避難の指示</p> <p><u>緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、OILの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域を含む市町は、上記(1)の県の要請を受け、当該地域の住民に対し、屋内退避または避難を指示するものとする。</u></p> <p>イ 住民の避難状況の確認</p> <p><u>避難指示を行った市町は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行うものとする。</u></p> <p><b>第5 避難手段</b></p> <p><u>避難対象地域の住民避難は、市町の指示により、次のとおり行うものとする。</u></p> <p>(1) 自家用車による避難</p> <p>ア 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、市町は、避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。</p> <p>イ 市町は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。</p> <p>(ア) 市町は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知するものとする。</p> <p><u>市町は、消防本部に対し、消防団は対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、市町に連絡するよう、指示するものとする。</u></p> <p>(イ) 市町は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、下記(2)イで定める県内の避難先以外の場所に避難した場合には、市町に避難先を連絡するよう、事前に周知するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(オ) コンクリート屋内退避の対象地区</p> <p>(カ) 退避場所および退避経路</p> <p>(キ) 輸送手段等、退避の具体的な手順</p> <p>(ク) 退避に当たっての注意事項（携行品、外へ出るときの注意など）</p> <p>(ケ) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</p> <p>(コ) その他必要事項</p> <p>ウ 防災関係機関との協力</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部その他防災関係機関と緊密な連携をとり、協力して退避等の措置を実施するものとする。また、実施に当たっては、退避誘導責任者を定めておくものとする。</p> <p>エ 退避所への退避方法</p> <p>コンクリート屋内退避は、基本的には退避所まで徒歩で移動するものとするが、関係市町（災害対策本部長）は、退避の措置を実施するに当たり、自力で退避のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>また、被ばくしていることが予想される者については、関係消防本部に対して救護所等への輸送を依頼するとともに、緊急時医療本部にその旨を連絡するものとする。</p> <p>オ 退避所責任者の派遣</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、退避の措置をとったときは、直ちに各退避所にあらかじめ定めた職員を派遣し、退避者の把握、物資の供与、衛生、火気取締り、関係方面との連絡等に当たらせるものとする。</p> <p>カ 退避所の運営</p> <p>退避所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て退避所の運営を行うものとする。</p> <p>また、退避所に備蓄されている飲料水、飲食物等は、汚染状況が判明するまで使用しないものとする。</p> <p>キ 退避措置の実施状況の把握</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、退避誘導責任者、退避所責任者等を通じて、退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し戸別訪問を行う等、退避措置の実施状況を把握するものとする。</p> <p>ク 退避所におけるインターネットの活用</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、県が整備した災害情報インターネット通信システムを活用し、退避所における安否情報、緊急に必要な飲料水、飲食物および生活必需品の調達要望情報、災害情報など、退避所運営に必要な情報を、退避所、市町および県との間を相互で伝達することにより、退避所の円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(3) 学校、社会福祉施設等の長がとる措置</p> <p>学校、社会福祉施設等の長は、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）の指示等に基づく退避誘導責任者の誘導に従い、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切にコンクリート屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県（災害対策本部長）および関係市町（災</p>	<p>(2) 自家用車以外での避難</p> <p><u>ア 自家用車による避難をしない住民は、市町が定める場所から、県または市町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 自衛隊車両等により避難した住民は、市町が定める場所から、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。</u></p> <p><u>なお、避難に当たっては、避難車両中継所から県またはP A Z 関係市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。</u></p> <p><u>ウ 県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、県または市町があらかじめ指定した避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動し、その後、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。</u></p> <p><u>なお、避難に当たっては、県または市町があらかじめ指定した半島部の港湾または漁港もしくは臨時ヘリポートから、船舶、ヘリコプター等で、あらかじめ指定した避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動し、その後、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。</u></p> <p>(3) 災害時要援護者の避難手段</p> <p><u>避難対象地域の災害時要援護者の避難は、市町の指示により、次のとおり行うものとする。</u></p> <p><u>ア 学校の生徒等および保育園の園児</u></p> <p><u>(ア) 学校の生徒等が在校時においては、県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 在宅の要介護高齢者・障害者等</u></p> <p><u>(イ) 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 介助が必要な災害時要援護者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。</u></p> <p><u>ウ 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者</u></p> <p><u>(ウ) 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、県または市町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。</u></p> <p>(4) 避難手段の早期確保</p> <p><u>県は、早い段階での避難手段を確保するため、警戒事態の段階で、自衛隊、海上保安庁その他関係機関への要請を開始するものとする。</u></p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>害対策本部長）と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。</p> <p>(4) 救護所の設置</p> <p>県（災害対策本部長）は、退避所の救護所設置について関係市町（災害対策本部長）に協力を依頼するものとする。</p> <p><b>第9 避 難</b></p> <p>(1) 県（災害対策本部長）がとる措置</p> <p>ア 県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により避難を決定したときは、直ちに関係市町（災害対策本部長）、避難区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、避難措置に必要な次の事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 県災害対策本部からの緊急通報であること</p> <p>(イ) 事故の概要</p> <p>(ロ) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響</p> <p>(ハ) 応急対策の状況および今後とるべき措置</p> <p>(ニ) 避難の措置をとることおよび対象地区</p> <p>(ホ) 集合場所、避難所および避難経路</p> <p>(ヘ) 輸送手段等、避難の具体的な手順</p> <p>(ヘ) 避難に当たっての注意事項</p> <p>(ケ) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</p> <p>(コ) その他必要事項</p> <p>イ 防災関係機関への通報および要請</p> <p>県（災害対策本部長）は、上記アの指示をしたときは、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。</p> <p>また、公共輸送機関および自衛隊等に対して、バス等による輸送を要請するものとする。</p> <p>(2) 関係市町（災害対策本部長）がとるべき措置</p> <p>ア 避難所の開設および避難路の決定</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき避難所を開設するとともに避難路を決定するものとする。</p> <p>イ 関係市町（災害対策本部長）から住民への指示・伝達</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、避難区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長に避難を指示</p>	<p><b>第6 避難場所</b></p> <p>(1) 県は、<u>避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ、避難およびスクリーニング等の場所の開設ならびに住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。</u></p> <p>(2) 県は、<u>避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市町に提供するものとする。</u></p> <p>(3) 県は、<u>避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 県は、<u>厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</u></p> <p><u>特に、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</u></p> <p><u>また、県は避難対象区域を含む市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、県は避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(5) 県は、<u>避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 県は、<u>国および避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>(7) 県は、<u>国および避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。</p> <p>(7) 関係市町災害対策本部からの緊急通報であること</p> <p>(イ) 事故の概要</p> <p>(ウ) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響</p> <p>(エ) 講じている対策および今後とるべき措置</p> <p>(オ) 避難の対象地区</p> <p>(カ) 集合場所、避難所および避難経路</p> <p>(キ) 輸送手段等、避難の具体的な手順</p> <p>(ク) 避難にあたっての注意事項</p> <p>(ケ) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</p> <p>(コ) その他必要事項</p> <p>ウ 防災関係機関との協力</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部その他防災関係機関と緊密な連携をとり、協力して避難の措置を実施するものとする。また、実施に当たっては、避難誘導責任者を定めておくものとする。</p> <p>エ 避難所への避難方法</p> <p>対象住民等の避難は、原則として公共輸送機関、自衛隊等により避難所まで輸送するものとするが、関係市町（災害対策本部長）は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し自家用車での移動を指示し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう周知するものとする。</p> <p>避難を実施するに当たり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、関係消防本部に対して災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県（災害対策本部長）にその旨を連絡するものとする。</p> <p>また、陸上輸送ですべての避難者の輸送が困難である場合は、自衛隊のヘリコプターおよび敦賀海上保安部の船舶等による輸送を県に対して要請するものとする。</p> <p>オ 避難所責任者の派遣</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、避難の措置をとったときは、直ちに各避難所にあらかじめ定めた職員を派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気取締りおよび関係方面との連絡等に当たらせるものとする。</p> <p>カ 避難所の運営</p> <p>避難所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て避難所の運営を行うものとする。</p> <p>キ 避難措置の実施状況の把握</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、避難した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し戸別訪問を行う等、避難措置の実施状況を把握するものとする。</p> <p>ク 避難所におけるインターネットの活用</p>	<p>(8) 県は、<u>応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</u></p> <p>(9) 県警察は、<u>避難場所における窃盗を始めとする各種犯罪の防止等生活の安全安心を図るものとする。</u></p> <p><b>第7 広域避難等</b></p> <p>(1) 県は、<u>広域避難を行う必要が生じた場合、事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、避難場所の供与その他必要な要請を行うものとする。</u></p> <p>(2) 広域一時滞在</p> <p>ア 県は、<u>避難の長期化等に鑑み、応急仮設住宅等への収容が必要となる場合、避難対象区域を含む市町、受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、広域一時滞在のための必要な要請を行うものとする。</u></p> <p>イ 国は、<u>県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p> <p>ウ 国の原子力災害対策本部等は、<u>要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した県にも計画の内容を示すものとされている。</u></p> <p>県は必要に応じ、<u>国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</u></p> <p>エ 県は、<u>被災した場合、避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p><b>第8 住民への情報提供</b></p> <p>県は、<u>住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測および大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</u></p> <p><b>第9 避難状況の確認</b></p> <p>県は、<u>避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>関係市町（災害対策本部長）は、県が整備した災害情報インターネット通信システムを活用し、避難所における安否情報、緊急に必要とする飲料水、飲食物および生活必需品の調達要望情報、災害情報など、避難所運営に必要な情報を、避難所、市町および県との間を相互で伝達することにより、避難所の円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(3) 学校、社会福祉施設等の長がとる措置</p> <p>学校、社会福祉施設等の長は、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）の指示等に基づく避難誘導責任者の誘導に従い、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に避難させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。</p> <p>(4) 救護所の設置</p> <p>県（災害対策本部長）は、避難所の救護所設置について関係市町（災害対策本部長）に協力を要請するものとする。</p> <p>(5) 受入先の市町長のとるべき措置</p> <p>避難地区を包括する市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県（災害対策本部長）から災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく指示を受けた受入先の市町は、避難所の提供、避難者の輸送等、必要な協力活動を、避難地区を包括する市町（災害対策本部長）および県（災害対策本部長）との緊密な連携のもとに行う。</p> <p>なお、この場合、県は受入先の市町長と協議のうえ、避難地区を包括する市町（災害対策本部長）に対し、避難所となる施設を示すものとする。</p>	<p><b>第10 学校等施設における避難措置</b></p> <p><u>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または避難対象区域を含む市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</u></p> <p><b>第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</b></p> <p><u>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</u></p> <p><b>第12 災害時要援護者に対する配慮事項</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第13 飲料水、飲食物および生活必需品の供給</b></p> <p>(1) <u>県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</u></p> <p>(2) <u>県は、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>県および市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</u></p> <p>(4) <u>県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送するものとする。</u></p> <p>(5) <u>県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき物資または資材ならびに運送すべき場所または期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資または資材の運送を要請するものとする。</u></p> <p><u>なお、県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資または資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p>
<p><b>第10 災害時要援護者に対する配慮事項</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第14 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</b></p> <p>県は、関係市町等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告または指示した区域について、<u>居住者等の生命</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第6節 警備および交通対策計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> (略)</p> <p><b>第2 警戒区域の設定等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、関係市町が避難を勧告または指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察本部および敦賀海上保安部に要請するものとする。</p> <p>(3) 県（災害対策本部長）は、警戒区域およびその周辺（海上を含む。）における治安の確保について、県警察本部長および敦賀海上保安部長と協議し、万全を期すものとする。 特に避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。</p> <p><b>第3 災害警備対策</b></p> <p>(1) 県警察の措置 県警察は、原子力災害が発生した場合には、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、被害拡大の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>第4 交通規制対策</b></p> <p>原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。</p> <p>(1) 通行支障箇所の通報連絡 (略)</p> <p>(2) 交通規制措置 ア 交通規制の実施および緊急交通路の指定 県警察は、緊急時において、災害発生後の警戒区域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき交通規制を実施するものとする。</p>	<p><u>または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</u></p> <p><b>第6節 警備および交通対策</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2 警戒区域の設定等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、関係市町が避難を勧告または指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察本部および敦賀海上保安部に要請するものとする。<u>また、関係市町に対して上記措置に必要な資機材の整備を助言するものとする。</u></p> <p>(3) <u>県警察は、避難を行った地域およびその周辺について、犯罪の発生状況に関する情報を提供するとともに警戒警らを実施して、犯罪の防止に努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>県警察は、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係機関と連携して、その安全な実施に必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>県警察は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、関係市町が引き続き警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、必要な措置を継続するものとする。</u></p> <p><b>第3 災害警備対策</b></p> <p>(1) 県警察の措置 県警察は、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>第4 交通規制対策</b></p> <p>原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。</p> <p>(1) 通行支障箇所の通報連絡 (略)</p> <p>(2) 交通規制措置 ア 交通規制の実施および緊急交通路の指定 県警察は、緊急時において、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、<u>災害対策基本法第7条第1項および道路交通法に基づく交通規制を実施するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>とする。</p> <p>また、中部管区警察局等の調整のもとに、隣接および近接各府県の相互協力による交通規制を実施するものとする。</p> <p>なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請するものとする。</p> <p>イ 規制区間における関係消防本部、自衛隊等の措置命令等 (略)</p> <p>ウ 規制情報の連絡および周知</p> <p>(7) 関係機関への連絡等 (略)</p> <p>(イ) 一般住民への周知</p> <p>県公安委員会および警察署長は、上記アの交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、日本道路交通情報センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報するものとする。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。</p> <p>緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置するものとする。</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 緊急通行車両の範囲</p> <p>緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車および原災法第26条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。</p> <p>イ 緊急通行車両標章および証明書の交付</p> <p>県（災害対策本部長）または県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、上記アの車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行うものとする。</p> <p>確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付するものとする。</p> <p>この場合、県が所有するものおよび県（災害対策本部長）が調達した緊急通行車両については県（災害対策本部長）が行い、市町等公共的団体およびその他の者が所有するものについては県公安委員会が行うものとする。</p> <p>ただし、県公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両については届出を行い、緊急通行車両としての指定を受けることができる。</p> <p>(4) 道路管理者の措置</p>	<p>のとする。</p> <p>また、<u>警察庁</u>の調整のもと、隣接および近接各府県<u>警察</u>において、<u>前記</u>交通規制を実施するものとする。</p> <p>なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請するものとする。</p> <p>イ 規制区間における関係消防本部、自衛隊等の措置命令等 (略)</p> <p>ウ 一般住民への周知</p> <p><u>県警察</u>は、は、上記アの交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、日本道路交通情報センター<u>福井センター</u>および交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報するものとする。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。</p> <p>緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置するものとする。</p> <p>(3) 緊急通行車両等の確認等</p> <p>ア 緊急通行車両等の範囲</p> <p>緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に<u>規定する</u>緊急自動車および原災法第26条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。</p> <p>イ 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付</p> <p>県または<u>県警察</u>は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、上記アの車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行うものとする。</p> <p>確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付するものとする。</p> <p>この場合、県が所有するものおよび県が調達した緊急通行車両については県が行い、市町等公共団体およびその他の者が所有するものについては<u>県警察</u>が行うものとする。</p> <p>(4) 道路管理者の措置</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(略)</p> <p>(5) 海上交通規制措置</p> <p>(略)</p> <p><b>第5 立入制限措置</b></p> <p>(1) 県の措置</p> <p>県は、関係市町に対し、設定した警戒区域に応急対策に従事する者以外の立入を制限するよう指示するとともに、県警察本部および敦賀海上保安部に協力を要請する。</p> <p>県は、立入制限を決定したときは、報道機関に協力を要請し、住民等に対して警戒区域の周知を図る。</p> <p>(2) 関係市町の措置</p> <p>関係市町は、関係警察署および敦賀海上保安部と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図るものとする。</p> <p>(3) 敦賀海上保安部の措置</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 飛行規制措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 救助・救急および消火計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 陸上における救助・救急および消火対策</b></p> <p>(1) 関係市町（災害対策本部長）の措置</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察および関係消防本部の協力を得て実施するものとする。</p> <p>また、県（災害対策本部長）に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに、関係市町自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、または救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、県市町消防相互応援協定に基づき県内市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県警察の措置</p> <p>県警察は、原子力災害が発生した場合には、必要に応じ、関係市町その他防災関係機関と協力し</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 海上交通規制措置</p> <p>(略)</p> <p><b>第5 立入制限措置</b></p> <p>(1) 県の措置</p> <p>県は、関係市町に対し、設定した警戒区域に応急対策に従事する者以外の立入を制限するよう指示するとともに、県警察および敦賀海上保安部に協力を要請する。<u>また、関係市町に対して、上記立入制限措置に必要な資機材の整備を助言するものとする。</u></p> <p>県は、立入制限を決定したときは、報道機関に協力を要請し、住民等に対して警戒区域の周知を図る。</p> <p>(2) 関係市町の措置</p> <p>関係市町は、<u>県警察</u>および敦賀海上保安部と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図るものとする。</p> <p>(3) 敦賀海上保安部の措置</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 飛行規制措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 救助・救急および消火活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 陸上における救助・救急および消火対策</b></p> <p>(1) 関係市町の措置</p> <p>関係市町は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察および関係消防本部の協力を得て実施するものとする。</p> <p>また、県に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに、関係市町自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、または救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、<u>福井県広域消防相互応援協定</u>に基づき県内市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県警察の措置</p> <p>県警察は、<u>火災</u>が発生した場合には、必要に応じ、関係市町その他防災関係機関と協力して、</p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>て、住民の救助活動を行うものとする。</p> <p>(4) 県の措置</p> <p>ア 資機材の確保</p> <p>県は、関係市町の行う救助・救急および消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県、原子力事業者その他団体業界からの協力により、救助・救急および消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。</p> <p>イ 救助・救急および消火活動の応援要請</p> <p>(ア) 県は、関係市町から救助・救急および消火活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、消防庁、県内の関係市町を除く市町、県警察本部、関係消防本部を除く消防本部、原子力事業者等に対し応援を要請するものとし、この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p> <p>(イ) 県は、関係市町から、他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市町に連絡するものとする。</p> <p>なお、消防庁への派遣要請については本章第15節「広域的応援対応計画」によるものとする。</p> <p>(ウ) 自衛隊の災害派遣要請については本章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>第3 海上における救助・救急対策</b></p> <p>(1) 敦賀海上保安部の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県警察本部の措置</p> <p>県警察本部は、船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、関係市町その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 県の措置</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 空からの救助・救急対策</b></p> <p>航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、関係市町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図るものとする。</p> <p>(1) 県は、関係市町から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、県防災ヘリコプターによる救助活動を行うとともに、必要に応じ県警察本部、他都道府県等に対し応援を要請するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>住民の救助活動を行うものとする。</p> <p>(4) 県の措置</p> <p>ア 資機材の確保</p> <p>県は、関係市町の行う救助・救急および消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県、原子力事業者その他団体業界からの協力により、救助・救急および消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。</p> <p>イ 救助・救急および消火活動の応援要請</p> <p>(ア) 県は、関係市町から救助・救急および消火活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、消防庁、県内の関係市町を除く市町、県警察、関係消防本部を除く消防本部、原子力事業者等に対し応援を要請するものとし、この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p> <p>(イ) 県は、関係市町から、他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市町に連絡するものとする。</p> <p>なお、消防庁への派遣要請については本章第15節「広域的応援の対応」によるものとする。</p> <p>(ウ) 自衛隊の災害派遣要請については本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>第3 海上における救助・救急対策</b></p> <p>(1) 敦賀海上保安部の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県警察の措置</p> <p>県警察は、船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、関係市町その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 県の措置</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 空からの救助・救急対策</b></p> <p>航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、関係市町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図るものとする。</p> <p>(1) 県は、関係市町から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、県防災ヘリコプターによる救助活動を行うとともに、必要に応じ県警察、他都道府県等に対し応援を要請するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第8節 緊急被ばく医療計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> （略）</p> <p><b>第2 緊急被ばく医療体制</b></p> <p>(1) 緊急時医療連絡室の設置 ア 県（事故対策本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、緊急時医療連絡室を現地原子力防災センターに設置するものとする。 イ～エ （略）</p> <p>(2) 緊急時医療本部の設置 ア～ウ （略）</p> <p>(3) 国および各関係医療機関への要請等 ア （略） イ 緊急時医療本部長は、健康福祉センターおよび県立病院の職員に緊急時医療に当たらせるとともに、公的医療機関、日本赤十字社福井県支部、社団法人福井県医師会および原子力事業所に対し協力を要請するものとする。 ウ 県（緊急時医療本部長）は、関係市町が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置するものとする。救護所の運営については、関係市町（災害対策本部長）との緊密な連携のもとに実施する。</p> <p>(4) 緊急被ばく医療体制の基本的活動体制 ア 組織 （略）</p> <p>別図1（本節第2(4)関係） 緊急被ばく医療基本活動体制 （略）</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チーム （略）</p> <p>ウ 初期被ばく医療体制 (7) 原子力事業所における初期被ばく医療</p>	<p><b>第8節 緊急被ばく医療活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> （略）</p> <p><b>第2 緊急被ばく医療体制</b></p> <p>(1) 緊急時医療連絡室の設置 ア 県（警戒本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、緊急時医療連絡室を現地原子力防災センターに設置するものとする。 イ～エ （略）</p> <p>(2) 緊急時医療本部の設置 ア～ウ （略） <u>エ 県は、必要に応じ、災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーターを災害対策本部および緊急時医療本部に配置する。</u></p> <p>(3) 国および各関係医療機関への要請等 ア （略） イ 緊急時医療本部は、健康福祉センターおよび県立病院の職員に緊急時医療に当たらせるとともに、公的医療機関、日本赤十字社福井県支部、<u>一般社団法人福井県医師会</u>および原子力事業所に対し協力を要請するものとする。 ウ 緊急時医療本部は、関係市町が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置するものとする。<u>全ての避難所への救護所の設置が困難な場合は主要避難所を選定し救護所を設置する。</u>救護所の運営については、関係市町との緊密な連携のもとに実施する。</p> <p>(4) 緊急被ばく医療体制の基本的活動体制 ア 組織 （略）</p> <p>図1 緊急被ばく医療基本活動体制 （略）</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チーム （略）</p> <p>ウ 初期被ばく医療体制 (7) 原子力事業所における初期被ばく医療</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(略)</p> <p>(イ) 避難所等で展開される周辺住民等を対象とする初期被ばく医療                      避難およびコンクリート屋内退避の場合の医療措置は、当該避難所またはコンクリート屋内退避所（以下「避難所等」という。）において救急医療班が実施するものとする。                      県（緊急時医療本部長）は、初期被ばく医療施設としての救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。                      救急医療班は別表1に示す健康福祉センター、県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および社団法人福井県医師会が派遣するものとする。                      なお、汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部のもとで、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。                      なお、避難所等や原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター等においても心身の健康相談を行うものとする。</p> <p>（救急医療班の構成）</p> <p>① 救急医療班の人員                      4～7名（医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他）</p> <p>② 1日達成可能班数 63班</p> <p>別表1（本節第2（4）ウ（イ）関係）                      救急医療班一覧（略）</p> <p>③ その他                      (略)</p> <p>(ウ) 医療機関における初期被ばく医療</p> <p>① 外来診療                      (略)</p> <p>別表2-1（本節第2（4）ウ（ウ）①関係）                      初期被ばく医療機関（外来診療）（略）</p>	<p>(略)</p> <p>(イ) <u>避難所等における初期被ばく医療</u>  <u>避難の場合の医療措置は、避難所等において救急医療班が実施するものとする。</u>                      県は、初期被ばく医療施設としての救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。                      救急医療班は表1に示す健康福祉センター、県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および一般社団法人福井県医師会が派遣するものとする。  <u>国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。</u>  <u>県は、指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび除染を行うものとする。</u>                      汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部のもとで、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。                      なお、避難所等や原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター等においても心身の健康相談を行うものとする。</p> <p>（救急医療班の構成）</p> <p>① 救急医療班の人員                      4～7名（医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他）</p> <p>② 1日達成可能班数 <u>61班</u></p> <p>表1 救急医療班一覧（略）</p> <p>③ その他                      (略)</p> <p>(ウ) 医療機関における初期被ばく医療</p> <p>① 外来診療                      (略)</p> <p>表2-1 初期被ばく医療機関（外来診療）（略）</p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>② 外来診療支援 (略)</p> <p>別表2-2（本節第2（4）ウ（ウ）②関係） 初期被ばく医療支援機関（外来診療支援）（略）</p> <p>エ 二次被ばく医療体制 (略)</p> <p>別表2-3（本節第2（4）エ関係） 二次被ばく医療機関（略）</p> <p>オ 三次被ばく医療体制 (略)</p> <p><b>第3 緊急被ばく医療措置</b></p> <p>別表3（本節第3関係） 緊急被ばく医療体制の概要（略）</p> <p>(1) 被ばく患者の搬送先・転院先の判断 (略)</p> <p>(2) 外部専門機関への協力要請 県（緊急時医療本部長）は、必要に応じ、専門医師の派遣等、緊急被ばく医療に関する外部専門機関の協力を国（安全規制担当省庁）に要請するものとする。</p> <p>(3) 被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送 (略)</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>ア 安定ヨウ素剤服用の決定責任者 安定ヨウ素剤の服用は、県（災害対策本部長）が国および国の専門家と協議し、これを決定するものとする。 なお、原子力緊急事態宣言発出後においては、国の原子力災害現地対策本部からの指導・助言があった場合は、これに基づき決定するものとする。</p> <p>イ 服用についての留意事項 (ア) 安定ヨウ素剤服用は、その副作用について十分考慮する必要があるため、配布場所での住民に対する投与は、医師の指導監督のもと行うものとする。</p>	<p>② 外来診療支援 (略)</p> <p>表2-2 初期被ばく医療支援機関（外来診療支援）（略）</p> <p>エ 二次被ばく医療体制 (略)</p> <p>表2-3 二次被ばく医療機関（略）</p> <p>オ 三次被ばく医療体制 (略)</p> <p><b>第3 緊急被ばく医療措置</b></p> <p>表3 緊急被ばく医療体制の概要（略）</p> <p>(1) 被ばく患者の搬送先・転院先の判断 (略)</p> <p>(2) 外部専門機関への協力要請 県は、必要に応じ、専門医師の派遣等、緊急被ばく医療に関する外部専門機関の協力を国（<u>原子力規制委員会</u>）に要請するものとする。</p> <p>(3) 被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送 (略)</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用 <u>県は、指針に準拠し、避難対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>ア 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</u></p> <p><u>(ア) 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、指針では、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部または地方公共団体から出されることとされている。</u></p> <p><u>(イ) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(イ) 配布場所としては、原則、コンクリート屋内退避所、または避難所となるため、この場所に救護所を設置し、医師の指導監督のもと、安定ヨウ素剤の投与を行うものとする。</p> <p>(ウ) 市町が独自で配備している安定ヨウ素剤については、知事の責任のもと管理等を行っていたものではないため、市町長の責任のもと服用を決定するものであるが、服用する時期および範囲については、知事と十分協議を行うものとする。</p> <p>(エ) 安定ヨウ素剤服用を考慮する基準は、本章第5節別表2「福井県における原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標」に定める予測線量の第2レベル以上とするものとする。</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤の搬送および配布、服用</p> <p>県（緊急時医療本部長）は、避難所等設置決定を受けて、安定ヨウ素剤の搬送の開始を決定するものとする。搬送に際しては、関係市町（災害対策本部長）、県警察、関係消防本部および自衛隊の協力を得て、迅速に配布予定場所に搬送し、速やかに調整を開始することとする。</p> <p>県（災害対策本部長）における安定ヨウ素剤配布決定の後、救急医療班が住民に対して、その副作用等に関する問診を行った上で、その服用方法の指導を行うものとする。</p> <p>(5) 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止 （略）</p> <p>(6) 緊急被ばく医療の情報の共有化 （略）</p> <p><b>第4 災害救助法の適用</b> （略）</p> <p><b>第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> （略）</p> <p><b>第2 摂取制限等の措置</b></p> <p>県（災害対策本部長）は、国の指示を受けた場合、または緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物および農林畜水産物の汚染度が別表1に示す指標を超えあるいはそのおそれがあると認められる場合は、国の</p>	<p><u>国の安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</u></p> <p><u>イ 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</u></p> <p><u>(ア) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、指針では、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。</u></p> <p><u>(イ) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。</u></p> <p>(5) 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止 （略）</p> <p>(6) 緊急被ばく医療の情報の共有化 （略）</p> <p><b>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</b></p> <p><u>国、指定公共機関および県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</u></p> <p><b>第5 災害救助法の適用</b> （略）</p> <p><b>第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> （略）</p> <p><b>第2 摂取制限等の措置</b></p> <p><u>県は、住民等に対する屋内退避または避難のための立ち退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限および摂取</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>専門家等の助言を受け、直ちに次の措置を行うものとする。</p> <p>(1) 飲料水に対する措置 （略）</p> <p>(2) 飲食物に対する措置 （略）</p> <p>(3) 農林畜水産物に対する措置 （略）</p> <p>(4) 退避所での措置 （略）</p>	<p><u>制限を実施するものとする。</u></p> <p><u>県は、指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>県は、指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言および指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 飲料水に対する措置 （略）</p> <p>(2) 飲食物に対する措置 （略）</p> <p>(3) 農林畜水産物に対する措置 （略）</p> <p>(4) 避難所等での措置 （略）</p>
<p><b>第3 飲料水および飲食物の供給</b> （略）</p>	<p><b>第3 飲料水および飲食物の供給</b> （略）</p>

現 行	改定案																																																						
<p>別表 1（本節第 2 関係） 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">対 象</th> <th style="text-align: center;">放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：<sup>131</sup>I)</th> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 × 10<sup>2</sup> Bq/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜、芋類を除く。）</td> <td style="text-align: center;">2 × 10<sup>3</sup> Bq/kg 以上</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">対 象</th> <th style="text-align: center;">放射性セシウム</th> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2 × 10<sup>2</sup> Bq/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類</td> </tr> <tr> <td>穀 類</td> </tr> <tr> <td>肉・卵・魚・その他</td> <td style="text-align: center;">5 × 10<sup>2</sup> Bq/kg 以上</td> </tr> </table> <p>(注) 万一、その他の核種による汚染が認められた場合は、防災指針に基づき措置を行うものとする。</p>	対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： <sup>131</sup> I)	飲料水	3 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上	牛乳・乳製品	野菜類（根菜、芋類を除く。）	2 × 10 <sup>3</sup> Bq/kg 以上	対 象	放射性セシウム	飲料水	2 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上	牛乳・乳製品	野菜類	穀 類	肉・卵・魚・その他	5 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上	<p>表 1 飲食物摂取制限の基準（「OILと防護措置」抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th rowspan="2">基準の概要</th> <th colspan="3">初期設定値<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">防護措置の概要</th> </tr> <tr> <th>核種<sup>※7</sup></th> <th>飲料水 牛乳・ 乳製品</th> <th>野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">飲食物摂取制限<sup>※9</sup></td> <td style="text-align: center;">スクリーニング基準</td> <td style="text-align: center;">OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">0.5 μSv/h<sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td style="text-align: center;">数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">OIL6 (Bq/Kg)</td> <td style="text-align: center;">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td> <td style="text-align: center;">放射性ヨウ素</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">2,000<sup>※8</sup></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">放射性セシウム</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ウラン</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。          ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。          ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。          ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。          ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>		基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	スクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定	OIL6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300	2,000 <sup>※8</sup>	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施			放射性セシウム	200	500			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10			ウラン	20	100
対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： <sup>131</sup> I)																																																						
飲料水	3 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上																																																						
牛乳・乳製品																																																							
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2 × 10 <sup>3</sup> Bq/kg 以上																																																						
対 象	放射性セシウム																																																						
飲料水	2 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上																																																						
牛乳・乳製品																																																							
野菜類																																																							
穀 類																																																							
肉・卵・魚・その他	5 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上																																																						
	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要																																																	
			核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他																																																		
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	スクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定																																																	
	OIL6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300	2,000 <sup>※8</sup>	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施																																																	
		放射性セシウム	200	500																																																			
		プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10																																																			
		ウラン	20	100																																																			
<p>第 10 節 緊急輸送計画</p> <p>第 1 計画の方針 (略)</p>	<p>第 10 節 緊急輸送活動</p> <p>第 1 基本方針 (略)</p>																																																						

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第2 緊急輸送の順位</b></p> <p>県（災害対策本部長）は、関係市町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>(1) 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送および緊急事態対応方針決定会議の構成員</p> <p>(2) 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家および資機材の輸送</p> <p>(3) 第3順位 災害応急対策を実施するための要員および資機材の輸送</p> <p>(4) 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>(5) 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送</p> <p><b>第3 緊急輸送体制の確立</b></p> <p>県（災害対策本部長）は、防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>(1) 各機関の措置</p> <p>ア 県（災害対策本部長）の措置</p> <p>県（災害対策本部長）は、県有車両および船舶の配備ならびに運用に適切な措置を講ずるとともに、輸送力に不足が生じたときは、自衛隊および敦賀海上保安部への支援要請ならびに中部運輸局福井運輸支局への借上要請を行うとともに、広域相互応援協定に基づき他府県等に応援要請を行うものとする。</p> <p>イ 関係市町（災害対策本部長）の措置</p> <p>関係市町（災害対策本部長）は、原子力災害時における輸送車両等の調達および運用について、各関係市町地域防災計画（原子力防災編）に定めるとともに、調達不可能となった場合には、輸送条件を示して県（災害対策本部長）に調達あっせんの応援を要請するものとする。</p> <p>ウ 中部運輸局福井運輸支局長の措置</p> <p>（略）</p> <p>エ 輸送力が不足したときの対応</p> <p>（略）</p> <p>オ 県警察本部長の措置</p> <p>県警察本部長は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度および重要度を考慮して交通規制等を行うとともに、必要に応じて、「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、社団法人福井県警備業協会に対し交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>特に、国の専門家、災害応急対策要員の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に実施するものとする。</p> <p>(2) 輸送体制</p> <p>ア 航空輸送</p> <p>（略）</p>	<p><b>第2 緊急輸送の順位</b></p> <p>県は、関係市町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>(1) 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送および対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>(2) 第2順位 避難者の輸送（<u>PAZ等緊急性の高い区域からの優先的な避難</u>）、災害状況の把握・進展予測のための専門家および資機材の輸送</p> <p>(3) 第3順位 <u>緊急事態応急対策</u>を実施するための要員および資機材の輸送</p> <p>(4) 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>(5) 第5順位 その他<u>緊急事態応急対策</u>のために必要な輸送</p> <p><b>第3 緊急輸送体制の確立</b></p> <p>県は、防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>(1) 各機関の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>県は、県有車両および船舶の配備ならびに運用に適切な措置を講ずるとともに、輸送力の調達に関して、自衛隊および敦賀海上保安部への支援要請ならびに中部運輸局福井運輸支局への借上要請を行うとともに、広域相互応援協定に基づき他府県等に応援要請を行うものとする。</p> <p>イ 関係市町の措置</p> <p>関係市町は、原子力災害時における輸送車両等の調達および運用について、各関係市町地域防災計画（原子力災害対策編）に定めるとともに、調達不可能となった場合には、輸送条件を示して県に調達あっせんの応援を要請するものとする。</p> <p>ウ 中部運輸局福井運輸支局長の措置</p> <p>（略）</p> <p>エ 輸送力が不足したときの対応</p> <p>（略）</p> <p>オ 県警察の措置</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度および重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。</p> <p><u>また、国等から派遣される専門家および緊急事態応急対策を行うための人員ならびに装備資機材の現地への輸送に関する支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 輸送体制</p> <p>ア 航空輸送</p> <p>（略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>イ 陸上輸送</p> <p>(ア) 道路輸送</p> <p>a 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握するものとし、県（災害対策本部長）は、当該情報に基づき緊急輸送ルートを選定するものとする。</p> <p>b 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県（災害対策本部長）が選定した緊急輸送ルートの確保に努めるものとする。</p> <p>c 県警察は、警察官その他関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>d 県警察本部長および道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他防災関係機関および住民に対して周知を図るものとする。</p> <p>(イ) 鉄道輸送</p> <p>(略)</p> <p>ウ 海上輸送</p> <p>(略)</p>	<p>イ 陸上輸送</p> <p>(ア) 道路輸送</p> <p>a 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握するものとし、県は、当該情報に基づき緊急輸送ルートを選定するものとする。</p> <p>b 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県が選定した緊急輸送ルートの確保に努めるものとする。</p> <p>(イ) 鉄道輸送</p> <p>(略)</p> <p>ウ 海上輸送</p> <p>(略)</p>
<p><b>第1 1 節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b></p> <p>退避等の措置または飲料水および飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、住民の生活を確保するため、飲料水、飲食物および生活必需品（以下「物資」という。）の確保ならびに供給に関して必要な措置を講ずる。</p> <p><b>第2 飲料水の供給</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 飲食物の供給</b></p> <p>(1) 供給方法</p> <p>ア 備蓄品等の供給</p> <p>(ア) 関係市町（災害対策本部長）が行う供給</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 県（災害対策本部長）が行う供給</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 国が行う供給</p> <p>(略)</p> <p>(2) 炊き出し等による飲食物の給与</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1 1 節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p><u>避難</u>等の措置または飲料水および飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、住民の生活を確保するため、飲料水、飲食物および生活必需品（以下「物資」という。）の確保ならびに供給に関して必要な措置を講ずる。</p> <p><b>第2 飲料水の供給</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 飲食物の供給</b></p> <p>(1) 供給方法</p> <p>ア 備蓄品等の供給</p> <p>(ア) 関係市町が行う供給</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 県が行う供給</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 国が行う供給</p> <p>(略)</p> <p>(2) 炊き出し等による飲食物の給与</p> <p>(略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(3) 放射性物質の影響に関する県（災害対策本部長）の措置 （略）</p> <p><b>第4 生活必需品の供給</b> （略）</p> <p><b>第5 その他の調達方法、受入れ、配付方法等</b> （略）</p> <p><b>第1 2節 災害時要援護者応急対策計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> （略）</p> <p><b>第2 情報伝達および広報における配慮事項</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線等を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。</p> <p><b>第3 退避等における配慮事項</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 関係市町（災害対策本部長）は県（災害対策本部長）と連携し、退避等施設での生活に関して、退避等施設における健康相談窓口において、災害時要援護者の心身の健康状態の把握に十分配慮するとともに災害時要援護者に向けた情報の発信、生活環境にも十分配慮するものとする。</p> <p>また、災害時要援護者に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行うものとする。</p> <p>(3) 県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）に協力し、退避等施設における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。</p> <p>また、退避等施設に災害時要援護者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。</p>	<p>(3) 放射性物質の影響に関する県の措置 （略）</p> <p><b>第4 生活必需品の供給</b> （略）</p> <p><b>第5 その他の調達方法、受入れ、配付方法等</b> （略）</p> <p><b>第1 2節 災害時要援護者に配慮した応急対策</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> （略）</p> <p><b>第2 情報伝達および広報における配慮事項</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県および関係市町は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線、<u>携帯端末の緊急速報メール機能等</u>を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。</p> <p><b>第3 避難における配慮事項</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 関係市町は県と連携し、<u>避難施設での生活に関して、災害時要援護者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難施設での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。</u></p> <p>また、災害時要援護者に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、関係市町に協力し、<u>避難施設における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。</u></p> <p>また、<u>避難施設に災害時要援護者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。</u></p> <p>(4) <u>病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師または職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</u></p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第13節 防災業務関係者防護計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b></p> <p>原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通整理、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理および医療措置を確立する。</p> <p><b>第2 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第3 防護対策</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県（災害対策本部長）は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県および国（安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に調達の要請を行うものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p><b>第4 防災業務関係者の被ばく管理</b></p> <p>(1) 本県における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、「防災指針」に示される防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50mSvを上限とし、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとする。</p> <p>ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svを併せて上限とするものとする。</p> <p>また、日管理目標値は10mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとする。</p>	<p>場合は、関係周辺府県および国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p><u>(5) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</u></p> <p><u>また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</u></p> <p><b>第13節 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理および医療措置を確立する。</p> <p><b>第2 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第3 防護対策</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県および国（<u>原子力規制委員会</u>（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に調達の要請を行うものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p><b>第4 防災業務関係者の放射線防護</b></p> <p>(1) 本県における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、<u>指針</u>に示される防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50mSvを上限とし、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとする。</p> <p>ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svを併せて上限とするものとする。</p> <p>また、日管理目標値は10mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとする。</p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県（災害対策本部長）は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(5) (略)</p>
<p><b>第5 防災業務関係者の医療措置</b> (略)</p>	<p><b>第5 防災業務関係者の医療措置</b> (略)</p>
<p><b>第1 4 節 災害救助法の適用計画</b> (略)</p>	<p><b>第1 4 節 災害救助法の適用</b> (略)</p>
<p><b>第1 5 節 広域的応援対応計画</b></p>	<p><b>第1 5 節 広域的応援の対応</b></p>
<p><b>第1 計画の方針</b> (略)</p>	<p><b>第1 基本方針</b> (略)</p>
<p><b>第2 応援要請</b></p> <p>(1) 県の応援要請 (略)</p> <p>オ 原子力事業者に対する派遣要請 知事は、災害が発生した原子力事業所以外の県内原子力事業者（県外の原子力事業者への要請は経済産業省）に対して緊急時モニタリング要員の派遣要請を行うとともに、モニタリング資機材等、応急対策に係る資機材の提供について要請を行うものとする。</p> <p>(2) 消防機関に対する応援要請 (略)</p>	<p><b>第2 応援要請</b></p> <p>(1) 県の応援要請 (略)</p> <p>(2) 消防機関に対する応援要請 (略)</p> <p><u>(3) 警察の派遣要請</u> 警察の派遣要請については、警察法第60条第1項に基づき県警察が行うものとする。</p>
<p><b>第3 防災活動拠点</b> (略)</p>	<p><b>第3 防災活動拠点</b> (略)</p>
<p><b>第4 応援に係る留意事項</b> (略)</p>	<p><b>第4 応援に係る留意事項</b> (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第16節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> (略)</p> <p><b>第2 派遣要請の実施</b> (略)</p> <p><b>第3 派遣の内容</b></p> <p>(1) モニタリング支援 (2) 被害状況の把握 (3) 避難の援助 (4) 避難者等の捜索救助 (5) 消防活動 (6) 応急医療・救護・防疫 (7) 人員および物資の緊急輸送 (8) 危険物の保安および除去 (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの</p> <p><b>第4 派遣要請の手続き</b></p> <p>(1) 知事が行う派遣要請の手続き (略)</p> <p>(2) 関係市町長が行う派遣要請の手続き ア～イ (略)</p> <p>ウ 上記イの通知を受けた下記(4)に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。</p> <p>(3) 口頭で要請する場合の連絡事項 (略)</p>	<p><b>第16節 自衛隊の災害派遣要請等</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2 派遣要請の実施</b> (略)</p> <p><b>第3 派遣の内容</b></p> <p>(1) モニタリング支援 (2) 被害状況の把握 (3) 避難の援助 (4) 避難者等の捜索救助 (5) 消防活動 (6) 救護 (7) 人員および物資の緊急輸送 (8) <u>スクリーニング</u>および除去 (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの</p> <p><b>第4 派遣要請の手続き</b></p> <p>(1) 知事が行う派遣要請の手続き (略)</p> <p>(2) 関係市町長が行う派遣要請の手続き ア～イ (略)</p> <p>(3) 口頭で要請する場合の連絡事項 (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																		
<p>(4) 派遣要請先</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">派遣要請先</th> <th style="text-align: center;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）</td> <td>0727-82-0001 （内線2259または2351）</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）</td> <td>0773-62-2250 （防災行政無線 7-451）</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）</td> <td>0761-22-2101</td> </tr> </tbody> </table>	派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	0727-82-0001 （内線2259または2351）	海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250 （防災行政無線 7-451）	航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101	<p>(4) 派遣要請先</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">派遣要請先</th> <th style="text-align: center;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）</td> <td>0727-82-0001 （内線2259または2351）</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）</td> <td>0773-62-2250 <u>（内線2222）</u> （防災行政無線 7-451）</td> </tr> <tr> <td><u>航空自衛隊中部航空方面隊司令部</u> <u>（埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地）</u></td> <td><u>04-2953-6131</u> <u>（内線2233）</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）</td> <td>0761-22-2101</td> </tr> </tbody> </table>	派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	0727-82-0001 （内線2259または2351）	海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250 <u>（内線2222）</u> （防災行政無線 7-451）	<u>航空自衛隊中部航空方面隊司令部</u> <u>（埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地）</u>	<u>04-2953-6131</u> <u>（内線2233）</u>	航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101
派遣要請先	電話番号																		
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	0727-82-0001 （内線2259または2351）																		
海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250 （防災行政無線 7-451）																		
航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101																		
派遣要請先	電話番号																		
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	0727-82-0001 （内線2259または2351）																		
海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250 <u>（内線2222）</u> （防災行政無線 7-451）																		
<u>航空自衛隊中部航空方面隊司令部</u> <u>（埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地）</u>	<u>04-2953-6131</u> <u>（内線2233）</u>																		
航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101																		
<p><b>第5 自主的派遣</b></p> <p>自衛隊は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する必要があるものとする。</p> <p>ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。</p>	<p><b>第5 自主的派遣</b></p> <p>自衛隊は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する可能性があるものとする。</p>																		
<p><b>第6 派遣部隊の受入れ</b> （略）</p>	<p><b>第6 派遣部隊の受入れ</b> （略）</p>																		
<p><b>第7 派遣部隊の撤収要請</b> （略）</p>	<p><b>第7 派遣部隊の撤収要請</b> （略）</p>																		
<p><b>第8 経費の負担区分</b> （略）</p>	<p><b>第8 経費の負担区分</b> （略）</p>																		
<p><b>第9 派遣部隊の被ばく管理</b> （略）</p>	<p><b>第9 派遣部隊の被ばく管理</b> （略）</p>																		
<p>第17節 文教対策計画</p>	<p>第17節 文教対策 （略）</p>																		

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(略)</p> <p><b>第18節 ボランティア受入計画</b></p> <p><b>第1 計画の方針</b> (略)</p> <p><b>第2 災害時ボランティア活動の制限</b> (略)</p> <p><b>第3 災害時ボランティア活動の開始</b> (略)</p> <p><b>第4 災害時ボランティアの受入体制</b></p> <p>(1) 県 災害対策本部にボランティア部門を設け、福井県社会福祉協議会等既存のボランティア推進団体が中核となる災害ボランティアセンターと連携を取りながら、ニーズに応じたボランティアの調整・あっせんを行うものとする。</p> <p>(2) 市町 (略)</p> <p><b>第5 災害時ボランティアの活動体制</b> (略)</p>	<p><b>第18節 ボランティア等の受入</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2 災害時ボランティア活動の制限</b> (略)</p> <p><b>第3 災害時ボランティア活動の開始</b> (略)</p> <p><b>第4 災害時ボランティアの受入体制</b></p> <p>(1) 県 災害対策本部にボランティア部門を設け、福井県社会福祉協議会等既存のボランティア推進団体が中核となる<u>県</u>災害ボランティアセンター本部と連携を取りながら、ニーズに応じたボランティアの調整・あっせんを行うものとする。</p> <p>(2) 市町 (略)</p> <p><b>第5 災害時ボランティアの活動体制</b> (略)</p> <p><b>第6 国民等からの義援物資、義援金の受入</b></p> <p>(1) <u>義援物資の受入</u> 被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を国の原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) <u>義援金の受入</u> 義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第19節 地震応急対策計画</b> (略)</p> <p><b>第4章 災害復旧計画</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2節 現地事後対策連絡会議への職員派遣</b> 原災法第21条の規定に基づく国の原子力災害対策本部の廃止により、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、県（災害対策本部長）は、別に定める職員を派遣するものとする。 また、当該連絡会議に派遣された県職員は、関連情報の集約・整理および国が行う事務の協力を行うものとする。</p> <p><b>第3節 汚染の除去等計画</b> 県（災害対策本部長）は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去および除染作業を行うものとする。</p> <p><b>第4節 各種制限措置の解除計画</b></p> <p><b>第1 県の措置</b> 県（災害対策本部長）は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取、出荷制限等、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p><b>第2 関係市町の措置</b></p>	<p><b>第19節 地震応急対策</b> (略)</p> <p><b>第4章 <u>原子力災害中長期対策</u></b></p> <p><b>第1節 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2節 現地事後対策連絡会議への職員派遣</b> <u>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</u> 防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、県は、別に定める職員を派遣するものとする。 また、当該連絡会議に派遣された県職員は、関連情報の集約・整理および国が行う事務の協力を行うものとする。</p> <p><b>第3節 <u>原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</u></b> <u>県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</u></p> <p><b>第4節 <u>放射性物質による環境汚染への対処</u></b> 県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p><b>第5節 各種制限措置の解除</b></p> <p><b>第1 県の措置</b> 県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の専門家等の判断および国の指導、助言または指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p><b>第2 関係市町の措置</b></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(略)</p> <p><b>第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</b>            県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態解除宣言後、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p><b>第6節 損害賠償請求計画</b>  <b>第1 災害地域住民の登録</b>            関係市町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、退避等施設において講じた措置等につき、登録を行うものとする。            県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）と連携し、住民等への医療措置の登録等を行い、損害賠償請求等に万全を期すものとする。</p> <p><b>第2 損害調査</b>            (略)</p> <p><b>第3 諸記録の作成</b>            (略)</p> <p><b>第7節 風評被害等の影響の軽減</b>            県（災害対策本部）は、国および市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進</p>	<p>(略)</p> <p><b>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</b>            県は、原子力緊急事態解除宣言後、<u>国の統括の下、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</u></p> <p><b>第7節 損害賠償請求等</b>  <b>第1 災害地域住民の登録</b>            関係市町は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、<u>避難および屋内退避等</u>を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、<u>避難施設等</u>において講じた措置等につき、登録を行うものとする。            県は、関係市町と連携し、住民等への医療措置の登録等を行い、損害賠償請求等に万全を期すものとする。</p> <p><b>第2 損害調査</b>            (略)</p> <p><b>第3 諸記録の作成</b>            (略)</p> <p><b>第8節 被災者等の生活再建等の支援</b>  <u>(1) 県は、国および関係市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</u>  <u>(2) 県は、国および関係市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体および避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</u>  <u>(3) 県は、関係市町と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</u></p> <p><b>第9節 風評被害等の影響の軽減</b>            県は、国および市町と連携し、<u>科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。</p> <p><b>第8節 住民相談体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第9節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援</b> (略)</p> <p><b>第10節 心身の健康相談体制の整備</b> 県（災害対策本部長）は、国および関係市町とともに、原子力災害が発生した原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、相談窓口を開設するものとする。</p> <p><b>第11節 物価の監視</b> 県（災害対策本部長）は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p>	<p>等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。</p> <p><b>第10節 住民相談体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第11節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援</b> (略)</p> <p><b>第12節 心身の健康相談体制の整備</b> 県は、<u>国からの放射性物質による汚染状況調査や指針に基づき、国および関係市町とともに、原子力災害が発生した原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</u></p> <p><b>第13節 物価の監視</b> 県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p><b>第14節 復旧・復興事業からの暴力団排除</b> <u>県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p>